

第一回 參議院大藏委員會會議錄第七号

(第五部)

昭和六十一年四月一日(水曜日)  
午前十時二分開会

午前十時一分開會

委員の異動  
三月二十八日

四月一日  
出 口 廣光君  
服 部 信吾君  
伊江 朝雄君  
桑 名 義治君

村沢  
牧君

久保 大木  
亘君 正吾君  
村沢 丸谷

出席者は左のとおり、  
委員長

委員

事務局側	河内	裕君
説明員	常任委員会専門	
公正取引委員会	黒田	武君
事務局取引部景 品表示指導課長	吉川	淳君
総務行政管理	菊地	徳彌君
局管理官	原田	明夫君
経済企画庁調整 局調整課長	閔	要君
法務省刑事局刑 事課長	山下	弘文君
大蔵省銀行局保 険部長	中地	冽君
通商産業省産業 政策局商政課長	田中	敬君
自治省行政局選 舉部政治資金課	吉瀬	維哉君
○昭和六十一年度一般会計予算（内閣提出、衆議院送付）、昭和六十一年度特別会計予算（内閣提出、衆議院送付）、昭和六十一年度政府関係機 関予算（内閣提出、衆議院送付）について	大倉	真隆君
（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及 び日本輸出入銀行）	澄田	智君
日本銀行総裁	玉置	孝君
日本銀行理事	山下	眞臣君
環境衛生金融公 庫理事長		

- 参考人の出席要求に関する件
- 外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。  
昨日、赤桐操君及び村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として大木正吾君及び久保亘君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 去る三月二十八日、予算委員会から、本日一日間、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及

この際、本件を議題といたします。

まず、大蔵大臣から説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 昭和六十一年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関收入支出予算につきまして御説明申し上げます。

本日の会議に付した案件

○昭和六十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十一年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十一年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について  
（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本本輸出入銀行）

と、国債費は、十一兆三千百九十五億千八百万円、政府出資は、二千九十九億円、予備費は、三千五百億円となつております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算につきまして申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも七千百八十億千五百万円となっております。

このほか、印刷局等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省所管の各政府関係機関の収入支出予算につきまして申し上げます。

国民金融公庫におきましては、収入四千百五十

二億二千万円、支出四千二百二十七億千七百万円、差し引き七十四億九千七百万円の支出超過となつております。

このほか、日本開発銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもしまして詳細な説明にかえさせていただきたいと存じますので、記録にとどめてくださいるようお願いいたします。

○委員長(山本富雄君) 以上で説明の聽取は終わりました。

なお、ただいま大蔵大臣から要望がありましたように、別途提出されております詳細な説明書は、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本件審査に關し、本日参考人として、国民金融

公庫総裁田中敬君、日本開発銀行総裁吉瀬維哉君、日本輸出入銀行総裁大倉重隆君、日本銀行総裁澄田智君、日本銀行理事玉置孝君及び環境衛生

君、日本輸出入銀行理事長山下眞臣君の出席を求めるに就いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(山本富雄君) それでは、これより質疑に入ります。

○久保宣君 私は、予算委員会で既に問題となつております平和相互の不良債権をめぐる問題についてお尋ねしたいと思います。

大蔵省は、平和相互の貸付債権の中身が非常に悪いということを定例検査によつてもう古くから容易に知り得たはずであります。今回の異例の長期検査によつて巨額の不良債権が突如発覚したことであります。平和相互の巨額の粉飾を今日まで見逃してきたのはどういう理由によるものかお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相互銀行に対しましては、大体約二年ほどの間隔を置きまして検査を実施しております。その都度この検査におきま

しては全力を挙げて検査に努めてきたところでござります。

そもそも、検査自体は金融機関との信頼関係のもとに行われるということでござりますので、それに提供される情報、資料等に基づきまして検査が行われていくというのが実態でございます。そこがあることは部内でありますか部外でありますかは別として、非常に多く入ってきたということがあります。しかし、いわばそうした情報というようなものが、あるいは部内でありますか部外でありますかは別として、非常に多く入ってきたといふことはあるいは深い検査をする一つのやつぱりきつかけになつたのかなというような印象を持つております。したがつて、定期検査等で今までそれをなりに一生懸命やつておりますが、手の届かないところがあつたという印象は免れないと思つております。

したがつて、今回は、これはあるいは不適当かもしれません。しかし、いわばそうした情報というようなものが、あるいは部内でありますか部外でありますかは別として、非常に多く入ってきたといふことはあるいは深い検査をする一つのやつぱりきつかけになつたのかなという印象を持つております。

○久保宣君 平和相互では、大蔵省や日銀の検

し上げました検査における信頼関係の対応において満たされなかつた点があることは遺憾に存じておりますけれども、その都度私どもとしては全力

を尽くして検査をやつてきたというふうに信じておるわけでございます。

○久保宣君 既にこの問題については昭和五十五

年に目黒議員も国会において質問をいたしておりま

す。私も昨年の五月に大蔵省にお尋ねをしたのでございますが、その際ににおける大蔵省の答弁

というのは、今日の平和相互の経営の状況というものを既に知つておったにもかかわらず、答弁は非常にあいまいなものとなつていてるわけであります。

○久保宣君 既にこの問題については昭和五十五

年に目黒議員も国会において質問をいたしておりま

す。

私は、今日こういう状況を招いて預金者に対する不安を引き起こしてることは、大蔵省の平和

相互銀行に対する監督責任を問われても仕方のないことだと思うのであります。大臣いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、これはいささか私の私見もあるいは入ったお答えになるかもしれないが、自身も今度の問題を見まして、やっぱり銀行検査といふものについてはおのずから限界があるなという感じをつくづくと持ちました。

別に検査令状を持つていくわけでもございませんし、したがつて、お互いの信頼関係で資料提供し

てもらつたりいろいろするわけござりますから、その辺は私もそのような印象を抱いたことは事実でございます。

したがつて、今回、これはあるいは不適当か

かもしれません。しかし、いわばそうした情報というようなものが、あるいは部内でありますか部外でありますかは別として、非常に多く入ってきたといふことはあるいは深い検査をする一つのやつぱりきつかけになつたのかなという印象を持つております。

したがつて、田代社長は二月十二

日の支店長会議の席上、自分も深く責任を感じておるところでございます。田代社長は

いる、今は社長としての責務を遂行に全力を傾

け、その責任を果たした曉には進退を明らかにする旨の心境を明らかにしたといふうに聞いておるわけでございます。

○久保宣君 私は、総括質疑で問題になりま

た、ひょろぼの「時代行列」にかかる四十億融資についても当時の田代社長も重要な役割を果たさ

れたという話を聞くわけでありまして、これらの問題についても会長には経営上の責任がないなど

ということはあり得ないと思っておりますから、

今の局長の御答弁のようなことで、その責任は明

らかにされるものと思っております。

それで、大蔵省の監督責任とか現社長の経営責

退陣をされた役員を含めて巨額の不良債権を生み出した平和相互の乱脈な融資の実態の一例についてお尋ねをしたいと思うんです。

お手元に資料をお配りいたしております。その

内容についてお尋ねいたします前に、相互銀行法

第十条に定める貸し付けの限度額の基準となる平

和相互の自己資本は大蔵省は幾らと見ておられる

のか、金額を示してください。

○政府委員(吉田正輝君) 相互銀行法でございま

すけれども、同一人に対する信用供与は、銀行法

第十三条におきまして、まず同一人に対する信用

の供与の限度を定めることとしておるわけでござ

ります。そこで、それによりますと、それはさ

らにこれを相銀法が準用しておるわけでございま

すけれども、各信用先ごとに自己資本の二〇%以

内ということになつております。その二〇%以内

は大体八十二億円程度でございます。——私自

己資本というふうに申し上げたかもしません

が、その同一人に対する信用供与限度は約八十二

億円程度でございます。

○久保宣君 この平和相互の払込資本金は三十一

億八千万ですね。三十一億八千万で、その他自己

資本に加算できるものを加えても八十二億とい

う額はいかにも大き過ぎるという感じがするので

ありますが、それは一応あなたのお答えとして聞

いておきました。

それから今度は、相銀法十一条に定める限度額に

基づいて、相互銀行の貸付限度額を平等に均てん

をさせるという意味も含めて、大蔵省は通達で限

度額を示しております。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘のとおり、同一

人に対する信用供与につきましては、法に定めま

す「最高限度(自己資本の百分の二十)と十五億円

のいづれか低い額とする。」ということで、いざれ

か低い額にするというふうな基本通達が出ており

ますけれども、ただし、ただいま申し上げまし

た、十五億円が融資の最高限度となる相互銀行、これは大きな相互銀行が大体そういうことになつてくると思います。自己資本が大きければ大きい

ほどそういうことになると思いますが、そういう

相互銀行については、「十五億円を超える融資

の合計額が総融資額の百分の二十に相当する金額

の範囲内において、「融資の最高限度以内の融資

を行つて差し支えないものとする。」ということ

基本通達が出ているところでございます。

○久保宣君 そういたしますと、大体その目安を

十五億を限度にしながら百分の二十まで認める、

こういうことになつておるとしても、コ

ンサルティング・フォーラム社に対して正確には

四十一億融資されたと聞いておりますが、これは

明らかに不當な貸し付けになつてくると思いま

す。

それから、私がこれからお尋ねいたします富士

ビル開発に対しては実に数百億の貸し付けを行

つてゐるわけでありまして、そのほか平和相互の関

連企業に対する融資額といふのは、八十二億など

といふのはもう極めて低い方でありますと、いづ

れも百数十億、数百億といふ貸し出しが行われて

いるのであります。これは不當貸し付け、つまり

大蔵省の指導、相互銀行法の定めるところに反す

る貸し付けとなつてゐるということは局長お認め

になりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど御説明申し上げ

ましたように、自己資本の百分の二十と十五億円

のいづれか低い方といふことでござりますけれど

も、この場合、したがいまして、平和相互につき

ますと、八十二億円と十五億円のいづれか低い方

をとるということになりますと十五億円になるわ

けでござりますけれども、十五億円を超える場合

につきましては、総融資額の百分の二十までは

構だといふことになりますので、形式的に申

しておきます。

そういう意味で、形式的に申しますと、今のフ

ォーラムにつきまして、これは具体的なケースで

ございますから、その額がどうであるかというこ

とは別といたしまして、仮に御指摘のような数字

であつても、それは法律的に、その是非は別とい

たしまして、今の大口融資基準からいふと必ずし

も当たつていふというふうに言えるかと存じま

す。

それから、もう一つおっしゃつておられます

は、全体として平和相銀には大きな融資が多いん

じゃないか、大口融資が多いんじやないか、こう

いうことでござります。事実大口融資が多いこと

もございまして、私ども毎回検査ごとにそれを

指摘し、是正方を指導しておりますけれども、も

う一つの事情といたしましては、大口融資といふ

ものは同一人に対する信用供与でござります。し

たがいまして、グループとみなされるものについ

て、あるいはグループらしきもの、そういうもの

に貸す場合には、これは同一人には形式的にはな

つておりませんために、グループとしては額を超

える場合があるということが言えると思いま

す。

○久保宣君 それで私がこれから尋ねたいんで

す。

あなたが今言われたよう、グループでやると

いい、みんなで渡れば怖くないというやり方。

それで富士ビル開発というのが、今お手元に差

し上げました資料のように、むちやくちやにペー

パーカンペニーと思われるダミーをつくつて、そ

してそこへ十億も二十億もどんどん融資をさせ

て、実際は元締めの富士ビル開発というものがそれ

を全部受け取った形跡が濃いわけです。それで富

士ビル開発のグループは、この富士ビル開発とい

う会社は資本金二億の会社であります。そしてこ

の会社の中に八つもあるんです。そしてその一つ

の富士ビル開発の中に一番多いところで資本金一

千万、少ないところで一百万のダミーの会社がこ

千五百億円が行なわれてあります。しかも富士ビル開発の本社を含めて十一の会社の役員とい

うのは、一番多い人では六社の役員を兼ねております。

そこに一覧表上げておりますが、役員は全

部兼務です。そして会社も同じところにあるんで

す。富士ビル開発にない会社は社長の家にあるん

です。

そういう会社に対してそれじゃどういう貸し方

をしているかといいますと、富士ビル開発が所有

いたしております武藏野市の吉祥寺にあるエコー

ビルと呼ばれてゐる八階建てのビルを共同担保に

して、この十社はこれを共同担保にして次々に融

資を受けているわけであります。ほかに担保は私

が知る限りではありません。一番小さな会社で十

九億一千万、本体になります富士ビル開発はこのグル

ープが三百四十五億二千万の極度額による融資を受けています。

これが八十五億、全部でこのグループが三百四十五億二千万の極度額による融資を受けています。

共同担保を抵当にして八十五億、全部でこのグル

ープが八十五億二千万の極度額による融資を受けています。

受けていると思われるのですが、大蔵省は検査でその事実を確認されておりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 個別の融資、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引にかかる事柄でございますので、本件につきましては承知していい部分もあり承知している部分もあるかもしれませんけれども、いずれにしても答弁を差し控えさせていただきます。

ただ、一般的に申し上げますれば、平和相互銀

行に對しましては、從来から資産の健全性の確保

につき必要に応じて指導を行つていているということ

でございます。

○久保宣君 どうせそういうことだろうと思つ

て、ここに登記を取つてあります。これを見ま

すと、今私が申し上げましたこと、それから、詳

細はお配りいたしました資料のとおりに極度額を決めて抵当権設定が行なわれております。これは本

年二月二十日に東京法務局武藏野出張所で取つたものであります。だから、ここに出てまいります

この一覧表にある極度額について否定されます

か。

○政府委員(吉田正輝君) 極度額についてお調べ

であるということで、登記所で出ている数字でござります。でございますから、その額がどうであるかとい

わけでございますけれども、この場合に、この極度額が融資額そのものに相当するかどうかについての問題点はあらうかというふうに存しております。

○久保宣君 そういう答えになるだらうと思いまして、富士ビル開発は六十年の二月で平和相互に対する貸付残額が、グループじきありませんよ、富士ビル開発の貸付残が百十七億八千万ある。ということは、この共同担保で富士ビル開発が極度額を設定いたしました八十五億よりもはるかに多い貸付残が残っているということあります。といふことは、この登記にあります極度額いっぽいの融資は当然に行われているものと私は考へてゐる所であります。

局長の方は守秘義務を盾にとつてこれを明らかにされようとしませんので、私はその事実を申し上げておきますが、富士ビル開発グループによる融資の仕方、金額はあなた言わないと言われるならば、ここで押し問答したら時間があつませんから、こういう融資の仕方ということには問題はないのか。こういうやり方というのは不当貸し付けではないのか。もう一つは、富士ビル開発グループに融資された巨額の貸付額は不良債権となつてゐるのかどうか。この点について明確に答えてください。

○政府委員(吉田正輝君) 一般論として答えさせていただくことは可能かと存するわけでございまして、先ほど申し上げましたように、同一人に対する信用供与ということになつておりますので、それの親密關係、あるいはそのグループに貸す場合に、それが脱法的なものになるかどうかといふことが行政指導としては問題にならうかと存じますけれども、全体として巨額になつてゐるグループ貸し付けにつきましては、その実態によるものであらうかと思つております。

同一人に対する信用供与につきましては、先ほど申し上げました基本通達におきまして、「融資の名義が異なつていても、故意に名義を分割する

等資金使途等からみて実質的に同一人に対する融資と認められるものについては、これを合算して取り扱うもの」としておりますので、故意の名義分割等の場合以外は同一人として取り扱うことにしていない。しかし、故意の名義分割等の場合は同一人として取り扱うことによって、富士ビル開発は六十年の二月で平和相互に対する貸付残額が、グループじきありませんよ、富士ビル開発の貸付残が百十七億八千万ある。ということは、この共同担保で富士ビル開発が極度額を設定いたしました八十五億よりもはるかに多い貸付残が残っているということあります。といふことは、この登記にあります極度額いっぽいの融資は当然に行われているものと私は考へてゐる所であります。

局長の方は守秘義務を盾にとつてこれを明らかにされようとしませんので、私はその事実を申し上げておきますが、富士ビル開発グループによる融資の仕方、金額はあなた言わないと言われるならば、ここで押し問答したら時間があつませんから、こういう融資の仕方といふことは問題はないのか。こういうやり方というのは不当貸し付けではないのか。もう一つは、富士ビル開発グループに融資された巨額の貸付額は不良債権となつてゐるのかどうか。この点について明確に答えてください。

○政府委員(吉田正輝君) 一般論として答えさせていただくことは可能かと存するわけでございまして、先ほど申し上げましたように、同一人に対する信用供与ということになつておりますので、それの親密關係、あるいはそのグループに貸す場合に、それが脱法的なものになるかどうかといふことが行政指導としては問題にならうかと存じますけれども、全体として巨額になつてゐるグループ貸し付けにつきましては、その実態によるものであらうかと思つております。

同一人に対する信用供与につきましては、先ほど申し上げました基本通達におきまして、「融資の名義が異なつていても、故意に名義を分割する

私はこれは法的にも問題があると思うんです。こいつはようだミーの会社というのが何をする会社かというのを、これも全部会社の登記を出してもらいまして調べさせていただきましたが、それ表現は違いますが、みんな同じようなことをやつてゐるんです。食料品の販売とか旅行社とか保険の代理店とか、みんな同じことを書いています。そしてそれが役員もみんな重なつておつて、それで理解して調べさせたことは事実でございります。

○久保宣君 全体といたしまして、一般論として申し上げれば、平和相互におきまして全体として融資内容に健全性を欠くうらみがあつたことは事実でございりますので、例えばペーパーカンペニー的なもので実際には本体に対する融資を行つてたような事例はございませんけれども、このケースであるかどうかというごとにつきましては、個別ケースになりますので、一般論で答えていたいたいた次第でござります。

○久保宣君 大変窮屈な答弁なんですが、結局一般論で答えられるということとは、一般論で答えるからそれで理解してくれということですか。これを否定することですか。どちらですか。

○政府委員(吉田正輝君) 御答弁申し上げたとおりでございまして、公開の国会の御答弁として、個別のこととして、それにつきましての一般論に限られて申し上げさせていただいたわけでござります。

○久保宣君 現在多額の貸付残が残つてゐる、これが不良債権の中に入つてゐるのかどうかといふことも、この種のものについてそういうものがあるという一般論でひとつ答えてください。

○政府委員(吉田正輝君) 本件につきまして、そ

れがどうななものに該当するかどうかにつきましては、答弁を差し控えさせていただいて、一般論で御理解いただきたいと思っております。

○久保宣君 それでは、一般論にこれが該当するんだということで理解をいたしておきます。

こういうふうに次々に十数億ずつと並んで融資を受けしていくわけですが、こういうペーパーカンペニーをつくつてやっていくやり方というのは、

しては、問題となる融資として是正をして、あるいはそこについて責任の所在を明らかにしてもらいうることが適正であるというふうに信じております。私の答弁の限度としてはそういうことでございました。

今まで検査を通じて適正に指導をし是正を求めてきたと言われるんですが、ところがこの表をござらんになればわかりますように、この融資が、例えば上から三番目の富士ビル開発に対する六十二億一千万の極度額の設定が行われたのは五十五年八月十五日です。ところがそれが登記されるのは六年になつてからです。その後もずっと五十七年から六十年まで続いたこのダミーの会社に対する融資が登記もされないまま放置されておりまして、六十年の二月になつてまとめて一括登記されております。そして、この登記が終わるとすぐ四年三十日には今度はさらに極度額の上乗せが行われておるのであります。この上乗せされた分についても大蔵省の長期検査が大詰めになつてしまいましても平和相互は從来からの検査におきましても指摘してきたところでござります。それから、検査につきましてはその都度厳正に対応してまいりまして、今回も調べるべきは調べるといふことで深度のある検査を行つたところでございます。そして、それによりましてさらにまたその融資内容の健全性を多くのを多く発見したといふことは事実でござります。

それで、大口融資について申し上げるならば、

先ほど先生が御指摘になりましたように、実際に経営を行わず、融資の対象となる事業もなく、経営者も重複しており、それが実際には結局、その貸し出した企業に融資されるのではなくて、ある一定の一つの企業に対してもわざ回的の融資といふような形で集中され、それが同一人に対する信用供与をオーバーし、かつそれが担保保全が不十分であるというようなことであれば、私どもと

る中でやつておるわけですが、そういうことにつ

いて大蔵省は一体どういう指導をなさつてきたんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 一般的に銀行が資産の健全性の確保につき意を用い、私どもがそれをまた指導するというのが当然のこととございます。

従来より、平和相互銀行に対しましては資産の健全性の確保につき指導を行つてきているということは何度か申し上げたところでございますが、個別の取引先との対応につきましては、銀行自身において自主的に対応すべきものというふうに考えているわけでございます。

その抵当権の設定ということにつきまして、一般論でお答えさせていただくなれば、長期の融資の場合に、なるべく資産の健全性の確保から抵当権の設定が行われることは望ましいということは事実でございます。したがいまして、検査にそ

ういうことが行われたとすれば、それはあるいは資産の健全性の確保について配慮が図られたのかもしれませんけれども、いざれにいたしまして

も、先ほど申しましたように、具体的な取引に関する事柄でありますので、立ち入っての答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

○久保宣君 こういう登記が放置されたまま、そ

れが大蔵省の検査もそのままパスして、そしていよいよ平和相互に問題が起きて騒がしくなってから登記がえが行われて、今度は大蔵省の指導下に上乗せの登記が行われる、こういうことは大変不可解なことだと私は思うのであります。

それから、ここにあります極度額の設定をいたしました担保物件といふのは一つしかないんであります。吉祥寺のエコービル一つしかない。どの会社も全部それを使っておるわけです。すべての会社がこれ一つを共同担保にして、それで共同担保で登記を行つておる。そういうようなことでありますから、一体この共同担保のほうはどれぐらいいの評価があるのかといいましたら、最初に始まりました四十六年とか五十五年とかいう時代の地価といったしまして今は相当上がつておるのであります。そういう上がっておる中で、地元業者

に評価をさせますと、大体この評価額は百四十億といふんです、土地を含めて。百四十億というところに三百四十五億二千万の極度額が設定されてるということについて、大蔵省は検査をされた

とどう見えておられますか。

○政府委員(吉田正輝君) 共同担保ということとか、あるいはいろいろと詳細にわたりましての御質問でございますけれども、要は、融資が行われた場合に対してその融資が健全であるかどうか、それから担保が供された場合にその資産が十分融資に見合う担保価値を持つているかどうかということが必要であろうということでございます。で

ります。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、先ほど登記のことについても申し上げました

けれども、これも今申し上げたようなことでございまして、債権者と債務者の間に真に問題がない場合は、金融取引上登記手数料の節約のためにそういう登記は行わないという場合もあり得るわけですが、そういう問題であるというふうに考えてお

ります。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど申し上げましたように、検査につきましては二年ごとに厳正な態

度で臨んでおるわけでございます。しかしなが

ら、金融検査は基本的に先ほど申し上げましたように、金融機関との間の信頼関係に基づきまして行つていくという関係にあるわけでございます。

したがいまして、それについてある程度の限度もあろうかというふうに存するわけでございますが、そういう問題であるというふうに考えてお

ります。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、先ほど登記のことについても申し上げましたけれども、これも今申し上げたようなことでございまして、債権者と債務者の間に真に問題がない場合は、金融取引上登記手数料の節約のためにそれが本當かどうかというようなことで検査官が回るようになりますと、円滑な金融取引に支障を生ずることになつてくるという取引の安定性を害する問題が存在するということがございますので、そのような検査は私どもとしてはやれないし、やつてはならぬというふうに存じておるわけ

でございます。

ときにはいふ会で法要を営まれたその法要の実行委員会の筆頭に名前を連ねておられる方ありますから、この方は、富士ビル開発の初代の社長は平和相互とはかなり深い関係の方だ。言つてみれば、富士ビル開発は今度は平和相互のダミーの性格をつけていたんじゃないかな。こうしたことさえも疑いたくなるのであります。私はこの全体の融資の仕方といふものは、これは大蔵省が一般論

で目をつむつたり、あるいは適当に登記を後でやらして上乗せさせて、そして何とかその場をしのいでおけば済むという問題ではなかろうと思うの

であります。

一番最初に申し上げましたように、このような乱脈とも言えるような経営指導を行つてきただ時代の経営者というものは、天下りの役員であらうと何であろうと責任は重大に受けとめなければなりませんが、いろいろ監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そういう意味で、これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎる

私どもがいろいろ聞きますところでは、平和相互の場合にこのような異常な貸し付けが行われているのは、單に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれません、いいかげんな監督をしてO.B.の天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そのうえ、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎる

私どもが聞いておるんです。そういう中で、お客様の方はそういうことにしておいて、そして取引になかなか応じてもらえないで困った企業があるんです。それに適切にこたえていない。しかも、今度長期検査に入つてからは、年末の最も重要な時期に、平和相互と取引のある中小企業者は、大蔵省の検査を受けているという理由でもつて私どもは指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○久保宣君 私はいすれにせよ、こういう融資の仕方というのが、これを認めて、大蔵省も検査で

ござります。

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

&lt;

に今度ぐらい、私どももわからぬぐらいいっぽい情報の提供がありました。それで自分なりに頭の中で構築してみて、一体、何と言いましょうか、内紛と申しましようか、考えようによればそれは情報の提供が大きな資料になって検査が行き届いた、結果として、そういうことは言えると思いますけれども、やっぱりこういうことは、とにかく大蔵省としては金融機関の健全性確保のための努力のための限られた人数、予算で検査をしていかなきやならぬ。それは私は着実にやっておった。しかしそこにおのずから限界があるということをつくづくと感じました。

それから、いわゆる金融再編成の問題でござりますが、これは全く意図的なものではなく、あくまでも再建計画を策定される過程の中で、いろんな事情を勘案して自主的に決められたことだというふうに私は位置づけをいたしております。

○久保宣君 時間が来ましたのでこれで終わりますが、最後に、法務省に来ていただいておりますので、この種の問題についての法的措置の必要はないのかということが一つ。それから自治省に、昨年この平和相互の関連企業からの山王経済研究会に対する献金について私指摘をしたことなどがございますが、この会社の献金は消えておりますが、かわって、赤字会社である武藏野開発、今ここに出ております武藏野開発、それから大洋、それから平和相互銀行自身が山王経済研究会に対してそれを百二十万の献金を行つたという報告がございますが、赤字会社の献金について指摘したにもかかわらず引き続き行われていることについて、自治省の見解を求めておきたいと思います。

○説明員(原田明夫君) 法務省として法的措置を考えるべきでないかというお尋ねでございますが、これは検査とかそちらの方面の問題と、いうふうに受けとめてお答え申し上げます。いずれにいたしましても、かなり長期間にわたつて国会の御論議、また各種報道機関におきましては、平和相互銀行に関する問題が議論され、あるいは

は報道されているということにつきましては、法務あるいは検察当局としても承知しておるところではございまして、ただ事実関係についてまだ明らかでない段階でございますので、これに対して検察当局におきまして、何らかの措置をとるとかといたような問題について具体的にお答え申し上げるのは適当ないと考えますので、御了承いただかたいと思います。

○説明員(中地利君) 山王経済研究会から自治大臣に提出されました収支報告書、五十九年分によりますと、御指摘のように、平和相銀から百二十万円、大洋から百二十万円、武藏野開発から百二十万円の寄附があつたという記載がござります。赤字会社の問題でございますが、当該会社が三事業年度継続して赤字が生じているかどうかといふことについての確認は私たちする立場にないわけですが、一般的に、政治資金規正法第二十二条の四によりますと、三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じていては、いわゆる赤字会社として政治活動に関する寄附が禁止されてございます。

○吉川博君 金融自由化をめぐる諸問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。

昨年の金融自由化は人々の予想を上回るテンポで進展し、今後においてもとめることのできない自然の流れという認識が広まつておるのでございまます。金融の自由化自体は、金融を取り巻く経済環境に対応して、これまで金利や業務の範囲について厳しく規制されておる状態から開放され、経済活動が円滑化するための金融革新の進展であると考えます。つまり金融自由化の背景には、石油ショックを契機として我が国経済が低成長経済へ移行したこと、五十年代に入つてからの国債の大増発あるいは経済の国際化の進展、そしてまた金融の情報化等々が着々と進行しておるという状況が挙げられます。また一方、金融自由化の進展のテンボは政策的に調整し得る余地も十分にあります。

そこで、ただいま数字で申し上げましたような大口の自由化が行われてきたわけでございますけれども、大口について申し上げますならば、六十二年春までに金利規制の緩和及び撤廃を実現するということにしております。したがつてそれに基づきまして、具体的には、今般四月一日から金利が自由化された大口定期預金の預入単位を十億円以上から五億円に引き下げました。それから、

として、金融資産の何割が自由化されておるのか、またその種別とあわせて預金金利自由化のスケジュールについて明らかにしていただきたいと存じます。

○政府委員(吉田正輝君) まず、金融資産の何割が自由化されているかということでございます。

そこで、今自由化されているものを考えてみると、まず大口定期預金、それからCD、それからMMC、これは市場運動型預金でございます。それから外貨預金等々がございますけれども、私どもが調べたところによりますと、全国銀行、相互銀行及び信用金庫の預金、これには信用金庫あるいは相互銀行が行います定期積金、相互預金を含んでおりますが、それにCDを足します。それから中での、今申し上げました幾つかの自由金利商品の割合をトータルで見てみると、実数では六十年末で約一二%となつております。それを種類別に申し上げさせていただきますと、CDが約三%、MMCが二%、大口定期預金が約一%、外貨預金が約六%の構成比になつているわけでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、金融の自由化の中で金利の自由化がやはり主体ということ、核心になるというふうに存じておりますけれども、これにつきましては、金融の自由化全体と同様、前向き、主体的に推進することにしておりますけれども、やはり信用秩序に大きな混乱をもたらさないよう漸進的に進めていく必要があります。そのため、全体として申しますと、金融情勢を勘案しながら大口から小口へと順次段階的に推進するということをございます。

そこで、我々いたしましては、現在、学識経験者で構成される金融問題研究会がございますが、そこにおきまして小口預金金利自由化のスケジュールを含めまして関係省庁、民間金融機関等各方面の意見をお聞きしながら、理論的に幅広く検討を進めているところでございます。

○吉川博君 次に、金利の自由化について国民の関心が最も高い点は、今もお話をございました小口預金の金利自由化であろうと思います。大口預金については、その調達コストから見ても既にかなり有利な利子に動いておるのであります。小口預金は逆に極めて低い利子しか支払われないという事が到来するのではないか心配でございます。今回の公定歩合の第二次引き下げに伴い、預

金金利もほぼ一律に引き下げられたのであります。が、その結果、普通預金金利はこれまでの最低の一%を大きく下回つてついに〇・五%というコンマ以下の金利となつております。

金利自由化の先進国であるアメリカでは、少額預金は利息がつかないのみか、口座手数料を逆に取られるとのことであります。これもコスト重視の考え方によるものであると存じます。将来小

MMCの預入枠を拡大するとともに、預入期間を一ないし六ヶ月を一ヶ月ないし一年に延長いたしました。それから、CDも同様に発行枠を拡大するとともに、発行期間をMMCとあわせまして一ないし六ヶ月を一ヶ月ないし一年に延長いたしました。それから、CDも同様に発行枠を三億円まで引き下げるとしておるわけでございます。

口預金が自由化された場合、かなり低い金利しかつかないのではないかと大変危惧するものでござります。貧乏人は損をして仕方がないでは済ますことのできない重要な問題であろうと思ひます。

この点大蔵大臣はどのような配慮をお考えになつておられるか、御所見を承つておきたいと存じます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに金融の国際化、自由化の中での一番の問題点であります。

小口預金金利の自由化につきましては、預金者保護、それから郵便貯金とのトータルバランス等の環境整備を前提として具体的な諸問題について早急に検討を進めて、大口に続き順次自由化を推進するという基本的な考え方を持っております。このためには、学識経験者で構成されました金融問題研究会におきまして、小口預金金利自由化の具体的方法、それから自由化された場合の金利水準がどうなるか、こういう点も含めまして関係省庁、すなわちこれは郵政省も一緒に勉強すべき課題でございますので、それから民間金融機関等各方面の意見をお聞きした上で、理論的に幅広い検討を進めておるというのが今日の段階でござります。

それで、検討の進みぐあいにもよりますけれども、できることならば夏ごろまでに何らかの中間的取りまとめを行つてみたいところでこれには対応をしよう。確かに、おっしゃいますように手数料、ある人はこれから預け貯を出さなきやいけませんかと、こう言つておりますが、そうした素朴な、預け貯なんといふのは極めて素朴な表現だと思ひましたが、それらのことも含めて、今後の金利が理論的に一体どうなるかといふようなことで今勉強をしておるというさなかでございます。

○吉川博君 ゼひひとつ、庶民にとって重要な問

題でござりますので御配慮をお願い申し上げま

す。次に、金融自由化の進展に伴い金融機関は敵し

い競争にさらされることになります。金融界の再

編成も必至であるとの見方がなされておりま

す。五十四年の大光相互銀行と平和相互銀行の結

末にも見られますように、再建と吸収合併という

対照的な図式がそれをあらわしているわけであり

ますが、金融自由化のスケジュールいかんによ

ては、地域に密着して活躍している中小金融機関

も再編成の波をこうむらなければならない場合も

あり得るわけでござります。例えば大口預金の金

利自由化のテンボについても、預け入れ単位の引

き下げテンボが速過ぎるとの声もありますが、今

後対応などのようにお考えか、お尋ねしておき

たいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど吉川先生からも

御指摘等がございましたとおり、金融の自由化、

金利の自由化は、やはり国民経済の効率化あるい

は自由化を通じまして金融機関のサービス向上が

行われ、それが利用者の資金調達、運用等にも利

便性が向上するというよしな面もあり、これは国

私どもとしては、自由化を進める上ではやはり漸

進的に進めていくわけでござりますけれども、そ

の場合は展望を示していくことが重要である。展

望を示すことによりまして、どのように進んでい

くかという点を明らかにいたしますれば、金融

機関いたしましても、その進むテンボをあらか

じめ知ることができて経営戦略も立てやすいとい

うようなことではないかということで、できるだ

け現実的かつ前向きではござりますけれども、展

望を前広に示していくように努力していくべきだ

うふうに考えておるわけでござります。

したがいまして、先ほど申し上げましたよう

に、大口預金につきまして、十億円、五億円とい

うような段階的、漸進的に、ショックを少ない

ことになります。金融機関は、そういう競争を通じ

ながら経営基盤を確保し、あるいは経営体质の改

善なども図つていかなければならぬという意味

で厳しい局面を迎えていることも事実でございま

す。

一方、地域中小金融機関も、これは地域に密着

して中小企業にも資金を供給していくという重要

な使命がござりますから、先ほど申しました信用

秩序に混乱が生じないようにという配慮の中で、

やはり地域金融、中小企業金融、農林漁業金融も

円滑にくくよろに配慮して進めなければいかぬと

いうふうに考えておるわけでござります。

そういうような全体の考え方に基づきまして、

私どもとしては、自由化を進める上ではやはり漸

進的に進めていくわけでござりますけれども、そ

の場合は展望を示していくことが重要である。展

望を示すことによりまして、どのように進んでい

くかという点を明らかにいたしますれば、金融

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカとの話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

漸進的に進めなければならないということではございませんけれども、先ほど申しましたような、

おりますけれども、先ほど申しましたような、

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で

ます。

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関とし

ての位置づけからしまして、地域や、それから会

員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござ

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

との話のときを思い出してみると、アメリカは

から昨年十二月にはディーリング業務が行えるよう

に制度面の整備を行つてきました。で、信用金

庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでござりますが、この問題結局は、一番最初アメリカ

の基本的対策として推進していかなければならぬ

い課題でござります。ございますが、これを実際

の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等

も考慮しながら進めなければならない。それから

金融の慣行、土壤もございます。そういう意味で</

姿の基本的な考え方によりますと、開銀については、民間金融機関の補完業務に徹し、電力やホテル業界への融資を廃止するなどの融資対象の見直しをすべきだとの意見が出ておりますが、所管官庁である大蔵省のこれに対する見解と、現在の開銀が果たしている民間金融機関の補完業務の実態を明らかにしていただきたいと存じます。

また、六十年度の開銀の当初計画と運用実績と、今後における政府金融機関としての開銀のあり方についての見解を承りたいと存じます。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま大臣に信用金庫のことを承って、ちょっとと民間違ったことを申しましたが、五金庫と全信連を審査対象とするごとに、間違つて答ましたので、大臣の御答弁を五金庫と全信連をディーリングの審査対象にしたというふうに直させていただきたいと思います。大変恐縮でございます。

開銀についてでございますけれども、開銀は、資源エネルギー対策、新技術開発、都市開発などの国民経済的観点から実現、整備を必要とされていることであるにもかかわらず、民間金融ののみを前提としていたのは、採算性とかリスク等々の問題から実際には融資が困難な分野に資金を供給しておるという意味で、吉川委員御指摘のように、民間金融の補完、奨励ということでの役割を果たしておるわけでございまして、まさに行革審などもその方向に沿って、政府機関全体につきましては民間の金融の補完に徹し、民活を阻害しないようにという思想というふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、例えば電力やホテルなどの融資はいかぬというような御指摘もございませんけれども、実際には、ただいま申しました電力についていえば、資源エネルギー対策としての原子力の開発とか電源の多様化とか脱石油化とかいうような国の政策に沿ったプロジェクトに限られる。木テルにつきましても、都市再開発や地方開発の中核的施設の整備を対象とするというような観点か

ら行つておるわけでございまして、今後とも、政策課題あるいは国の政策のニーズに対応して、経済社会の変化に沿いつつ常に融資分野を見直しておる大蔵省のこれに対する見解と、現在の開銀が果たしている民間金融機関の補完業務の実態を明らかにしていただきたいと存じます。

また、六十年度の開銀の当初計画と運用実績と、今後における政府金融機関としての開銀のあり方についての見解を承りたいと存じます。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま大臣に信用金庫のことを承つて、ちょっとと民間違つたことを申しましたが、五金庫と全信連を審査対象とするごとに、間違つて答ましたので、大臣の御答弁を五金庫と全信連をディーリングの審査対象にしたというふうに直させていただきたいと思います。大

変恐縮でございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござ

いますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でござりますけれども、これは一兆一千五十五億円を予定しておりますけれども、恐らく一〇〇%を超過しないといふ形での量的な節度を守つており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

次に、先日、中部の陶磁器輸出の会社が倒産しました。この会社は昨年までは黒字で経営をしてまいりましたが、今回の円高により輸出不振になり倒産のやむなきに至つたわけでございます。そのときの話では、せめて円レートが百九十円であれば持ちこたえることができるが、百七十円台ではどうしようもないことでございました。今回円高が余りにも激激であつたことによるものと考えます。それも人為的なさせたわざであります。これらの事業は今後ますます増大するものと考えられます。政府は融資のみの援助であるのか、その他もつと具体的な指導、援助はなされないのか、御所見を承りたいと存じます。

○政府委員(北村恭二君) 最初に、公定歩合と円高の経済に与える影響ということから御答弁させていただきますが、円高の影響といふことにつきまして、資金の効率的配分に配慮して、さらに、昨年改正していただきましたわけでござりますけれども、民間プロジェクトへの出資の活用、それから技術振興のための長期運転資金の確保、都市開発分野への融資等の重点化にもその意を払つたところでございます。

○吉川博君 次に円高について承りたいと思います。現在、急速なテンポで円高が進んできたことに

より、我が国経済にも随所に大きな影響が出始めております。その対応策として、前回の公定歩合の引き下げからわずか四十日程度で再引き下げが

行われました。円高による輸出の減速から全体として景気拡大のテンポは鈍化し、先行き収益悪化の懸念等もあって、企業マインドは製造業を中心

に一段と不透明さを増してきておるのであります。

再度の公定歩合引き下げの経済拡大効果と円高によるデフレ効果とは、それぞれどの程度と見込んでおられるか伺いたします。

円高によるメリットも多くありますが、今日の円高影響をフルに受けている陶磁産業、織維産業あるいはナイフ、フォーク等家庭食器の輸出産業等は決定的な瀕死の打撃を受けておるのであります。

円高によるメリットも多くありますが、今日の円高によるメリットも多くありますが、今日の円高によるデフレ効果とは、それぞれどの程度と見込んでおられるか伺いたします。

ただ、今申し上げましたのは、効果の出方とい

うものに時間的なずれがございまして、やはり輸出依存度の高い中小企業などが成約難といったよ

うなことで影響を受けるという面は早く出てくる

わけでございます。先ほど申し上げましたよ

うなことで影響を受けるという面は早く出てくる

わけでございます。

ただ、今申し上げましたのは、効果の出方とい

うものに時間的なずれがございまして、やはり輸出依存度の高い中小企業などが成約難といったよ

うなことで影響を受けるという面は早く出てくる

わけでございます。

でございます。メリットの方で当面受けている人というのは、あれは外国旅行者だけはてきめんに受けておりますけれども、ほのかのメリットはまだ実際問題ない、こういうことであります。

したがって、先般通していただきました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、まずこれの施行によりまして、いわゆる政府系の中小金融三機関による金利五・五%の特別貸し付け、これらを実施しておりますほか、信用補完の特例あるいは税制上の措置等々で、一月二十五日にあの法律は公布、施行されたところでございます。これらの方の対応につきましては、さらに先般の第二次公定歩合下げからいたしまして、今通商産業省の方からも要請が来ております、金利体系はどういうふうにそれが影響を及ぼすか。私の方で見れば、いかがかとかいうような議論を今しておる最中でございます。

い安定供給先を開発するということにならうかと思ひます。その意味で、現在資源開発案件の私どもの融資はやや高原、足踏み状態というふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。

もちろん、こういう案件は、非常に着手しましてから実際に融資承諾になり支出が行われるといまでにかなり長い時間を要しますので、私どもとしては一九九〇年代後半に向けての準備段階に入りつゝある。関係企業の皆さんと一緒にいろいろ御相談しながら考えていく、そういう状態でございます。

○鈴木一弘君 開発銀行についても同じように融資の実績を見ますと、大体五十六年あたりからずつと足踏み状況になっていますね。我が国を代表するような企業に対してのいろんな融資の実態、こういうのが足踏み状態であるということは、今後のあり方の大変難しさを示しているよう思ひます。先ほど不斷の努力があるという答弁があつたりいたしておりますけれども、これら先どういう方向の事業分野に伸ばしていくこうという考え方でしようか。

○参考人(吉瀬維哉君) 開発銀行、この数年来大体融資規模を横ばいにしております。ただ、先ほど銀行局長から御説明申し上げましたとおり、横ばいになった金額は全額消化されているといふことが状況でございます。潜在的な資金需要は強うございますけれども、全般の金融情勢の緩和等を勘案いたしまして、私どもといたしましては、開発銀行らしい政策誘導効果の高いものに持つていただきたいということを考えているわけでございます。

今後は、社会開発関係あるいは技術振興関係の融資事業というのは相当高まつてくるのではないかと思つております。あくまでも社会経済の必要性の強さに応じまして、金融でございます。

特に、私先ほど申し上げました産業調整の問題と申しますのはこれから大きな課題になるのでは

あります。その意味で、現在資源開発案件の私どもの融資はやや高原、足踏み状態というふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。

もちろん、こういう案件は、非常に着手しましてから実際に融資承諾になり支出が行われるといまでにかなり長い時間要しますので、私ども

としているだけです。

○鈴木一弘君 資本金百億円以上の企業の場合は

それなりに民間の金融機関も応援をいたします

し、支援がある。そうなると政府系の金融機関か

らの融資がそう大きなウエートを占めないでもい

いということになりますけれども、は

つきり言って、これから先

融資の中身について

お話をありましたけれども、開銀また輸銀の融資

先、これは将来というか、近々考えていただかな

きやならないかと思ひますが、一億円以下の企業

への融資が今まで比べますと大変少ないわけで

す、ウエートが。そういう点から貸付条件等制度

上に問題がないかということが考えられるわけで

す。

例え

ば

開銀

の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例えば開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が一億円以下の資本金のところには六百三十件、全体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の場合、全体が三千一百八十四件のうち一億円以下の融資が今まで比べますと大変少ないわけです。ウエートが。そういう点から貸付条件等制度上に問題がないかということが考えられるわけで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

○参考人(吉瀬維哉君) 御指摘のように、一億円以下の企業に対する件数は全体の七%でござります。それで、鈴木委員御承知のとおり、中小企業向けの専門の政府系の金融機関といたしまして中

小企業金融公庫がありまして、その方面で対応し

ているわけでござります。ただ、開発銀行との間

で、資本金が一億円以下、製造業の場合でござ

ますが、従業員が三百人以下、これを中小公庫に

担当してもらっているわけでござります。ただ、

中小公庫の特性上、一社に対する融資残高がある

が発注を受けまして、全体がまとまって私どもの

一定の金額を超えた場合には開発銀行に来るとい

うようなことで、そういう点で、その点もお含みおきいただけます。

なお、こういうような金額的な対応が困難なも

のとか、それからさらに、今回新技術の開発に対

する研究開発費の融資、ソフトローンでございま

すが、そういう面にも力を入れてまいりたい、こ

う考へておるわけでござります。

○参考人(吉瀬維哉君) 資本金百億円以上の企業の場合は

それなりに民間の金融機関も応援をいたします

し、支援がある。そうなると政府系の金融機関か

らの融資がそう大きなウエートを占めないでもい

いということになりますけれども、は

つきり言って、これから先

融資の中身について

お話をありましたけれども、開銀また輸銀の融資

先、これは将来というか、近々考えていただかな

きやならないかと思ひますが、一億円以下の企業

への融資が今まで比べますと大変少ないわけで

す、ウエートが。そういう点から貸付条件等制度

上に問題がないかということが考えられるわけで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれども、こういう点はどうで

す。

例え

ば

開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が

一億円以下

の資本金のところには六百三十件、全

体の九千三十九件の中の六百三十件、また輸銀の

場合は、全体が三千一百八十四件のうち一億円以

下には六十八件といふことですので、制度上の問

題があつてこれ伸びてこないんじやないかといふ

ふうに思ひますけれど

○鶴木一弘君 今御答弁になりました、新技術の開発とかいうことを言われたんですが、新技術のは、製品輸入に関しまして、小型の機器の製品輸入を中小企業の方が輸入されて私どもの融資をつけるというケースは、件数としてはかなりふえてきております。

よつと手前みそでございますが、かなりの反響が出つつある。なるほどそういうこととの相談もできたのかということで、これは時間はかかりますが、できるだけその決議の御趣旨に沿うようにこれからも一生懸命やってまいりたい。特に最近では、製品輸入に関しまして、小型の機器の製品輸入を中小企業の方が輸入されて私どもの融資をつけるというケースは、件数としてはかなりふえてきております。

ということになるわけですから、その点、これはこの辺まで来ましたから大蔵大臣にひとつ御答弁をいただきたい。

○参考人(山下眞臣君) 私どもの公庫の融資の目的が、環境衛生関係営業の近代化を図りまして、その衛生水準を向上させるということを目的としておりまして、そういう意味におきまして、いわば衛生行政というものと非常に密接な関連のもとに融資を行つてきているわけでございまして、従来、都道府県知事の推薦というのが非常に重要な役割を果たしてきたものと考えておるわけでございます。

かに今理事長がお答えありましたようなことで、私はあのとき、覚えておりますけれども、この法律ができるときでございますが、いろんな議論の中でそういうことになりました。

それから、行政の簡素化、環衛業者の方々の借入手続の簡素化を図る必要はあると思いますので、この推薦制度のあり方については今後厚生省と検討してみたいと考えております。

○鈴木一弘君 この公庫を借りられる大部分の人

直にそういう印象を持っております。

○鈴木一弘君 次は環衛公庫の問題ですが、行政改革の中で、その存在に疑問があると指摘されたのが環境衛生金融公庫ですけれども、ここは実際の融資は国民金融公庫とか民間の金融機関に委託して、一定金額以上のものだけ、つまり三千万円でしたかね、を扱うということですけれども、まず伺いたいんですが、直接環衛公庫で扱う融資件数と金額はどうなっているんでしょうか。

○参考人(山下眞臣君) お答え申し上げます。

私どもの公庫の貸付業務、申込者からの受け付け、審査決定、貸付契約、貸し付けの管理、回収、このすべてを代理店に委託しております場合とそれ以外の場合とに分けられると思うのでござりますが、先生お尋ねの、公庫の本店で取り扱っておりますもののうち、これらのすべての業務を公庫で取り扱つておるいわゆる直貸でございま

しかししながら、今先生御指摘のように、確かにこの推薦のために若干時間を要するとか手続が煩瑣であるというようなことにつきまして簡素化を要望いたす声もございますので、要は、行政上の要請と借り受け者の利便との兼ね合いの調和をどういうふうにして図っていくかということだらうと思うのでございますが、簡素化につきましては、行政当局ともよく相談をいたしまして研究と工夫を重ねてまいりたい、かように考へておるところでございます。

○鈴木一弘君 隨分苦しい答弁で、衛生行政の問題があるから、十分それに関連をしているから事の許可が要るということになると、国金の場合には、国民の生活、県民の生活に必要だから、十分な関係があり過ぎるからやっぱり知事の推薦が必要だということになりかねないですね。議論で言えば同じことなんですね、これは。

は零細な方が多いですね、割と。したがって、非常に少人数でやっているところもあるわけですかね、そこが複雑な手続ということになると、もう本当に借りるのが嫌になってしまふということになりますので、今の大臣の答弁を心から実現されることを祈っております。

それからいま一つは、環衛公庫の場合には、借り入れの申し込みをしてから融資が實際に行われるまで大体国民金融公庫の倍の日数かかるんですよ。どうしてこんなに日数がかかるんですか。調べるのに時間がかかるのか、内部手続上でごたごた長いのかわかりませんけれども、そういう日数を短くする具体的な方法はございませんか。

○参考人(田中敬君) 環衛公庫の融資の大多数を私の方の公庫でお預かりいたしておりますので、今の御質問について私の方からお答え申し上げたいと存じます。

○鈴木一弘君 この環衛公庫の借入資金の申し込みに際しては県知事の推薦が必要であるとか、それから商工会を通さなければいけないとか、大変この問題について申込者から苦情が多いんです。もっとこれは簡素な手続ができるないか。何で県知事の推薦が要るんですかね。

だから、大変苦しい御答弁なさつて、何か政局的な配慮でこんなものくつついたのかなと僕は思はうんですけども、もうこれは要らないんじやないかという感じがしてしようがないんですね。だから、知事の推薦が必要だということは私は要らないのではないかと思われて仕方がないんですよ。行政の問題と絡めるということになれば、すべてが行政に絡まるんですから、何かわざわざくつつけたという感じが多いんですけども、これは外してしまうような方向で検討はなさいますか。

今、鈴木委員御指摘のとおりに、我が公庫に申  
し込みという形で入ってまいりますのは、先ほど  
御指摘のありましたように、県知事の推薦を経た  
後で申し込み手続が行われることになつております  
。そして、申し込みをいただきまして私どもが  
実際に貸し付けを実行いたしますまで、私の記憶  
では、平均的に環衛公庫の場合は二十五日ぐらい  
かかっているのではないかと思います。国民公庫  
の場合の一般的な普通融資というものは大体二十日前  
後が通常でございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、環  
衛公庫の方が長くなつておりますが、これは私は  
恐らく、環衛公庫の貸し付けと申しますのは、設

備投資資金でござります。私どもの國民公庫の普通貸し付けの約八割は運転資金の貸し付けでございます。設備投資の貸し付けになりますと、やはり設備投資の審査の内容と運転資金の審査内容となりますがおのずから異なつてまいりまして、一つの設備の内容であるとかあるいはその投資効果であるとか、あるいはまた、その設備機材といふものが県知事の推薦を経たそういう衛生基準に合致しておるかどうかというようなところまで審査をいたしますので、従来普通貸し付けよりも日数がかかつたんだろうと思ひます。

國民金融公庫へ車の差易の内容について、二つ  
○鈴木一弘君 環衛、結構です。  
しかししながら、私とももだんだん慣熟して  
りまして、御指摘がござりますように、貸し  
までの日数をなるべく縮めていくよう今後も  
に努力を続けていきたいと思っております。

埼玉のある支店にある方が申し込みを行った。ところがその人が都内の国民金融公庫の支店ではかの人の借り入れの保証人になつていて、その人の会社が倒産してしまつたので、保証人が条件変更して返済を続けていたわけです。それで、その東京の分について一括返済をしないと埼玉の支店の方の融資はできないということでお断りを食つた。いや、一括返済は無理だから、今までの返済分に今度借りる分を上乗せしてくれないか、こういうことで返済をして何とかやつていきたいんだけれどということを再三お願ひするけれども、一括返済一点張りだ。ちょっとこのケース、私はやり方としては事務的過ぎるんじゃないかという心配をするんですが、やっぱり国金の持つてある、中小零細企業の育成というところございますから、そういう点から見て改善すべきじゃないかと思うんでですが、どうでしょう。

○参考人(田中敬君) 昨日この事實を私どもお聞きいたしまして、ある程度の調査をさせていただけきました。

一般的に申し上げますと、私ども、債権管理を行うに当たりまして、一律的に保証債務について一括弁済というようなことのようなしやくし定規なことはいたしておらないつもりでございます。返済者のために御便利なよう、条件変更といふ手続によりまして、返済をなさる方の御都合のいよいよいろいろ条件を変更してまいっております。

御指摘の場合のケースでござりますけれども、私どもは、扱いといたしましては、保証債務があるから、あるいは一括弁済をしていただかないといふ新たな御融資には応ぜられないというような取り扱いを一律的にはいたしております。ただ、この場合は、私どももさらずに検討させていただきたいと存じますけれども、保証債務の御履行を誠実にしていただいている場合でございましても、例えば将来の保証債務の返済に当たって、たとえ条件変更したとしても、主債務、御自分の御債務、そしてまた保証されておる保証債務、双方の返済が十分に確保しがたいんではないかというような場合には、ケース・バイ・ケースで、私どもいたしましても新たな御融資をお断りする場合も多めあるうかと存じます。

この場合が内容の判断において適正であったかどうかということにつきましては、さらに検討させていただきたいと思いますが、私ども、債権保全に当たりましては、国民金融公庫の使命というものが、御承知のように、一般金融機関から融資を受けたが、困難とするような中小企業の方でございまので、たとえ赤字企業の方であれば、あるいは保証債務の方であれ、あるいは多くの債務を抱えた方であったとしても、将来の経営内容等を伺つて、いわゆる再建のめどがあるということとするという方が私どもの役目と存じておりますので、一律的にやることなく、十分ケース・バイ・ケースで処置をしてまいりたいと思います。

御指摘のケースにつきましては、いま一度実態を再検討させていただいて、もし私の方に何らか

不備な点がございましたら、今後の反省の糧とさせていただきたいと存じております。

○鈴木一弘君 時々出つくわすんですけれども、一回でも返済がおくれますと問題視して、次の借り入れのときに大分支障を来すとか、そういう勢について、前にも御指摘を申し上げたことがありました。けれども、最近どうもそれが大変厳しくなっているような感じを受けるんです。本人の事情もやはり、一番危険のあるところへ貸すわけですから、ざいますけれども、もう少し事情を考えあげるという態度は、行くとしたら本当に頼みの綱として国金に駆け込むわけでしょうから、この点は十分考えてもらわなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

それからもう一つは、交通違反の場合には減点制がある。国金の場合も、申込者の減点数で否認を決定するようになつておるわけですね。だから、そのことが零細の事業者にとっては意欲を減退するということになるし、余りにも機械的に評価して、減点が多いということで、あなたのところはというふうになると、そのたびにその企業は倒産するという例も出でてくるわから、この辺でより前向きの融資姿勢をもうちょっと考えてもらえないかと思うんですが、この点いかがでしよう。

○参考人(田中敬君) 先ほどの第一の点につきましては、一律な債権管理というようなことではなく、私ども、中小企業者のためにある機関でございますから、中小企業者の立場に立つて債権保全も考えていくということで十分やつていきたいと存じます。

ただいま御指摘の、公庫の融資が少し減点主義、形式的になっておるんではないか、もつと中小企業者に積極的に融資をする姿勢があつてもいいのではないかという御指摘でございます。

確かに、私どもはそういう意味で、中小企業者のために公庫の存在、公庫は一般金融機関に比べてこれだけ中小企業家の方々にお役に立つ機関であるということで、積極的に私どもの役割を御理解

解いたくようにいたします。そして現実に申し込みがあります場合でも、私どもは今御堪能の減点主義というんでなくして、ケースで判断をさせていただくという基準に立っております。御承知のように、こういう経済情勢でございますので、現在、私どもの公庫にお申込みをいたたく中小企業者の方のフォーラムで見て約四〇%ぐらいは赤字企業でございます。そういう意味で非常に債務超過の企業もございますし、融資の判断が昔に比べまして非常に難しくなつております。しかしながら、やはり具体的な融資に当たりましては、一律的に赤字企業であるからとかということではなくて、経営改善努力によって将来新しいめどがつくというようなことをお申し込みの方々と私どもの審査員とで十分御相談をして審査に当たつてまいります。

特に、昔と違いまして、現在一般的に資金が豊かでございますし、私どもの公庫につきましては、中小企業政策の柱として十分な資金量を確保していただきたいと思いますので、御要望に応じケース・バイ・ケースで本当に中小企業の立場に立て御融資を積極的に進めていきたい。減点主義とか形式的な審査基準などいうものは私ども事実としてもございませんし、そういうこともないようになります。もしあるとすればそういうことがないようになります。今後さらに指導を進めていきたいと存じております。



て御検討いたくことにならうかと考えております。

○大木正吾君 最終的には、競争入札でいくのが、大蔵大臣なりあるいは大蔵省側が一定の相場をつけたのかといふ問題に帰着したり、どういう方法であるかということになるかと思うんですがね。僕は、最終的にこれどういうふうなまとめが出るかわかりませんが、研究はしてみたものの、専門家が結局集まって議論した、最終的に理財局長、大臣等が相談されて物を決めていくことになるんじやないかという感じがしているんです。

が、そのところは一応今後の問題ですかとさきよはそれ以上詰めません。

そこで、これ大臣に伺うことは恐縮なんだけれども、株式なりそういうものを売却する場合には、市場競争、あるいは公正競争と言つてもいいでしようけれども、そういうものが背景にやっぱりなればいかねと思ふんですね。いわゆる公正競争ということは、まあこれは字引を引けば日本語的には出てくるわけですけれども、電電等の場合にはこれはどういう状態のことを想定されま

すか。大臣何か所見ありませんか、公正競争について。

○政府委員(窪田弘君) 大臣からお答え申し上げ

ます前に一般的なことをちょっと答えてさせていた

だきます。

公正にやはり売り出さなければいけないと思ひます。そのためには売却の方法につきましても、例えれば余り少数に、数を少なく絞つて不当に値段をつり上げるとか、あるいは、これはまた国民の全体の大切な財産でございますから、不當に安く売ってしまうというふうなことがないようになります。これが見てもこういう売り方でやつてしかるべきだな、こういう感じを与えるような売り方でなければならぬと思いまして、その売却方法につきましては、入札と売り出しとその組み合わせといふ、大きく分けますとこの三つでござりますが、具体的にそれをやつてしまります場合にはいろいろな細かい問題がござりますので、そういう

ただれが見ても公正だという感じを与える手法を今後具体的に研究をしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(竹下登君) 理財局長からお話をありましたが、今月中ぐらいに大体研究会の御意見ちやうだいしょうという構えでございますので、私も関心を持っております、率直に言つて。それで、今まで申しましたように、なるほどこれが、こういうようなところへだんだん議論が今、最初はもう物すごい、どこへ收れんされるかわからぬような状態が、だんだん来ておるなという印象は持っておりますので、もうしばらく時間をいただけたら、あるいは一つの方向とでも申しますか、そんなことはあるいはお話しできる状態になつたお話を聞いておるところでございます。

○大木正吾君 ちょっと質問の角度を変えるわけですから、株の公正な売り出しと、いうことについては当然そうしていただかなければならぬわけであります。先ほど理財局長からお話をありました研究会の答申の中に、九月までの業績を見つた電電公社の経営の流れもある、こういう話もございました。

ところで、NTTを民営にいたしましたことは、民間の業者の参入といふものを許し、同時にやっぱり新しい産業構造の変化、同時にいわば情報通信関係の産業の発展というなど期待してやつぱり新しい産業構造の変化、同時にいわば情報通信関係の産業の発展といふことを期待してやつぱり新しい産業構造の変化、同時にいわば情

私がこう感じるのは、どうもやつぱり独占的なNTTの経営の状態の中でもう売却してオーケー、こう言つたけれども、実際には競争状態でもつたとき、その関係についてどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(窪田弘君) これはたびたび先生からも御指摘をいたしております、つい先日、三月二十日の通信委員会でも御指摘をいたしております。

私どももその点は十分心していかなければならないと思っておりますが、この研究会におきましても、経営側と労働側の御意見を伺いましたし、また郵政省の意見も十分聞きまして、会社の民営化後非常に活性化している状態、それからさらに、電気通信業界が将来発展していく姿、その中で民営化したNTTがニーズの多様化とか多彩化というものを振り起こしてい状況を見ますと、将来非常な競争になるでございましょうが、しかし現在、今日株を次第に漸次公開をしていくと、いうことについて、それが障害にはならないんじやないかというふうな御意見をいたしております。そのように認識をしていける次第でございました。

○大木正吾君 議論がなかなかかみ合わないんですけど、これは今私の手元に入った、電力政策研究会なるものに出している「通信事業アクセス・チャージ問題への視点」というあがけ入ります。したけれども、今これ見てきたんですね。要するに、NTTとのアクセスチャージ問題等に絡んで、NTT側も市内料金の赤字等々でもつて悩んでおるということであつて、一般の民間の会社の上場公開するときの場合の条件にもなりました。しかし、それだから売り出しをしばらく待つて過剰な期待感を与えたたり、そういうこともあるといふような御意見もいたしております。

今いろいろ経営上の問題御指摘になりましたけれども、これが、NTTのアクセスチャージ問題等に絡んで、NTT側も市内料金の赤字等々でもつて悩んでおるということであつて、一般の民間の会社の上場公開するときの場合の条件にもなりました。しかし、NTTの経営の一層の公開とディスクロージャー化が非常に不十分だ、こういう指摘があるわけですね。そういった問題などが先行きのこととして非常に心配なわけですよ。例えば、アクセス

つて話がついた、ところが料金問題でもつてNTTが勝手なことをがんがんしゃべりまして、そのまま問題を起こしているわけで、一般的の国民の目から見れば、民営にしたということはやつぱり安く便利になるからやつたんじゃないか、こういう気持ちがありますね。それで言い出したやつをまた引つ込めちゃって、料金問題は今ちょっと眠っちゃつた状態になつていますね。

御承知のとおり、NTT自身が市内料金から番号案内、外国では番号案内は有料ですけれども、こういったものを含めて一兆二、三千億円のいわば赤字部分を抱えているわけですね。一方では、市外でもつてたくさん地方の先生方にも、大変NTT調整でどうやら黒字になつて、こういう状態ですね。この赤字と黒字の調整問題等、NTT内部でもまだ整理がつかない状態の中にあるわけですよね。ですから、こういったときに果たして株を売り出していいのかどうかということが、どうも伝統的に長い仕事やつてきたからとか、半期分の大体決算状態がいいからと、いうだけではやつぱり物足りない、こういう感じがするんで、こういったところは大蔵省どういうふうに見られておられるわけですか。

○政府委員(窪田弘君) この研究会の席上でも、NTTにおいてもディスクロージャーを充実するとか、可能な範囲で必要な情報を適正に開示すべきである、そうしないと株を買いたいという方に過剰な期待感を与えたたり、そういうこともあるといふような御意見もいたしております。

今いろいろ経営上の問題御指摘になりましたけれども、これが、NTTのアクセスチャージ問題等に絡んで、NTT側も市内料金の赤字等々でもつて悩んでおるということであつて、一般の民間の会社の上場公開するときの場合の条件にもなりました。しかし、NTTの経営の一層の公開とディスクロージャー化が非常に不十分だ、こういう指摘があるわけですね。そういった問題などが先行きのこととして非常に心配なわけですよ。例えば、アクセス

○大木正吾君 特別会計の赤字国債の返還の資金が空つ穴だということは十分承知なんですね。

的な状態の中でもつて、既定の事実だという形でもつてやっているという感じではこれは困るんですね。だから、私の方ではそういうことを申し上げているし、方が一最終的に株が下がつたとき一体どうしてくれるんですかと、いう問題等も出てきますからね。そういうことになれば、会社の場合には一般的には合理化をする、いわば従業員の首切りといいましょうか、やっぱりスリムな経営の仕方をしてもらおうとかですね。一番悪い状態は株の配当が減るとか、そういうことになつてしまふわけですね。

そういうことを見ていてものですから、こつちも少し、政治的な理由だけでもつてこの問題の売却が淡々と進むんだという理解だけでは、理財局さんの方といたしましても困るんで、これは通信委員会の問題だよというわけにはいかぬので、やつぱり株式の所有者は竹下大蔵大臣さんでござりますが、これは電電の株でございますからね。そういう意味合いでもつて、私どもの方では、株を持っておられる竹下さん御自身がこの株を早く高く売りたいという気持ちはわかりますが、途中でもつてどういうふうに変化していくかについても少しはやつぱり状況を知つてもらわぬといかぬじやないか、こういう感じがしますので、この辺は十分にひとつこれからも研究をしていただきたいし、同時に、でき得べくんば最終答申が出る前には、そういうたゞスクローラー絡みの問題についても十分に、社会的大きな問題になりますのは、どうせ料金関係の問題でありますとか第二電電とのアクセスチャージの関係等が問題になりますから、そういうことも検討された中での答申が出され、土台にして、いわば株式の売却にちゃんと順序を、手だてを得まして入る状態にしてもらいたい、こう考えています。

さて問題は、最後の第三問でございますけれども、一般的に株式の公開についてさつき理財局長おつしやつた三つの方法が手段として考えられる、こうおつしやつた。もう一遍そのことを言つてみてくませんか。

○政府委員(窪田弘君) 従来何回か政府保有の株式を売り出した例がございますが、手法といたしましては、入札と、それから随意契約と申しますが、政府が値段を決めて売り出す方法、あるいはその両者の組み合わせ、大別しますと、こういう方法にならうかと思います。

○大木正吾君 大体三つの方法以外のことは今法にならうかと思います。

○政府委員(窪田弘君) いずれもいろいろメリット、デメリットがございまして、そのどれかを一つ選択するというのか、あるいはその組み合わせで、組み合わせにもいろいろ実はやり方がございまます、そういうことを工夫していくのかなど、いうふうな感じをいたしております。

○大木正吾君 関連しまして、私今NTT内部のことを持ちよつと申し上げたけれども、外の環境について、これは理財局長の担当でないかもしませんが、最近の株のいわば継続的な異常な統騰傾向についてはどういうふうにお考えになつていただきます。

○政府委員(窪田弘君) 株式市場の非常な活況がござりますので、こういう中で売り出すときはほど気をつけなきゃいけないと私も思つております。これが週刊誌などに書いてあるような異常なブームを呼んで、後また暴落するというふうなことがあります。これが週刊誌などに書いてあるように見なすと、僕は見るだけれども、そういうことを考えたときに、ダウ平均一万五千円超えていましたけれども、そういったことが、秋口にはもつと上昇傾向が続いた中でのことになりますか。

○政府委員(窪田弘君) これはそのころどうなつてゐるかちょっとわかりません。経済情勢は今御指摘のとおりのようなことでございますが、秋にはそれがどうなつてゐるか、ちょっとほつきりしたことは申し上げかねますが、いすれにしても、株を売り出す場合には、そういう異常な状況でないんですか。今の株の統騰状態ということは長期に続くと見るのは、それともまたどつかでもつておられます。

○大木正吾君 その異常でない状況というのは僕は来ないと見ているわけね。異常というのがどう

とを予想できる問題ではございませんが、このままブームが続きますとちよつと困るなという感じは率直に持っております。

○大木正吾君 少し僕は理財局長勉強足らぬと思

うただけれども、今の株の異常な統騰状態とは、それはアメリカなりあるいはドイツなども上がつて、アメリカなりあるいは日本だけの問題じやないでしょ、これは、アメリカなりあるいはドイツなども、やつぱり老後不安の問題とか

ねと思つて私は見つけております。

○大木正吾君 まあ異常ということはなくとも、いんでも、日本だけの問題じやないでしょ、これは竹下さんを責めるわけじやあ

りますけれども、日本だけの問題じやないでしょ、これは、恐らく公定歩合も僕の判断では年末に

は三分ぐらいまで、と言つちやうとまずいんで、

私別に日銀總裁ではありませんからそんなことを

教育費用の問題とかがございますから、金がだぶついていますよね。銀行の預貯金の金利はまだま

だこれは、恐らく公定歩合も僕の判断では年末に

は下がることは間違いない、こういう見方です

よ、景気との関係もありましてね。

○大木正吾君 そういうふうに見ていきますと、銀行屋さんも

大変だし、金を減らすこと、預かりぐあいを減らすこともできないし、預かってもまたこ

れ使い道が大変だし、そういうただぶつきの関係

からしても、この株の問題ということへのね返

りは相当やつぱり関係があると思うんですね。

○大木正吾君 ですから、統騰傾向と金のだぶつきの関係といつて相当目を光らして、なくちゃならぬ立場にあると僕は見るだけれども、そういうことを考えたときに、ダウ平均一万五千円超えていましたけれども、そういったことが、秋口にはもつと上昇傾向が続いた中でのことになりますか。

○政府委員(窪田弘君) これは専門家だから。

○国務大臣(竹下登君) 株の統騰傾向について、証券取引所でいろいろな措置は、これは大蔵省の権限じやございませんが、大蔵省証券局とよく連絡をとりながらいろんな措置はなさつておるよう

に私も聞いておりますが、今おつしやいましたよ

うに、日本のみでない状態、すなわち、ちょっと表

現がきつしかもしれませんが、人によつては過剰

流動性という事態にありやしないか、こんな議論

をする人も出ておることは事実でございます。し

たがつて、これは全体の規模からすると大きな規

模であるわけのものでもございませんけれども、

そういうものを吸収するための民間活力、一つの投資先としての、そういうことが非常に政府部門で今急がれ出したというのはそんなところにも一つの要因があるのではないかというふうに考えております。

す、大体一人株主はおがしゅうござります、そうちした内的要因のほかに、株式の活況ということの状態を全くネグ<sup>ト</sup>してその時期を定めるわけにはいかぬ問題ではないかといふ感じは私も持つておるところでございます。したがつて、この研究会の答えを出していただきて、もう一遍国有財産審議会で、国有財産審議会といふのは、私どもも最初感じましたのは、いわば株の売り買いの専門家ではないわけですから、しかし、あれはまた別の角度から見れば、大きく経済全体を見ていくといふ意味においてはそれぞれの人がお集まりになつておるというようなところで研究会の報告をもう一遍審議してもらいう時期といふものがあるのではないかというふうに見ております。

ども、電電の、まあ決算見込みというとちょっと表現がそこまでいっておりませんが、いろんな資料を見せて、いただいて、内的な面はおおよそ完備したと申しますか、いい状態になつておるではないかというような、ほんの短時間ちょっと勉強してそんな印象を受けたところでござります。

○大木正吾君 私自身が電電にいた関係もありますが、余りこのことを深くえぐりたくないと思つてはいるんですが、端的に申し上げて、例えば東京電力を中心にしまして九電力がネットワークをずっと張りまして、そうして端末まで、全部電灯線というのはすぐ玄関へ来ていますからね。同じ電柱を使って電話線も入っているわけです。そういうのが結構山舎は多いですね。そういう関係を見てみれば、恐らくサービスのよさとかなんかで、もつていくと、電力関係の九社との競争関係は相当熾烈なものになつていくだろうと思うんです。

それが一つと、もう一つの問題は、頭数の問題では電電は、九電力全部トータルしましても、頭数は倍以上いるわけですよ。そうするとやっぱり経営者といふものはどうしても、頭数が多いのは問題だ、こうなりますし、その辺のことになるとか、株の値段も下げたくないし配当も減らしたくなったり、色々、吉田先生もおっしゃった、

方向に向いていくということもこれは一つは考え方ですね。

題は、外的条件の中に、私は非常に困るのは、これはたまたま一流新聞さんが書いた、最近財テクとかいろんな話が広がっておりまして、マスコミ

なんかも随分としたいとが金融関係の雑誌を出して  
たりあるいは新聞なども出したりして、この中に  
竹下大臣の発言も入ってくるわけですがね。

いつたときには、百九十五万株、額面五万円ですね、それで資産関係を見て一応二十一万三千円ですか、値段がついておりまして、それをさっきの局長おっしゃった三方法をとったときにどういう

問題が起きるかということを考えたりして、いま  
すと、恐らくこれは大体五年間会社経営して、こ  
の会社は堅実でいいぞ、こうなったときには、株  
の値段が若干一年後に下がったとしても御祝賀相

場がつきますよね。そういう関連でもつて見て  
いったりしますと、マスコミがあおつたり、フイ  
ーバーをあおつたりすると大変な相場になる、こ  
ういう心配を実はしている一人なんです。ですか

ら、資産なり、先行きの三年後、四年後、五年後を見たときには大体四十万前後じゃないかな、こういうふうに想定できるものが、この新聞ですと數十万円と出ています。サンデー毎日の百万円よりもまだいいですけれどもね。竹下大臣は、申し込みが多くつたらみんなに抽せんでもってやってもらおうかと、こういった話もしているところが

あるんです。あなたのことを書いてあるんですよ、この中に。これ読んでおられると思いますけれどもね。

相当これは慎重に、一つは、今の客観条件だけと  
らえていけば、まず本年中に公開なり、予算に計  
上してしまったからしやにむに売るんだといふこ  
とは、何とかそのところもう一步踏みとどまつ

て考え方直して、じっくり条件を見てもらいたいところが一つありますよね。

かりませんから、ここはまあまあ一応もうちょっと様子を見るといたしました。少なくとも外的条件ということは、大蔵省は専門家の方が多いですから、少しあつぱり、そういった方

常に高騰を続けておつたり、同時に資金のだぶつきが続いておつたり、大臣は民活云々なんておつしゃつたけれども、そつ簡単に今の預貯金のだぶしきが大變ほんまは変つくな、こう見にこます、つ

ね。そういう点では相当これは慎重な方法でも  
つてやりませんと、いわば七十万円で買った株が  
三年後に五十万に下がってしまう、それは買った  
やつの勝手じゃないかと、こういうことだけでは

済ませぬ問題ですからね。

きたいし、理財局にもしてもらいたい、こういふふうに考へてゐるんですよ。株でもつて乱高下しまして損をしましたと。もしそれに、残念なことですけれども不正取引が絡んだといふ問題が出て

くるときに、理財局長の責任じゃこれはないですよ。電電の社長以下、前垂れかけて一生懸命寒空でもつてテレホンカードを売っている連中自身が立てなくなつてしまふんです、このことは、大蔵省の持ち物だけれども、やっぱり電電株であることは間違ひないんだから。そういうことを考え

ていき、また私たちは、あおられたりあるいは株価の異常な続騰の流れの波の中に乗っかつたりすることについて極めて危険だという考えを持つておるんですよ。

ですから、何らかの方法において、この大蔵委員会でもたしか去年か審議したときに私は申し上げたんだけれども、公開できないことはわかりますから、大体この辺でもつていけばそう将来掲根

を残さないでいるだろうということについての物差しを理事会ぐらいに示したらどうですかと言つて、大臣からも私は御答弁ちょうどいいしているはずなんですけれどもね。そういうことについ

○政府委員(建田弘君) 慎重にやるべきだというてのお考え方方は、いまだお持ちだと思いますが、どうですか。考えておられますか。

こと考えておりまして、慎重にやりたいと思つております。

○國務大臣(竹下登君) 安定株主対策という議論もいたしました。いろいろなことを考えてみますと、しかし、持主の者こゝわざ直を下すてど、うまいこといふとこあるけれども、それで十分であります。

わけにももちろんそれはいかぬでございまじよ  
う。したがつて、私が抽せんなんとすることは、  
あるいは懇談でそんなことを言つたかもしませ  
んが、大ざつぱに言つて、今株を持つている人が

日本で何人おるかというと大体五百万人ぐらいじゃないか。そうすると百九十五万株では抽せんになるんじゃないかというのは冗談話の域を出ないのですが、さしあれども、発言には注意しなけれ

ばならぬと思ひます。  
それから、電電の大体職員の方が何ぼおるかと  
いうと約三十万とか、いろいろな数字を見たりし  
ながら私なりにも一つの方向へ進みつつあります  
から、去年申し上げておった、理事会あたりでま  
さに懇談的にお話のできるのも、どう遠いことは

ないなという感じでもつて見ております

○大木正吾君 そのことはぜひ守っていただきたいと思います。私は、この電電株といふものが余りにも社会的な注目を浴び過ぎていてものですから、それだけにやつぱり週刊誌などもこれからもあおっていくでしょうし、ダミーを使えば相当な株の取得も可能なわけですね。同時に、先行きの問題についても、完全に伝統があつて、百十何年の仕事をしていまきましたけれども、本格的な競争状態にするためには、郵政省も公正取引委員会もいわば電電をひっぱたきながら少しやつぱりほかのものを育てていこう、こういう傾向でもつて現在動いていますね。そうするとこの株というものは、数十万円ですから大体五十万、六十万、七十万ということになるんでしょうね、この数十万でぼかしてわかりませんけれどもね。

要するにそういう流れの中でもつて、高騰の中でもつて七十万、六十万で売つてしまつたものが五十万円以下に下がつていくこともこれもあり得るわけですね、実際には。そういつたことが、スキンシップな背景がなければ別に問題ありませんけれども、しかしそれにしても、何だまつといいかと思つたらおれの株下がつてしまつた、こういつた文句を言う方も出来るかもしませんしね。やっぱり一番問題なことは、NTTが一生懸命仕事をしているわけですから、株をめぐりまして社会的な信用が失墜しまして結果的に競争がまた劣悪な状態に追い込まれるというふうになつてもいけませんし、そういう点で、去年の年頭の大蔵委員会でも申し上げておりますからこれが多いわけですから判断できるですからね。ば

私は、最近の外的な条件が非常に、何といいま

ひ私は、最近の外的な条件が非常に、何といま  
しょうか、株価の異常な高騰が続いていることと、さき公定歩合のことを言つて、言わす  
ものがなことを申し上げましたけれども、だぶつ  
きぎみの金の問題とか、そういう条件を考えま  
すと、内的にも外的にも大変この問題というのは  
扱い方を間違つたら問題を起こす課題だ、こう考  
えておりますので、ぜひ慎重に、従来の経緯、こ  
の委員会における審議の経緯を考えていただきな  
がら処理していただくことを大臣に最後にもう一  
遍要望いたしまして終わりたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) しかと承りましたから。  
○大木正吾君 よろしくお願ひします。終わりま  
す。

○多田省吾君 私は、初めに日本銀行總裁に、昭  
和六十一年度一般会計予算並びに当面の金融財政  
問題について二、三お尋ねしたいと思います。

対外不均衡を是正して海外経済との調和を図る  
ためには適正な円高の定着及び持続が必要ではあ  
りますけれども、最近一ドル百七十九円台まで円高  
が高まりまして、輸出関係の中小企業等の倒産も  
非常に多くなつてゐるようでございます。けさも  
テレビである陶磁器業の代表の方が、「一ドル二  
百円台あるいはせめて百九十九円台までだつたら倒  
産のこととなかったのだけれども、これではどう  
も持ちこたえられない、このように悲鳴を上げて  
おられました。

この前参議院の予算委員会の総括質疑の最後に  
中曾根總理も、最近の円高につきまして、円が高  
過ぎる、また円高が急激過ぎる、このように答弁  
なさつております。最近におきまして日銀の方で  
ニューヨーク市場に統廃合して東京市場において  
もいわゆる逆介入をなさつたようでございますけ  
れども、私は、昨年の段階では日銀總裁等も二百  
円台の定着というようなことを言わされたようと思  
います。總理も円が高過ぎるとおっしゃつてある  
のでござりますけれども、日銀總裁としてどのよ  
うにお考えか、またこの逆介入というものは当分  
続けるつもりなのか、まずお尋ねしたいと思いま

ます

○参考人(瀧田智君) 対外不均衡の是正を図る、そういう見地から円高の基調ということが望ましいということは我々常に考えるわけでござりますが、ただ、円高が余りに急激に進むということは、今もお話をありましたように、我が国経済として対応が非常に難しい、そういう問題があるわけでございまして、私どもとしては、当面為替相場が安定的に推移することの方がより望ましい、こういうふうな考え方でおります。

為替市場の介入につきましては、一般論として申し上げれば、これは為替市場が亂高下をするような場合に、そういう状態の場合に適時適切に行われるべきものである、こういうふうに考えておりますが、介入について、具体的に介入の有無とがあるいはいかなる場合にいかなる方向での介入を行うか、こういう点につきましては、これは為替相場に直接影響を与えることでありますので、為替市場に対する当局者といいうような私の口から申し上げることはこれは差し控えさせていただきたい、さように存する次第でござります。

○多田省吾君 お答えしにくいと思いますが、中曾根総理は今の円は高過ぎるとおっしゃいましたけれども、総裁はどのようにお考えになりますか。

○参考人(瀧田智君) 私どもは、常に、昨年のニューヨークのG5の合意にありましたように、為替相場が各国の経済のファンダメンタルズによりよく反映するものであるべきである、こういうことで臨んでいるわけでありまして、特定の相場といいうものの水準というものを考えて、それに對して、それをターゲット的にそれに持っていくと、さういうこと、あるいは特定の水準といいうのは、どういうふうなことかというような具体的なコメント、こういうことは、これは為替市場に対する影響から申しまして不測の思惑の生ずるおそれがございますので、やはりそれは申し上げることは避けさせていただきたい、かように存する次第でござります。

○多田省吾君 今後も為替市場に対するいわゆる

逆介

○参考人(澄田智君) 先ほど申しましたように、為替市場が乱高下する、こういうような場合には適時適切に介入というものは行るべきものである、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 次に、公定歩合の引き下げ問題でございますが、二回にわたる公定歩合引き下げで4%まで下がったわけでございますが、通産省あるいは通産大臣は相当積極的に、もう一、二度公定歩合は引き下げるべきである、そうじゃないとやはり輸出関連中小企業に対する政策というものができない、このように相当強く言つております。またさらに、今度政府におきましては四月八日ごろ円高不況に対する総合対策を打ち出され、新聞等によりますと、五本の柱を考えおりまして、そのうちの一本がいわゆる金融政策である、このように聞いております。

そうしますと、これはやはりその金融政策には公定歩合の引き下げ問題も入つていいのではないか、このように思われますけれども、一、二、三、五%というようなことになりますと今度は普通預金の利子がゼロになるというような姿もあるわけですが、さいまして、いろいろ問題はありますよけれども、今の円高デフレの影響で国内産業が大変危急的存亡に立つて、危機的状況にあるということを考えますと、やはり公定歩合の引き下げも早急に考えなければならない問題ではないか、このようにも思われます。

日銀総裁としてこの問題をどう考えておられますか。

○委員長(山本吉雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大木省吾君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。



工して製品として輸出するという産業体質があるわけでございまして、こういったことが大きく影響していると思います。そのほか、やはり我が国の近辺にはE.C.諸国のように周囲に先進工業国というものがございませんので、水平分業の体制というのがとりにくいといったようなこともあります。そういうことで現在のような輸入構造が形成されてきてるというふうに見てるわけでございます。

○多田省吾君 再び輸銀総裁にお尋ねしたいのですが、日本輸出入銀行の製品輸入金融制度の現状について簡単に述べていただきたいと思います。

○参考人(大倉真隆君) 御指摘のとおり、五十八年十一月に制度ができまして、そのときには金利は七・七五%というふうに決められております。それで、それ以後数回金利の引き下げが行われております。ごく簡単に申し上げますと、五十九年二月に資金運用部金利の引き下げに伴う引き下げ、六年に入りまして四月に、対外経済対策によりまして特に製品輸入金利を引き下げ、また七月にはアクションプログラムに基づきまして特定品目の金利を一層引き下げる。さらに、十月に至りまして資金運用部資金の借入金利の引き下げに伴いまして製品輸入金利も引き下げる。また最後に、こどしの二月に入りました資金運用部資金の借入金利が一層下がりましたので、これに伴って引き下げを行わせていただきまして、現在は円貸しの適用金利は原則として六・三%でございますけれども、特定品目と称しまして、大機械類すべてこの対象に入ると御理解いただいて結構でございますが、特定品目につきまして六・%という低利を適用するということになっております。

なお、今後資金運用部借入金利が一層引き下げられますときにこの金利を一層下げるよう考えていただきたいということを現在お願いをいたしました。

二千九十九億円といふことは、もが融資いたしますのは、たてに、限度といひたしてあります。そこで、製品が輸入され、七で割り戻しまして、約三億円の融資が適用されて、お問い合わせたいと思います。

系計は、先月末までで約  
になつております。私ど  
もに必要な金額の七割  
から、この制度の対象  
いる金額は、これを〇  
千三億ぐらいについて私  
おると、そのようにお考

うつた融資についてどういうお考えをお持ちでございますか。

○多田省吾君 輸銀の六十年度実績と六十一年度の計画をどうなつてあるのか御説明いただきたいわけです。六十年度の九・四%という数値非常に低いのですが、六十一年度の予算を見ますと同額に近いけれども、どのような見込みを立てておられるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの御質問は貸し

---

Digitized by srujanika@gmail.com

工して製品として輸出するという産業体質があるわけでございまして、こういったことが大きく影響していると思います。そのほか、やはり我が国との近辺にはE.C諸国のように周囲に先進工業国といふのがございませんので、水平分業の体制というのがとりにくいやつたようなこともあらうかと思います。そういうことで現在のような輸入構造が形成されてきているというふうに見ていくわけでございます。

二千九十九億円ということに  
現在までの融資承諾の累  
もが融資いたしますのは輸  
を限度といたしております  
になつて製品が輸入され  
・七で割り戻しまして約三  
どもの融資が適用されてお  
えいいただきたいと思ひます  
○多省吾君 融資実績を  
ようにも思ひますが、その背  
されておりますか。

〇参考人(大倉真隆君) 制  
しているわけでござります。  
る

系計は、先月末までで約  
になつております。私ど  
も輸入に必要な金額の七割  
から、この制度の対象  
である金額は、これを〇  
三千億ぐらいについて私  
おると、そのようにお考  
えますと非常に低調な  
背景はどこにあると分析  
制度創設当初は、率直に

うついた融資についてどういうお考えをお持ちでございますか。

参考人(大曾真隆君) 私が伺っておりますところでは、宮澤総務会長の講演のその部分の主体は、日本からの輸出あるいは日本への輸入ということだけに限らないで、三国間の取引にも日本輸入銀行の融資ができるようになる時期に来てゐるのではないか。三国間取引を日本の金で動かすようにして考えていけば、例えば開発途上国が必要な輸入の金融がつくとか、日本からではなくともですね、輸入品が。あるいは開発途上国の輸出商品が日本ではなくてほかの国に輸出できるようになるとか、そういうことを国際的な日本の役割か

○多田省吾君 輪銀の六十年度実績と六十一年度の計画をどうなつて、いるのか御説明いただきたいわけです。六十年度の九・四%という数値非常に低いですが、六十一年度の予算を見ますと同額に近いけれども、どのような見込みを立てておられるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの御質問は貸し付けの規模のことだということでお答えさせていただきますが、六十年度は新規貸し付けは当初一兆一千三十億円ということを予定いたしておりました。これに対しまして、後ほど必要あれば詳し

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和五十八年十一月創設以降の貸付条件等の推移と、それから融資承諾実績について御説明いただきたいと思います。

申し上げまして、金利が余り魅力的でないということをよく言われましたのでございますが、先ほど申し上げましたように何回か引き下げが行われてきました。現在では、五年物、五年間金利が必要であるというようなケースにつきましては、申し上げた六・〇%というのはかなり魅力的なものになつております。

から考えてそろそろ考えるべき時期ではないかといつておられます。

く申し上げますが、諸般の事情によりまして、主として外側の事情によりまして、先月末までの貸付実績は七千七百五十九億円にとどまつております。

それからなお、御質問の中にありました九・四%という数字は恐らく、資金運用部から私どもが借り入れる予定にしております当初計画の六千九

したがつて、件数が非常にふえてきております  
のですが、実は一件ごとの金額が、機械の単品で  
ござりますから、そう大きな金額にならないわけで  
ござります。金額的に目立ちますのは、やはり何  
と申しましても通信衛星の輸入でございますとか  
航空機の輸入といふものでございまして、これら  
合わせまして先ほど申し上げた総額約三千億、私  
どもの融資で約二千億強というものが今までの融資  
承諾の実績でござりますが、今後とも一層この制  
度を皆さんによく知つていただきまして、また、  
かたがた、通産省の方も各企業に対応してできるだ  
け製品輸入に努力してほしいということを熱心に  
言つておられますので、みんなで一緒になってこ  
の制度を有効に使っていただきたいというふうに  
考えております。

いずれも、私ども現在認められております法律の範囲内でケースによりましてはある程度対応可能な分野でございます。私としましても、関係当局との十分の討議を重ねながら、私どもの銀行の職能の範囲でできることはぜひ前向きに考えてまいりたい。

一つの例でございますが、現在ほぼ実現しつつございまして、最終的な書類の細かいところを詰めておりますものに、南米のコロンビアに対しまして世界銀行と私どもが協調融資をいたしました。その協調融資の私どもの融資分は日本からの輸出のひもつきになつております。したがつてアメリカの機械を入れてもいいんだ、この金で。あるいはヨーロッパの機械でもいいんです。日本の機械でももちろんいいわけでございます。そういうことでコロンビアの資源開発をやり、コロンビアの支払い能力をあやす。非常に国際的に見て望ましいことではないかということで現在鋭意準備しております。例えはそういうことは今私ども

百三十億円に対しまして、十二月末現在で運用部から借り入れた金額が六百五十億円で、六千九百三十億円の九・四%しかない、そういう点を御指摘になつておるんだと思いますが、これは、年度間を通じまして私どもがまず回収金その他の自己資金を充当して貸し付けをやつてしまいまして、第四・四半期になつて新規借り入れで運用するというのが一種の癖でございますので、十二月末だとどうしてもそういう数字になります。三月末現在では借入金額は、実績でございますが四千五百億円、当初の六千九百三十億円に比べて四千五百億円の借り入れということになつております。

なお、六十一年度がことしとほぼ同じになるんじゃないかというお尋ねでございます。六十一年度の貸付規模につきましては一兆二百八十一億円ということに今予定をいたしておりますが、これは対六十年度の当初に比べますと六・八%減というところでございます。

六十年度も当初より大分減つたんだから六十一

Page 1 of 1

年度もこんなにいかないじやないか、という御趣旨の御質問であろうかと思いますが、私ども十二月末現在で各種の聞き取りをいたしまして、現に進行中の商談が実際に六十一年度に融資にまで至るというのを積み上げてまいっておりますので、今のところではやはりこれくらい必要ではなからうか。

六十年度は比べて特に悪化するのではないかなども考えておりますのを一つ二つ例として申し上げますと、御承知の、中国に対しまして第二次資源バンクローンといふのはこれは既に五千二百億円は新聞その他で御承知だと思いますけれども、西豪州の西北部の大陸棚でガスを取りまして、現地でLNGにして日本に持ってくるという計画がいいよいよ実現に近づいておりまして、この分の六十年度分所要資金も二百五十億から三百億近くは必要かというふうないろいろなものを見ながらこういう計画をつくっております。今のところ、外側の情勢に非常に大きな変化が出てきません限り大体これくらいの資金はやはり必要になるんではなかろうかと、そのように考えております。

○多田省吾君 今問題になつております対フィリピンへの融資実績ですね、これがどうなつているのか。プロジェクトの内容、それから融資金額、それから融資期間、残高こういったことについて簡明にひとつお答えいただきたいと思います。

○参考人(大倉真隆君) 実は対外的な関係が主とした配慮であらうかと思ひますですが、私どもの国別の詳細の貸付残高の現状というのは実は公表を差し控えておりますのですが、しかし問題が問題でござりますし、ごく大ざっぱな数字でお許しいただきたいと思ひますが、私どもが現在フィリピンに対し持つております貸出残高は一千二百億円強、千二百と千三百の間では千三百にやや近い方といふふうにお考えいただければ幸いでござります。

内訳は、日本からの輸出につきまして御承知の  
延べ払い金融をいたしておりますもの、これが大  
体半分以上でございます。そのほかに、投資案件  
につきまして、合弁会社をつくりますときの出資  
金に必要な資金を日本の合弁企業のパートナー、  
日本側のパートナーに貸すというものがございま  
す。そのほかに、私どもが、例えばフィリピン電  
力省という電力公社がございますが、これに対し  
て地熱発電とか火力発電とか、そういうものに必  
要な資金をこれは相手側電力省に対して直接貸し  
ておる、いわゆる直接借入金というのもございま  
す。

○多田省吾君 輸銀法に基づく業務の中で、十八  
条三号、それから十八条五号、同じく十八条六  
号、すなわち内容は、海外投資金融、それから直  
接借款、それから本邦法人が絡む投資金融、こう  
いった内容ですが、こういったものにはいわゆる  
リベートがつきものであると考えられます。この  
リベート分というものが輸銀業務の内か外か、ど  
う判断するのか。

それから、リベート分は融資額の対象には含ま  
れないと考えますけれども、目的外使用、第三十  
二条が判明した段階で、はどのように対処をするの  
かお答えをいただきたいと思います。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの御質問にござ  
いました三号というのは輸出金融、五号、六号と  
いうのは海外投資金融、あるいは私どもさしき申  
し上げたような意味での直接借款の根拠規定なん  
でございますが、まず投資金融というのは、日本  
のパートナーの出資金を私ども貸すわけでござい  
まして、そのところにリベートとというようなも  
のが入ってくるというふうにはちょっと考えられ  
ないタイプの金融であるうと思います。

それから直接借款というのは、さつき申し上げ  
たように、火力発電に必要な金を相手の電力会社  
として借りておるわけなんで、そこにリベート云々  
云といふものが入っているか入っていないかとい

いまでの、いわば相手方の調達の中身の問題でござ  
りまして、余り直にそういう関係はない。したが  
つて、いわゆる延べ払い輸出のときにリベートと  
いうものが契約の中でどう扱われておるか。リベ  
ートという言葉がいいのかどうか。いわゆる通常  
の商取引としての仲介手数料部分、これは輸出契  
約の中に入つておることが多うございましょう。  
通常の仲介手数料部分というのはどう処理され  
るかということになりますのですが、一般論とし  
て申し上げますと、私どもは資金査定をいたしま  
すときに、例えばこの輸出の契約額が一億円でござ  
います、したがつてその輸出のために一億円貸  
してちょうだいなとこう言ってこられたときに、  
頭から一〇%はんと差つ引いておりまして、残り  
の九千万円の中で頭金で入つてくるのは要りませ  
んねと。これから金融的に要る部分は頭金以外の  
部分ですね。それをそれじゃ民間銀行と私どもが  
あわせてお貸ししましょう。私どもは、通常であ  
ればその最後の金額の七割をお貸しましよう。  
こういうふうに動いておるわけでございます。し  
たがつて、通常の手数料部分というのは、金に色  
目はついておりませんけれども、いわば頭でばん  
と一〇%資金査定している中に入つているといえ  
ば入つていい、そう考えれば輸銀の金はついてい  
ない、輸銀の貸した金の外であると申せるのかな  
というふうに思つております。

○多田省吾君 一般論としてお尋ねしますけれど  
も、あるプロジェクトがあつてそれに融資が行わ  
れる。今回フィリピン向けの融資にかかるわ、フ  
ィリピン国内法とかあるいは我が国の刑法等に触  
れた場合、この融資された資金というものはどの  
ようになされるのですか。

○参考人(大倉真蔭君) これはまた具体的なケ  
ースが出てこないとなかなか判断しにくいと申し上  
げざるを得ないと思いますけれども、もしそれが  
私どもの貸付契約上の目的外の使用であるという  
判断になります場合には、恐らく、貸付契約上、  
即時全額を私どもに返してください、というような  
処理をするのが一つの考え方かなと。私どもは貸

○多田省吾君　対フィリピン向け融資の中で、債務繰り延べの実績はどうなっているのか。それから民間資金、公的資金それぞれについて、輸銀が持っている不良債権の返済の可能性についてもどう掌握しているのかお伺いしたい。

○参考人（大倉真隆君）　私どもが、さつき申し上げた意味で、直接フィリピン側に貸しております債権の元本利息につきましては、一昨年末までの分は全部期限どおり返ってきておりました。

フィリピンの経常収支の状況が大変悪化したということで、御承知の公的債権の繰り延べを国際的に相談するパリ・クラブというのがございまして、パリ・クラブにフィリピン政府がその繰り延べを申し入れまして、各国とも合意いたしました。

合意の内容は、一九八五年、つまり昨年の一月一日から本年の六月末、十八カ月になりますが、その間に期限の到来する分について、元本は一九九一年三月からの十回均等半年賦五年払いにしようと。それから利息は四〇%を一九八七年九月までに三つに分けて払います。残りの六〇%は一九九一年三月を第一回とする元本と同じ五年間で払います。まあやむを得ないでしようということで各國ともこの基本に合意いたしまして、それを受けたて、日本政府とフィリピン政府の間で大体こういう方式でいわゆる公的債務の繰り延べに応じます。まあどういう交換公文ができるておりますので、それが受けたて、実際の貸付者であります私ども日本輸出入銀行とフィリピン政府の間でこれをさらによく規定した繰り延べ契約というものをを実質的に合意に至っておりますのですが、ちょっとと先

方の事情もありまして正式な調印がまだ延び延びになつております。

現状はそういうことでござります。

○多田省吾君 先ほどお願いしました対フィリピンへの融資実績の中で、プロジェクトの内容あるいは融資金額、それから融資期間、それから残高、こういったものについて公表はできないとおつしやいましたけれども、私は公表できない理由はないと思うんですね。政府資金でもありますし、これは私はぜひ早急に公表していただきたい、資料をいただきたいと思いますが、再度お尋ねしますが、いかがですか。

○参考人(大倉真隆君) 延べ払い輸出をしておりますときの輸出契約というのは、民間企業と相手側の輸入者との間の契約でございまして、これを私どもが私どもの責任で公表するということについては、やはりかなり慎重でなければならないんではないか。恐縮でございますが、これについての理解しております限り、政府が個別企業の契約内容というのをどこまでお示しできるのかどうかなどを現在政府全体として御検討中であると承っておりますので、委員長、恐縮ですが、その御結論に沿いまして私どもとしてもできるだけ御協力でござるところは御協力したい、さよう思ひます。

○多田省吾君 じゃ、大蔵大臣、輸銀総裁がそのようにおっしゃつておりますが、やっぱり政府がよろしいと一言おっしゃれば公表されるわけですが、この問題に対しましては特別委員会も早急につくられると思いますが、この前大臣も、できるだけ協力すると、このようにおっしゃいましたけれども、やはり公表の方向でなさるようにお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる公表すべきか、あるいは国会の国政調査権に対する協力という形で資料提出すべきか、これらを含めまして十分御趣旨を体して部内で検討させていただきます。

○多田省吾君 では最後に、国税庁の次長がお見えだと思いますが、この前から各委員会におきま

して、いわゆるフィリピンにおけるあのリベート問題について税法上の対処をいたしたい、精力的に今調査しているところだというような御答弁があつたわけでございますが、いわゆる使途不明金としての扱いで済ますのか、また別の徵稅方法になるのか、その辺どのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(塙越則男君) いわゆるリベート問題でございますが、国税当局といたしましては、課税上の問題点がないかどうかに关心を持ちまして、いわゆるマルコス関係文書と言われるものの分析を初めいたしまして各種の報道等を含めて、課税上有効な資料、情報の収集に努めているところでございます。こうした資料、情報に基づきまして、必要がある場合には随時実地調査を行ななどして適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

いわゆるリベートと言われるものにつきましてどういう課税上の処理になるかということでございますが、適正な割り戻しがございますと同時に手数料といったようなものでございますと、これは損金に算入されますが、それ以外のものにつきまして、例えば取引先への謝礼でありますとかあるいは贈与といったようなものは、交際費または寄附金ということで課税されることになります。この場合に、どうしても支出先が明らかにされないというようなときは、使途不明金として経費性を否認して全額課税するということになつてゐるわけでございますが、私どもいたしましては、極力リベートの内容を解明して、その実態に即して適正に処理をしてまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 国税庁としては、いわゆるアメリカで発表された二千数十ページに及ぶ文書とか国會で審議された問題とか、いろいろありますけれども、また新聞紙上で発表されたものとか、どの程度今お調べになつておられますか。

○政府委員(塙越則男君) ただいまお答え申しますように、マルコス関係文書といふものですが、

これは外務省から既に入手をいたしております。

そのほか、いろいろ新聞等で報道されたものを含めまして、課税上有効な資料になるかどうかといふようなことを検討しております。具体的にこうなるのか、その辺どのようにお考えでございましては、

○丸谷金保君 最初に酒類の表示について若干お伺いいたしますが、昨年のワインの不凍液

混入問題に端を発して、酒類の表示というふうなことがいろいろ問題になり、昨年の暮れには日本ワインナリー協会は自主規制というふうなことで応の表示を行いました。それから、しょうゆ業界その他もそれぞれ表示についてはもつとはつきりすべきだという方向に進んでいるということです。国税庁といたしましても、国民のワインに対する信頼が増すことは念願いたしているところでございます。昨年十一月に決定されました暫定措置が厳正に実施される、さらに、残された、例えば品種ですか年号の問題、そういうようなことにつきましても鋭意検討を進めています。大甘の自主規制だということで、この程度じやしようがないじゃないかと。

それで、私たちも正しいワインの表示を求める会ということで集会を開き、その集会の結論を持つて国税庁及び公取の方に要請文を出しました。その後、どうなんでしょうか、いわゆる当局得意の行政指導というふうなことで、前向きに酒類全體としての表示の問題が進んでおるのかどうかと

いうことをひとつ御説明をいただきたいと思います。この後、どうなんでしょうか、いわゆる当局得意の行政指導というふうなことで、前向きに酒類全體としての表示の問題が進んでおるのかどうかと

いうことをひとつ御説明をいただきたいと思いま

す。

○政府委員(村本久夫君) ただいま先生御指摘のとおり、ワインの表示の問題につきましては、昨

年一連のジエチレンゴリコール混入ワイン事件と

いうようなこともございまして、業界といたしまして、こうしたことが契機となりまして、ワインの表示のあり方についていろいろ御批判等もございましたが、この要請にこたえるべく、昨年の九月以降鑑定検討をし一応とりあえずの措置といたしまして昨年十二月に暫定措置を決めたといふことがあります。

○多田省吾君 ただいまお答え申しますように、マルコス関係文書といふものですが、

は、当面の緊急を要する社会的要請への対応がなされておりまして、從来何も原則がなかったといふことに比べますと一つの前進であろうかと考えておりますが、例えばワインの先進国の例、そうあつたわけでございますが、いわゆる使途不明金としての扱いで済ますのか、また別の徵稅方法にかかるのか、その辺どのようにお考えでございましては、まだ十分とは言ひがたいという点につきましては御指摘のとおりであるうかと思う次第でございま

す。

酒類の適正表示、これは消費者の商品選択に役立つということのほか、業界の公正な競争秩序の維持を確保するというような意味合いもございま

す。国税庁といたしましても、国民のワインに対する信頼が増すことは念願いたしているところでございます。昨年十一月に決定さ

れました暫定措置が厳正に実施される、さらに、残された、例えば品種ですか年号の問題、そういう

ようなことにつきましても鋭意検討を進めています。大甘の自主規制だということで、この程度じやしようがないじゃないかと。

それで、私たちも正しいワインの表示を求める会ということで集会を開き、その集会の結論を持

つて国税庁及び公取の方に要請文を出しました。

その後、どうなんでしょうか、いわゆる当局得意の行政指導というふうなことで、前向きに酒類全體としての表示の問題が進んでおるのかどうかと

いうことをひとつ御説明をいただきたいと思いま

す。

○政府委員(塙越則男君) ただいま先生御指摘のとおり、ワインの表示等に関する暫定措

置といふものを取りまとめられておるわけです。しか

し、この基準につきましてはあくまでも暫定基準順次表示の改善を図られておるわけです。

順次表示の改善を図られておるわけです。しかし、この基準につきましてはあくまでも暫定基準

といふことであります。私どもの方から見ます

と、製品ワインの原材料の原産国について消費者の誤認を排除するためにつくられたものであると

見ておるわけでありまして、したがいまして、ワイン全体の表示の基準として今後も適正化していく

よう、特に消費者のワイン選択の際の表示基準とか、あるいは消費者のワインに対する意識の動向などを見きわめました上で、さらに総合的な

ワインの表示基準ができるよう引き続き業界を指

導していきたいと考えております。

○丸谷金保君 私は、ワインだけでなく酒類の表示の問題でお聞きしたんです。といいますのは、ワインをもう少しきんとすべきでないか。例えばヨーロッペではああいう不凍液を入れたような会社は法の対象として処罰されているんですね。ところが日本ではただ営業停止くらいのこととで、厳しい何というか、法の対象としての処罰はないんです。これはワインだけでなくて酒類全体がそういう点で非常に僕は甘いんではないか。例えば、ワインの問題を強くもつときんとよじやないかということを一生懸命言うと、ほかの酒類の業界から、いやそれは困る、ワインだけそんなことやられたら我々の方も困ると。例えれば、どうやら業界でも甲と乙の問題、それから何々しようちゅうなんと言っていても実際にはほとんどそれは実態と違う。そういうふうなものを大蔵省なんか知っているわけですよね、検査しているんですから。

だから、そういう点を、ワインだけでなくて酒類の全体をやっぱり前進させてもらわないといけないんです。税金を取る方は熱心なんですが、品質の問題について目を光せるというのは非常に不熱心だ。しかし、実際に法的にはやれる権限を、いろいろ指導できる権限を持つていながらちゃんとそもそもそういう点に踏み込まない。こういう点についてどうなんですか、もう一度、ワインだけでなくくてあります。

○政府委員(村本久夫君) 先ほども御答弁申し上げましたが、酒類につきまして適正な表示をするということは、消費者の商品選択に役立つということ、さらに業界の公正競争秩序を維持していく、そういうことで重要な役割を持つておると思つております。

先生御承知のとおり、現在、酒類のうちウイスキー、ビールそれから泡盛、こういったものにつきましては公正競争規約がてきております。またそのほかにも、清酒につきましては、公正競争規約までいきませんが、自主基準というようなもの

を説けておられます。またさらばに、今お話をかこといましたしょうちゅう乙類につきましての表示、これにつきましても近年いろんな、ニンジンしょうちゅうでござりますとかそういうような多様な商品をもつて、そういう名を冠したしょうちゅうが出てきている。そういうようなことから、酒類、しょうちゅう業界におきましても鋭意、これまして、既に最終段階に近いところに来ているというふうに承知をいたしているわけでござります。

酒類全般につきましての適正な表示ということにつきましては、そういった個々具体的な動きもございますけれども、私どもの方といたしましては昨年の六月に私大きく質問いたしましたが、その後、預金者保護ということも考えて、余りその後の質問、それからマスコミ等に対してもお答えすることをしないでまいったわけでございます。

しかし、大体もう預金者保護という立場から見れば、住友との合併というふうなことが決定した段階で皆安心をしたというふうなことで、一応もう大きくこの問題も強く取り上げてもいいじゃないかというふうに判断いたしたので、きょうはどちらかえず一、三の点について進めておきたいと思います。

まず第一番目が、ここに昭和六十年五月二十一日の平和相互銀行の役員会に出された常勤監査役及び監査役の報告書、それから公認会計士二名、大山卓良さんと大山和宏さん。この文書は大蔵省も検査したんですからおわかりと思いますが、この監査本間違いございませんね。これをお上げして一応そちらの方で調べておいていただくよう申し

○政府委員(岸田俊輔君) 御指摘の監査報告書でございますが、これは商法上の監査報告でございまして、総会に提出されるわけでございまして、私どもが直接確認するというわけにいかないのでございますが、私ども証取法上の有価証券報告書の提出を受けておりまして、その附属書類にそれらの関係の書類が添付しておりますので、それで確認してみますところ、やはり商法上で作成をいたしました報告書であるということが推定できると思います。

○丸谷金保君 それで私は、この平和相互銀行の問題、預金者保護の立場での住友銀行との合併、これは一つの区切りではあります。しかし、それで終わつたわけじゃないんで、一体今までの乱脈な経営をやつてきた経営責任、そしてそういうもののを今日まで許してきた大蔵省当局の責任、あるいは特に公認会計士、こういう方たちの責任、もちろんそれは内部の今までの経営陣を含めて、これがこのままで済まされていいものかと思うんですよ。あれだけ明るみに出た問題で、ただやめたということだけで済ませていいものかどうか。

それからまた、これを見るとまことに立派なんですよ。「法令及び定款に従い会社の状況を正しく示している」と、こういうんですよ、公認会計士がね。これが毎年やつていて、あれだけの問題が、正しく書かれているし妥当だというふうなことが許されるのだろうか、そんなものかというふうに思うんですが、そういういわゆる経営陣の責任も含めて、大蔵省としてはどう考えておるのか。

○政府委員(岸田俊輔君) 先生御指摘の公認会計士の責任の問題につきまして申し上げたいと思います。

私どもは有価証券報告書の確認という形で審査をいたしているわけでございますが、公認会計士の監査はやはりおのずと制限があるかと思います。内部組織が整備をしておるということを前提にしてその資料を検討するということになるかと

思しますものでござりますから、そういう意味で  
は行政上の検査その他とはやはり趣旨が違つてく  
るのではないかろうかなと。また、これらのことにつ  
きまして、私どもいたしましても公認会計士  
を呼び出しまして一応事情は聽取はいたしております。  
ます。その間におきまして、手続的にはおおむね  
適正にやつているわけでござりますが、先ほど申  
し上げましたように、提出されました資料に基づ  
くというところに一つ問題があるかと思ひます。  
またそれから、本件の問題は主として貸付債権  
の評価の問題になつてくるのかと思ひます。この  
評価の問題は非常にデリケートな問題で、いろいろ  
幅がある問題でございます。  
そういうことから考えますと、この監査報告書  
がいわゆる実態とどうであつたかということは別  
といたしまして、直ちに責任があるということに  
までは至らないんではなかろうかなというふうに  
判断をいたしております。  
○丸谷金保君 直ちに責任があるとは言えないと。  
そうすると直ちでなければあるんですか。  
○政府委員(岸田俊輔君) 私どもいたしまして  
は、事情も聴取をいたしておりまして、現段階で  
はそら考えておりますが、事態の発展によりまし  
ては今後検討してまいる事態になるかもしれない  
というふうには思つております。  
○丸谷金保君 現段階という言葉をよくお使いに  
なるんですねけれども、例えば平和相互銀行のこれ  
だけの問題も、昨年の五月ごろには銀行局長さん  
は、現段階では預金者に心配ないという言葉を使  
うんですよ。ところが六月になればこれはやっぱ  
り大変なことだということになつてくるんです。  
ですから、どうもこれだけのことが会計監査の方  
方が全くわからなかつた。例えば内部資料を見ま  
すと、融資した相手先からこの役員が報酬をもら  
つているというふうな問題だと、それから、実  
際にはもう赤字会社であつても、そこに利息は取  
れませんね。それが今度は要するに利息分をまた  
貸し増して、毎年毎年ですよ、そしてその利息  
分を取りつけています。

それからまた、そういう貸し出しじゃるもの、銀行の利益を上げるために、相当高利の利息を、それはそうですよね、百億円で十億円利息が出るのに、十億円貸していくばこれは幾らでも利息高くても取れる。そういう非常に高利の貸し付けの形をしてやつてある。こういうふうなことは公認会計士が見ればわからない話じゃないと私は思うんです。

○政府委員(福葉威雄君) 会計監査人について商法の特例法という法律がございまして、会計監査人がその任務を怠つたことによって会社に損害を生じさせたときは、会社に対して連帶して損害賠償の責めに任ずるということになつておりますし、虚偽の記載を監査報告にしたことによって第3者に損害を生じたときにはその責任も負うということになつております。そのほかにももちろん料の制裁といふものも負うことになりますし、もちろんこの会計監査人の職務といふものは公認会計士の職務に基づくものでございますから、もし公認会計士に非違があるといったしますと公認会計士法上の責任も追及される、こういうことになると思ひます。

○丸谷金保君 この種のことが全く公認会計士がわからぬで、正當に決算が行われているといふようなことを毎年やつてきている。そうしますと、商法上で、五億以上の資本金を持つものは公認会計士に必ず監査させなさいと。これは一体どういうことなんですか。こんなこともわからなければ、それでこれでもういいんだということになれば、ああいうものをつけたということは何の意味もないぢやないですか。どうなんですか。

○政府委員(福葉威雄君) 公認会計士というのは、先生御案内のように、こういふ監査の専門家として法律上一定の資格が付与され、独占的地位、権限を与えられているわけでございます。そういう専門的知識に基づいてしかるべき会社の決

算内容を監査していただくというのが趣旨でございまして、もしその専門的な知識に基づく職務の行使について非違があるといたしますと、それは当然それなりの責任を負っていただくというのが建前でございまして、もしそういう責任が生ずるケースでありましたら、それは責任を負わなければならぬということは明らかであります。

○丸谷金保君 これはマスコミのいろんなのにたくさん出ているんですが、検察庁の伊藤検事総長と、伊坂さんという、この間やめた平相の監査役、これが一緒に地検に勤めておった。一期先輩後輩の関係にあるそうですが、こういうことでこの問題に深く入れないんじやないかといふうなことを書いてあるものもあるんですが、まさかそんなことはないとと思うが、どうなんですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の平和相互銀行に関してまして、從来相当長期間にわたりまして種々の報道がなされ、また国会でも御論議がなされておるわけですが、この点に関しましては検察当局といたしましても関心を持つておるところであります。そういうふうに承知しております。現在どういうことをやつておるか、あるいはやつていなかといふことに関しましては、私の立場から申し上げることは適切ではないと思うのでございますが、仮に刑法規に触れるような事実がある、つまり犯罪になるべき事実があると認められるような場合には、検察当局は適正に対処するものと考えております。

○丸谷金保君 それで、実は検察当局が検査のいろいろな平和相互銀行の内容について大蔵省に協力を要請しているけれども、大蔵省の方では一切その協力には応ぜられない、拒絶しているというふうなニュースもよく出ておるんですね。今までいろいろな点で相互に協力し合っていただけれども、今回のこれについてだけはというふうなマスコミの記事もあるんですが、検察当局からそうした点での協力要請があつた場合に、大蔵省としては協力するんですか、しないんですか。いかがで

○政府委員(吉田正輝君) ただいまの御質問でございますけれども、私どもは、犯罪その他刑事事件に関連するようなことにつき検察庁からもし協力依頼があれば、これは一般論で申し上げさせていただきますけれども、これらについては適切に協力すべき立場にあるというふうに考えておるわけでございます。ただ、検査でございますから、検査の内容等につきまして一定の限界あるいは手続その他ありますけれども、一般論として申し上げれば協力すべきものというふうに考えておるところでございます。

○丸谷金保君 例えば、この間おやめになつた平和相互銀行の重役の一人が、平和相互銀行から多額の融資を受けている総武都市開発という会社がござりますね、その他の数社から年間相当の手当を受けているというようなことが事実だとすれば、そういうことは報告できますか。おたくの方には調査していますでしょ、そういうことは。

○政府委員(吉田正輝君) 個別のかなり立ち入った形の具体的ケースでの御質問でござりますけれども、検査は、一般的に申し上げまして、犯罪捜査のために銀行検査を行うわけではなくて、資産の健全性の確保、預金者の保護の見地から行われるわけでございますけれども、一般的に申し上げまして、そのような事実について司法当局 検察当局が関心を示すときには全体としては協力の姿勢をとるべきものというふうに考えておるわけでござります。

○丸谷金保君 これは名前その他は申し上げませんけれども、一般論として、融資先から特別の利益の供与を受けているというものは法律に抵触しませんか、銀行法上。

○政府委員(吉田正輝君) この種の問題につきましては、大変恐縮でございますけれども、司法当局の所管に属するのではないかというふうに考えておるところでございます。

○丸谷金保君 同じことを申し上げますが、融資先から特別の利益の供与を受けているというふうな局の所管に属するのではないかというふうに考えます。

額を受けていた。法務省と同じことを伺います。  
○説明員(原田明夫君) 大変恐縮でございますが、具体的的事実関係がつまびらかでございませんので、ここで仮定の事実を想定いたしまして、それについて、犯罪に該当するとかあるいは刑責を問うべきであるというような形でのお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。  
○丸谷金保君 もうマスコミでみんなそういうふうなことが書かれているんですよ、いろいろ。そういうふうなことがいろいろ取りざたされていくときに、何にもそういう問題についての動きがなくて、これがこのまま一件落着だなんということは私はやっぱり許されることじゃないと思うんです。が、いかがでしょうか。これは大臣に御答弁と言つてもちよとあれでしようから、担当の、どなたがいいのかな、どなたからでもいいですから、どうなんでしょうね、これだけのことがあつてね。  
○政府委員(吉田正輝君) 一般論でござりますけれども、先生が御指摘のような事実がございまして、当然私どもいたしましては、銀行の健全性の確保の見地からそれらについては十分参考にさせていただき、調査させていたくことについてはやぶさかではないということを申し上げさせていただきますけれども、私どもの任務、使命と申しますのは、やはり信用、秩序の維持、預金者の保護、そのための銀行の資産の健全性の確保といふところにございますから、犯罪の有無等につき

ましては私どもはそれはそれなりに仕分けして考  
えて、私どもの任務の範囲内にとどめざるを得な  
いというふうに考へておることでござります。

ただし、金融機関は公共性の高い機關でござ  
りますから、役員、行員はもちろんのこと、権力を正  
して適正な業務執行を行なうべきであるということ  
は当然でございます。

○丸谷金保君 それじゃもう一度あれますが、  
私はこの監査報告書を役員会のあった直後に入手  
しているんです、まだ全く一般公表されないとき  
に。そのとき同時に一緒に持ってきた書類という  
のは相当の信憑性があると思うんです、直後です  
からね。役員会のそこからもうすぐに。そういう  
中でただいま申し上げたような会社その他数社か  
らというふうな内部資料があるんです。これが絶  
対に事実だつたかどうかということは私たちには  
うかがい知れません。しかし、少なくともそういう  
疑いがあるということになれば当然調査してし  
かるべきでないかと思うんですが、いかがなもの  
ですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。  
ただいまのお尋ねは、先生御指摘のような事態  
あるいは報道されている事実、あるいは内部告発  
的なものに関しまして当然検査を行うべきではな  
いか、また事実關係を明らかにして、刑責を問う  
べきものがあれば問うべきではないかといふお尋  
ねだらうと承知するわけでござりますが、もとよ  
り、一般的に申し上げまして、検査当局といたし  
ましてもこれまでいろいろ御指摘されている事態  
に関しては十分承知していると存じます。

ただ、これまた一般的で大変恐縮でござります  
が、具体的な事件に關しまして検査当局が検査に  
着手しているのかどうかということにつきまして  
は、これは関係者のプライバシーの保護という観  
点、あるいはまた検査上実体的真実を発見してい  
くという観点からの要請もございまして、一般的  
に、これは検査に着手している場合である、ある  
いはない場合でも、現在検査を行なっているとい  
うなどについては申し上げないことになつて  
おります。

おりまして、その点御理解いただきまして、検査  
当局としては関心を持つておることで御了  
承いただいたいと存します。

○丸谷金保君 ブライバシーといつても、これだ  
け世間を騒がせた問題で、しかもマスコミでもう  
連日のようにいろんな形で名前が出てきておる会  
社等に關して、まあそれでも関心を持っていると  
いうことで一応あれでおきましたよ、きょう  
は。平和相互問題というのは、これからがむしろ  
そういう点で明らかにしていかなきやならぬ、第  
一段階でめでたしめでたしということではないん  
だということは、十分ひとつ大蔵当局も御認識い  
ただきたいと思います。

この問題に關連してまだほかのこととも聞きたい  
と思うんですが、もうつきよはぜひお聞きし  
ておきたい問題があります。

実は、租税特別措置法が通りました。だから法  
案の内容については、もう通過したものですから  
一々申し上げません。しかし参議院では非常に立  
派な附帯決議がついているんです。特にその中で  
「納稅資金の融資についても配慮すること。」とい  
うのがございます。それでひとつこれはぜひ配慮  
を具体的にしてもらいたいというのは、できるだ  
け利息、担保、そういうことを言わないのでお願  
いしたいと思うんですけども、いかがなものでし  
ょうか。

○国務大臣(竹下登君) 国民金融公庫等一部の政  
府系金融機関におきましては、従来から納稅資  
金を運転資金貸し付けの対象としておる。しか  
し、今回の附帯決議を踏まえて、さあどういうこ  
とができるか。そこで納稅資金の貸し付けにおい  
て、今後とも必要に応じ借入申請者の実情等に即  
してというところでございますので、五十八条、つま  
り災害による欠損金の繰り越し、これに関連した  
事項ということでございます。先生のおっしゃつ  
た趣旨どおりだと思います。

○丸谷金保君 そうすると、これを適用して決算  
日の変更はだめだというふうなことは言えません  
ね。

○政府委員(大山綱明君) 私どももう既に政令を  
出しておりますが、決算日の変更云々について、  
この政令の規定として何か書くというようなこと  
は全く考えておりません。

○丸谷金保君 大臣はそうおっしゃるより方法は  
ないんでしょうか、後で陳謝することのないよう  
にひとつ、そういう前例がありますので御忠告申

理をいたしております。

○丸谷金保君 お金のないところから税金を取る  
というは随分ひどい法律ですけれども、できた  
以上仕方がないから、やはり納稅できるようにな  
ないと、元來金のないところなんですから、赤字  
法人というの。

それで、中小企業信用保険法というのがござい  
ますね、これを何とか改正して、信用保証を別枠  
で赤字法人の税金を払うという、そのことについ  
て無担保、無保証というふうな方途を、あるいは  
それから低金利というふうなことでやる方法を切  
り聞いていただきたいと、税金のための破産、そ  
れから、もう時間がないのでそこまで言及できな  
かつたんですが、例えば決算日を変更するという  
ふうなことにより歳入陥落にならないかどうかと  
いうふうな問題等、いろいろあるんですが、何か  
そういう点ではひとつぜひ税金のための破産を防  
止する具体的な策をつくっていただきたい。

それからもう一つ、この法律で「五十八条の  
規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」  
というのがありますね。この政令で定めるのは、  
あくまでいわゆる法の五十八条の範囲内ですね。  
こういうふうに理解してよろしくうございます。

○政府委員(大山綱明君) 五十八条の適用に關し  
てということでおきますので、五十八条、つまり  
災害による欠損金の繰り越し、これに関連した  
事項ということでございます。先生のおっしゃつ  
た趣旨どおりだと思います。

○丸谷金保君 大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 予算、まさにきょうは委  
託審査しておりますが、したがって、予算書の変  
更、予算書の書きかえに通ずるような、これは見  
込み違いするかもしませんとは、とてもこれは  
お答えできません。今大山君から答弁しましたよ  
うに、かなり詳細な見積もりを積み上げておりま  
すので、現時点においては最も適切なる積み上げ  
であるというお答え以上に出ることはできないと  
言わざるを得ません。

○丸谷金保君 大臣はそうおっしゃるより方法は  
ないんでしょうか、後で陳謝することのないよう  
にひとつ、そういう前例がありますので御忠告申

日に決算期が来れば、そうすると少し利口な会社  
はみんなやりますよ、これ。大体大分やつている  
話は聞いているんです。そういうことも気がつか  
ないところの赤字会社というのは全くどうにもな  
らない、経営能力もないといふか、税金も払えない  
ようなところ。少し気のきいた、税でも少し払  
えるかなと思うようなものはそういう措置をとつ  
てこれは税金から逃れるんですよ。もう随分やつ  
ていると思いますよ。それからそういうのは金  
でも借りてやらなきゃ払えない。こういうことに  
なると、「一千二百三十億なんて見積もった歳入、  
それから、もう時間がないのでそこまで言及できな  
かったんですが、例え決算日を変更するとい  
うふうなことにより歳入陥落にならないかどうかと  
いうふうな問題等、いろいろあるんですが、何か  
そういう点ではひとつぜひ税金のための破産を防  
止する具体的な策をつくっていただきたい。

○政府委員(大山綱明君) もう既に法律が適用に  
なっております。したがって、今から決算期を変  
えるという法人が仮にありますとしても、それは問題  
になると、「一千二百三十億なんて見積もった歳入、  
大蔵、歳入論争は一昨年もやりましたけれども、  
二千二百三十億、大丈夫ですか。

○政府委員(大山綱明君) もう既に法律が適用に  
なっております。したがって、今から決算期を変  
えるという法人が仮にありますとしても、それは問題  
になると、「一千二百三十億なんて見積もった歳入、  
大蔵、歳入論争は一昨年もやりましたけれども、  
二千二百三十億、大丈夫ですか。

し上げておきます。

もう今ではできなけれども、私の知っている何社かも、いや大丈夫だ、もうちゃんと三月までに、一月くらいか一月くらいのうちにもう体制立てて決算期を三月に変えたというのを僕は何社から融資の方法でも考えてやらなきゃ残りの分は入ってこないと思う。それで、具体的にこういうところを手直しても、低利で無担保で無保証でというふうな道をひとつひお考えいたいたい方が歳入確保するのにいいんじやないかという点を申し上げて、質問を終わらしていただきます。

○近藤忠孝君 スイスの銀行委員会がマルコス資産の凍結指令を出しました。さらに残高等と詳細報告を銀行に指示した。そのことにつけまして我が国はどうか、これが先日法務委員会で質問がなされました。これに対して銀行課長の答弁は、

日本では法律がないのでだめであるということですが、果たしてそうなんだろうか。全然日本として凍結もしくは、これがあってマルコスもしくは

その一統のところに行くのを阻止する方法は全然ないんだろうかという問題について冒頭に質問をしたいと思うんです。

もう既に指摘されているように、マルコスが東京の銀行に二億ドル預金したとか、マルコス疑惑のリバートの一部、約一億一千万円をアンジェニット社の社長が東京で円貸しで支払いを受けた、

こういう事実が指摘されていますね。これは本来

政府から正式の請求もしくは凍結要求がなされることがあります。

そこでも法律的に、また銀行の実務として、犯罪で入手した金に対しては、被害者の方から請求があつても支払いはできなくて、やっぱりその犯

罪人に支払わなきゃいかぬ、こういう実際の実務が行われていることは承知しておるんです。しかしがたしてそれだけなんだろうか。何らかの

な方法、いろんな事例があると思うんだけれども、そういうことだけで、これは大蔵省は何も銀行に指示できませんというようなことで済ましていいんだろうかという問題ですが、法務委員会は課長だったけれども、今度は局長ないしは大臣に、もうちょっと政治的な判断を加えた上でひとつ御答弁いただきたいと思うんです。

○政府委員(吉田正輝君) まず、マルコス氏が日本の銀行に預金をしているかどうかについては、私ども一切承知していないわけございます。マ

ルコス関連文書など外務省からもいただいておりますけれども、その中にも該当の事実はただいま

のところ発見しておりません。

そこで、先生御質問の一 般論のところでござい

ますけれども、預金者から預金の引き出し請求があつた場合にそれを拒むことができるかどうかと

いうことにつきましては、銀行は預金者に対する預金を払い戻すべきであるという預金契約上の義

務がございます。特段の法律上の根拠があればともかく、そうでない限り預金の払い戻しを拒むこ

とはできないというふうに考えております。

したがいまして、預金者の保護などを目的とする銀行法に基づきまして、私どもの所掌す

る法律、少なくとも私どもの所掌する法律で、この特定の銀行預金の払い戻しを凍結し得る旨の明

文の規定はございませんので、特定の銀行預金の払い戻しを凍結することは極めて困難ではないか

というふうに考えております。

ただ、これを法律的に整理いたしますると、仮

に例えれば民事訴訟法上の仮差し押さえ、仮処分等

の法的手続がなされた場合には銀行預金の払い戻しが禁止されることがある。あるいは国税徴収上

の見地から差し押さえをするということが民法上の特例として認められることが考えられる

というふうに思います。

スイスの場合でござりますけれども、スイスの

場合には、これは実際にフィリピン、マルコス氏に係る資金がスイスの中にあるんじ

やないか。そういうような検討をしておくことが必要じやないか。要するに所有の帰属の問題に争

いがある場合、これがまず第一点です。

それから、大臣、もしこういうことでフィリビ

ン政府から要請があつても、もう全部預金はもぬ

た連邦政府が、そのような事実に基づいて、しか

も憲法の規定に基づいて、内閣として対外的にス

イスの利益を守ることが連邦政府の義務である旨

を規定したスイス連邦憲法第百二条に依拠して行

つた行為だというふうに聞いておるわけでござい

ます。

○近藤忠孝君 私が指摘したのは、フィリピン政

府からそういう返還なしは請求の要請があつた

場合という前提なんですね。法的には確かに今局

長言われたことだと思うんです。しかし、全然工

夫がないんだろうかというと必ずしもそうでない

と思うんですね。しかも、今世界的に、フィリ比

ン国民の財産を守ってやろう、そういう不正なや

つは戻してやろうということがあちこちで出てい

るときに、竹下さんだって今までに地球規模でい

るいろいろ動いておられる、竹下さんの一言がいろいろなドルのあれにも影響する時代ですから、国際

的にも恥をかかないよう私今助言して

るんで

す。

○政府委員(吉田正輝君) マルコス氏の預金があ

るかどうかについては今のところ一切承知してい

ませんので、想定に基づく答えになり、かつ極め

て法律的な問題でありますので、法務省から答え

るべき内容であり、かつ法務省ともまたいろいろ

御意見を聞いてみたいと思いますが、仮にお尋ね

のようないい銀行預金があると想定した場合に、それ

から所属の問題などがある場合に、フィリピン新

政府の代表またはその代理人から何らかの法的請

求権の主張がある、そのため民事訴訟法に基づく仮差し押さえ、仮処分がなされる場合が想定さ

れると思ふんです。

この場合には、フィリピンの新政府のアクション

、あるいはその所属についての問題点の提起と

いうような必要があると思うわけです。さらに、

これはまたやはり法務省の所管になると存じます

けれども、フィリピン新政府から、フィリピンの

刑事事件にかかる司法共助の要請がありまし

たときには、日本には国際捜査共助法というのがございます。

国際捜査共助法上の要件を満たすもの

として法務省より認められる場合には、刑事訴訟

法を準用した差し押さえが行われるという場合が

想定されるということが、ただいま私どもの知識

でお答えできる限度であるわけでござります。

○政府委員(行天豊雄君) ただいま委員御指摘

の、いわゆるリベート水増し分についての債務返済をフィリピンが拒否するんではないかという新聞報道があつたことは私ども存じておりますけれども、私どもといったしましては、まだそのフィリピン政府の意向が本当にそういうことであるのかどうか確認はもぢろんできてないわけでございます。

ただ、一般論として申しますと、この円借款にかかるります両国の交換公文というものは、正當な国際的な約束として成立しておるものでございまますし、政権がかわったからといって新政権が旧政権のそういう国際的な債務の履行を拒むといふことは常識では考えられないのではないかなどといふうに思つておる次第でござります。

現に、新政権が成立いたしましたのが二月の二十六日でございましたか、でございますけれども、それ以後もフィリピン政府は、我が國からの円借款にかかります元利払いにつきましては、リスクペicherされた分も含めまして約定どおりに支払つておるのが現状でございます。

○近藤忠孝君 これは今後の推移を見なきやわかれりませんが、もし万が一そういうことがありますと、今度は日本の国内でリベートにかかわった人間がやはり日本のお金に穴を開けた、それに対する求償問題も起きてきますので、これはまた後にもういろいろ可能性が起きた場合に指摘をし、また議論をしたいと思います。

次に大型間接税問題に入りますが、これは、もう言うまでもなく累進性が強い。そこで各国とも逆進性の緩和ということで、複数税率や免税の制度を取り入れておるんです、既にもう導入されたところは。しかし、そういう措置を施せば施すほど複雑な税制になつて徴税費用がかさむ、あるいは国税職員が膨大になる、あるいは脱税等があえてしまう困難の原因になるんじやないかこういうことは当然指摘されていますが、これについてはどうか。もし我が国に導入される場合には、逆進性緩和のためにどういう措置が考えられるかと、いう点はいかがですか。

○政府委員(尾崎謹君) 課税ベースの広い間接税につきましては、税制調査会の広範な検討対象の中に入っているわけでござりますが、取り扱いの中順といたしまして後半の問題とされておりまして、まだ具体的な検討に入つております。したがいまして極めて一般的なお話となるわけでござりますけれども、逆進性に留意をしまして、逆進性を除くための諸控除その他のいろいろの措置を講ずれば講ずるほど煩雑さを増していくということはおっしゃるとおりでございます。中立性などの点で問題は出てこよなかと思います。

我が国でそれでは仮に大型間接税、課税ベースの広い間接税と申しておりますが、につきまして、その逆進性に着目をいたしましてその緩和のためにどのような措置をとるかということは、先ほど申しましたように具体的にはまだ何もやっていないのでござりますけれども、前に一般消費税率というものがございました。そのときには、食料品でござりますとか、それから教育費の一部でござりますとか、あるいは社会保険診療費でござりますとか、そのようなものにつきまして非課税とするというような措置がとられております。

御承知のとおり、アメリカのレーガンの税制改革に当たりまして財務省がいろいろと付加価値税について検討したものを見ますと、そこではやはり一部のそういう生活必需品をゼロ税率の適用対象にすると、あるいは他方で、トランプファームペーメントと言っておりますが、歳出面でいろいろの措置を講じていくことによって所得に対する逆進性の緩和を図つたらしいというようなことが書かれております。一般的な話としてはそのような方法が考えられるのではないかと思いますが、繰り返しになりますが、具体的にはまだ何も検討しておりません。

○近藤忠彦君 今も答弁あつたとおり、アメリカでこの問題を検討しまして、特に付加価値税の逆進性について大変深い分析がされております。大変大きな逆進性があるということで、この逆進性を緩和するために、一つは、今もあつたとおり社

会保障、移転支出に物価スライド制を導入するとか、食料品などにゼロ税率を適用する、貧困線所得者に対する戻し税、納めた付加価値税を還付するというようなことがあるんです。そういう方策を講じた場合、それぞれ逆進性緩和にどういう効果があるかということを大変深く検討しておるんですね。そのいすれの方法を講じても逆進性は本質的に除去することはできない、こういう結論になつてゐるんじやないかと思うんですが、この点どうですか。端的にお答えください。

○政府委員(尾崎護君) 逆進性の問題が残るということは言われてゐると思います。ただ、あくまでその所得に対しての逆進性の話でございまして、消費課税でございますので、消費に対してはどうかといふことになりますと、話はまた変わつてこようかと思います。

○近藤忠孝君 このアメリカの分析は大変すぐれたものだと思うんですが、こういう方法でアメリカ並みの分析を日本でもやるべきじゃないか。今その問題が大変大きくなっていますし、やはり最大の問題はこの逆進性だと思いますね。日本はどうですか。

○政府委員(尾崎護君) 課税ベースの広い間接税につきましては、アメリカの付加価値税の検討の場合には逆進性の問題というのが大きな問題の一つとして取り上げられていることは御指摘のとおりでございますけれども、しかし、先ほどちょっととお話を出ましたような食料品のようなものを除くことによりまして、所得に対しましても相当程度逆進性を緩和できるともまた確かでございまして、今後具体的な検討に入りました場合には、当然そのようなことも検討の対象になつてこよろかと存じます。

○近藤忠孝君 アメリカのこの分析の結論を見ますと、例えば食料品など今言つたようなことをし緩和措置をとっても、依然として相当大きい程度にその逆進性が残るというのが、百十一ページのアメリカのこの報告書にちゃんと出ておるでしょ。それを緩和できる、これはとんでもない

○政府委員(尾崎謙君) 相当程度緩和できるのではないかと存じます。

それからもう一つは、所得といいますか、あるいは家計の収入に対しての消費課税である課税ペースの広い間接税の逆進性の問題でございますが、これはむしろその課税ペースの広い間接税だけをとらえて考えるのがよろしいのかどうか。家計の税に対する支払いといたしましては、ほかに所得に対する課税、資産に対する課税、いろんな税の支払いがあるわけでございますけれども、それが全体としての家計収入に対してどのような累進効果を持つかということをあわせて考えなくてはいけないのではないかと存じます。

○近藤忠孝君 アメリカのこの報告書の結論部分ですが、大変逆進性が一般に強い。一番最下層の方からいって一四・二、九・二、七・五、ずっといって上の方は一・八だ。例えは食料品をさつき言つたような措置をとっても最低の方は一一・れども、こういうアメリカの手法に基づいて日本でもこれを検討してみるべきではないか。日本で既に出されていますのは、日本租税研究会のレポートあるいはNIRAレポート。いずれもこれは政府税調に提出されて大型間接税の有力なたたき台として議論されておるものですが、この二つのレポートは逆進性の問題について、食料品などをゼロ税率にすれば所得階層別負担率はほぼ比例的になる、逆進性はなくなるというんですが、それで実際そういう数字も出ていますね。これは数字の上ではアメリカの財務省報告とは全く大きな違いがあるんです。

なぜ違いかあるかといいますと、一つは、可処分所得を分母にとって比率を出している。それからまた勤労世帯だけなんですね。しかしこれは正確に言うには、可処分所得ではなくてやっぱり全収入、それから全世帯を対象にすべきではないです。

か。これが第一点。そして、比例的だといふですが、実際階層別負担率は、第一分位が二・八、第五分位は二・五。決して比例的じやないんですね。ですからこういう点では事実のねじ曲げがあるんじゃないかな。また本当に正確なものではないじやないか。こういうものではなくて、やはり本当にアメリカで実際やっているあの手法によつてやつたらどうか、この点どうですか。

○政府委員(尾崎謹君) NIRAの報告にも完全に比例的になるとは書いてなかつたような気がするのでござりますが、先ほど私が申しましたように、かなり解消されるというようなことはなかつたかと存じます。しかし、いすれにしまして御示唆いただきましたようなことも考え方を討はしてみたいと存じます。

○近藤忠孝君 じゃ、私が指摘したような気を日本の場合にも当てはめてやつてみると結構ですね。実際、日本租税研究会の方はちゃんと結論として、すなわちほぼ比例負担に近い、完全と

は言つていなければ、ほぼ比例負担に近い、こういうことですから、私は事実を直視してない、こう思ひうんです。

これは理屈から考えましても、低所得者ほど所得のうちの消費が占める割合、平均消費性向、これが高いので、消費にかけられる税金は一般に逆進性を緩和することができると思うんです。

しかしながら、平均消費性向の格差の大きさで、度逆進性を完全に除去することができない。数字で申しますと、平均消費性向の格差、第一分位八七

・一、第二分位七三・一、その差一四・一です

六十年の家計調査によるものです。

ですから、そういうことからいきましても決し

て逆進性は緩和できるものではないんだと思うんで

す。その点はどうですか。

○政府委員(尾崎謹君) おっしゃるよう、エン

ゲル係数の関係と平均消費性向の関係で所得に対

しての率というのは決まつてくると思いますが、

これは消費課税でござりますので、消費に対する

率を見ますと、エンゲル係数が高い下位所得層で

ござりますので、食料費を除いたところで消費課

税をいたしますと、消費全体に対する比率で言いますと恐らく緩やかな累進性を持つのではないのかなという感じがいたします。

先ほど申しましたように、先生のおっしゃいま

した家計の総収入に対する税負担の累進性とか逆

進性を論じます場合に、その一つの税だけをとつてそれで議論をするというより、むしろほかの

税も合わせて全体として家計に対する税負担がど

のようになつてているのかな、そういう検討をしてみることが大切なことではないかというように考

えております。

○近藤忠孝君 しかし、アメリカでは大型間接税

を導入しない理由としては、よく分析した結果や

つぱり逆進性の問題に大変問題があるということ

なんですね。私は大事なことは、日本でもアメリ

カと同じ手法でその点の分析を明確にやつてみる

べきだと思うんです。

そこで私は、総務庁の家計調査の数字に基づい

て独自に計算した結果があります、アメリカ的手

法によって、食料品、教育費、保健サービスなど

基礎的消費を除外したとしても、これはその

計算の数値はお渡ししてありますよね。結果的に

は、所得階層別の税負担率、非課税措置をつくる

が六・四、第三分位が六・五、第四分位が六・

六、第五分位が六・九というようにならうかと思いま

す。したがいまして、消費課税でありますので、

年間収入のかわりに消費支出をとつて計算してみ

ますと、食料品それから保健サービス、授業料を

除きましたところで第一分位が六・一、第二分位

が六・四、第三分位が六・五、第四分位が六・

六、第五分位が六・九といふように緩やかな累進

性を持つていて見ると、それとも、消費課税

を導入しないといふように思ひます。したがいまして、消費課税でありますので、

消費に重きを置いて見るか、それとも、消費課税

であるけれどもそれを所得との関係で見るか、い

ろいろそこは御議論があらうかと思ひます。先ほ

ど申しましたように、まだ具体的な検討に入つて

おりませんので、いろいろそのようなこともあります。

おまかせまして今後勉強させていただきたいと思いま

す。

○近藤忠孝君 大蔵省から示唆に富むなんて褒め

られたのは余りないことですが、ひとつ大臣、せ

つかく我が共産党的手法も評価されておりますか

ね。これは大きいにやつていただきたいと思ひます

ね。

そこで、今まで大臣お答えがなかつたんです

が、私がこういうことで指摘したことは、大変重

要だということを指摘したんですが、政府の税制

の抜本的改革案において、大型間接税の導入とそ

れから所得税の累進税率の緩和、これはセットと

たようなそういう面も十分深めてみる。アメリカ

して出されようとしているところに私は問題があると思うんですね。大型間接税が今も議論したように必然的に逆進性があるとすれば、抜本的改革案において、間接税と所得税の両方の面から税率の緩和ということになりますとね。これだつて大変ゆききことではないのか。

ですから、これは抜本改革に当たつては、個々

の税制ではなく、やっぱり税制全体としての所得

階層別にどういう負担が配分されるのか、これを

率の緩和ということになりますとね。これだつて

大変ゆききことではないのか。

○国務大臣(竹下登君) まず今の手順から言いま

すと、いわゆる所得税、法人税関係から審議して

いただておりますから、課税ベースの広い間接

税といふ問題の審議は後半に入るわけでありま

す。が、答申は当然一体として出てくるものであ

らうというふうに考えております。

それから逆進性、累進性といふのは、これは税

理論の中では当然議論される議論であろうと思つ

ております。ただ、平素、今までの税調、長い間

のですね、今回だけでなく、やっぱり税といふの

は最終的には総体としていわゆる逆進性、累進性

という問題は議論すべきであつて、一つの税目だけをとつて議論するという方法はいつも議論され

ながら、大体総合的にやろうやといふ方向に、毎

度大体議論がそういう推移をしていくなという感

じは私も持つております。

○近藤忠孝君 私が指摘したことは、数字全体

から見いくと同時に、議論する場合のいろいろ

な材料、資料、それがどうもやつぱり導入の方向

の資料が使われがち。先ほど指摘した租税研究会

あるいはNIRAレポートも、結局となる数字、何

か持つてくるかによつて全然違つちやうわけです

からね。そして比例的なんとういう結論が

出てくるような資料が主に使われる状況じやない

かと思うんですね。そうじやなくて、私が指摘し

の場合は、そういう面を深めた結果不採用ということになつたんですから、やっぱりこういうアメリカの経験というもの、これは十分日本の場合にも参考にすべきだと思いますが、その点お伺いして質問終わります。

○国務大臣(竹下登君) アメリカの場合はセールスタッ克斯が地方税において現存しておるという問題はございます。が、近藤さんいろいろ資料に基づいておっしゃいましたが、その資料を含めて税調へ報告するわけでございますから、それらは取扱に足らない資料であるとはまさかおっしゃらないだろうと思っております。

○栗林卓司君 私は、国税職員の定数問題についてお尋ねをしたいと思います。

現在どうなつておるかといいますと、六十年の定員というのは五万二千九百十六名です。十年前を見ますと、五十一年度が五万二千五百二十七名。十一年間で大体四百名ふえておりまして、一年当たりに直しますと四十名。まことに緩やかなテンボでしか定員があえていないのであります。このふえ方とあわせて、五万二千九百十六名という定員は妥当なものとお考えになつておられるかどうか、ます当局の御見解を伺います。

○政府委員(坂越則男君) 国税庁といたしましては、課税対象の増大、それから経済取引の複雑、広域化等が進む中で、課税の充実、公平確保を図るために事務の合理化ですか効率化を進めるとともに、国税職員の増員が必要であるという考え方を持ちまして、從来から関係各方面の御理解を得られるように努力をしてきたところでござります。厳しい定員事情の中で相応の御配慮がなされてきておるというふうに考えております。

しかしながら、課税対象は今後年々増加していくという状況にございますので、国税庁といたしましては今後とも関係各方面の御理解を得て、できる限りの増員措置が行われるよう努力をしていく考えでございます。

○栗林卓司君 総務省の方お見えになつておる思つんですが、同じことをお尋ねをするんです

が、現在の国税職員の定員、あるいはこの十年間のまことに緩やかな伸び方を含めて、妥当性をどうお尋ねをいたしましたけれども、毎年予算要求の過程におきまして定員の増員、特に国税庁の職員の増員につきましてはかなり他に比較しますと大きな要求がございます。私どもも、国税職員の増員につきましては非常に厳しい定員事情ござります。その中で、今御答弁がありましたように、寄り寄り相談しながら極力措置をしてきたつもりでございます。

○栗林卓司君 私がお尋ねをしておりるのは、この十年間振り返ってみても、年平均に直すと四十名でございまして、それも含めて妥当だったんだだろうかという質問なんです。毎年押し合いでしまって定員をふやす議論の中に首を突っ込んでまいりますと、確かに御努力の跡はよくわかるんですけども、なかなかテンボでしか定員があえていないのであります。このふえ方とあわせて、五万二千九百十六名といふ定員は妥当なものとお考えになつておられるかどうか、ます当局の御見解を伺います。

○栗林卓司君 私がお尋ねしていることをもう少し言いかえますと、その数字が妥当かどうかというのは、ある基準があつて結論が出る話だと思うのですが。わかるんですが、あれだけ汗をかいたんだから結果はとにかく認めてくれよと言われても、結構についていかなる妥当性があるんだろうか。今後もこれまでと同じように一年四十人ずつ積み足して、さらに十年たつて四百人だと。しかも課税対象も含めますます広がっていく。そうなると、一体国税職員の数というのは望ましい数に比べてますます乖離が広がっていくんではないか。私がお尋ねしている基本的な気持ちというのは、もともと十分な税務の執行行政というものがあって初めて税負担の公平、公正を実現できるものだという認識に立つてお尋ねをしているわけであります。そして、そういった立場、見方においては総務省といえども同じだろうと思います。

重ねてですが、この一年平均四十人というのはいかがお考えでござりますか。

○説明員(菊地徳彌君) ちょっと、そもそも論を申上げて恐縮でございますが、定員の管理につきましては、昭和四十四年に總定員法というものができまして、國家公務員の定員管理というのが、これはいろいろと總定員法の枠内で御配慮がなされますが、それに基づきまして、その範囲内でかなり厳

しい状況に置かれて、片側、合理化できる部分等につきましては別に定員削減をお願いし、特に政事務の合理化でありますとか、そういう事情をどうにトータルとしまして二万七千五百四十人の純減をしてございます。しかしながら、先ほど来ておられたよううに、寄り寄り相談しながら極力措置をしてきたつもりでございます。

○栗林卓司君 私がお尋ねをしておりましては、そういう厳しい中でもトータルで一千一百九十五人、こういう増員をしてございます。これは純増でございます。こういう事情を御質問いただきたいと思います。

○栗林卓司君 私がお尋ねしていることをもう少し言いかえますと、その数字が妥当かどうかというのは、ある基準があつて結論が出る話だと思うんですね。国税職員の数が妥当かどうかと見る尺度というのは、税務行政そのものが公平かつ公正にやられているということだと思つてますね。そこで、じゃ公平かつ公正にやられているかどうか、これもまた抽象的ですから何ともわかりづらいんだけれども、そこでひとつ指數に直して見やさしいものがあるので申し上げますと、実調率があべますます高まっています。なぜなら、この水準でいいと比べて調べに来るぐらいの実調率を上げたらどうかという議論が再々ここであるんですが、とてもそんでは。國税職員の数が妥当かどうかと見る尺度といふのは、税務行政そのものが公平かつ公正にやられているということだと思つてますね。そこで、これが國税当局にお尋ねをいたします。

○栗林卓司君 実調率は久しく上がつてないわ

けでありますと、租税債権が時効になるのが三年、五年としまして、その間ぐらはとにかく一

回は調べに来るぐらいの実調率を上げたらどうかという議論が再々ここであるんですが、とてもそ

うの水準まではいつていないので現実であります。したがつてその実調率で今までいいんだらうか、これは國税当局にお尋ねをいたします。

ただ、お尋ねするまでもなく、この水準でいいとはお考えにならないと思うんです。

とはいっても、そのときに必要とされる國税職員の定員を考えると、その定員をにらんでの議論がなかなかできないんだというのがお立場だらうと思うんですが、そのお立場での議論ばかり続けられておられますとこの議論が深まらないものであります。

ただ、お尋ねをしますが、実調率の現在の水準は税の負担の公平、公正という点からいっても当然やらないければいけないことだと思いますし、また国民の期待も実調率の向上にあることは間違

ないです。

したがつて、では実調率の向上に対してもこのこの増員規模というのほどの程度寄与したのか。しかもこの程度では実調率が当然向上し得ない。もしそうなつていたとする、この程度の増員規模の実調率があればいいかという問題に絡むものでありますけれども、ここはなかなか一義的に定

量的に申し上げることは難しいかと思います。

であると言わざるを得ない。こういった質問なんですが、総務省としては今の角度からの質問に対する御判断になつておられますか。

○説明員(菊地徳彌君) 每年の予算編成過程で実過程の中で十分吟味をしまして措置をする、こういう仕組みで来ております。

その中で、ちなみに申し上げますと、政府全体としましては、昭和四十三年以降六十一年度までにトータルとしまして二万七千五百四十人の純減をしてございます。しかしながら、先ほど来ておられたよううに、寄り寄り相談しながら極力措置をしてきたつもりでございます。

○栗林卓司君 私がお尋ねをしておりましては、そういう厳しい視点から、国税庁に関しましては、そういう厳しい中でもトータルで一千一百九十五人、こういう増員をしてございます。これは純増でございます。こういう事情を御質問かと思ひでございます。こういう事情を御質問いたきました。この十年間振り返ってみても、年平均に直すと四十名でございまして、それも含めて妥当だったんだだろうかという質問なんです。毎年押し合いでしまって定員をふやす議論の中に首を突っ込んでまいりますと、確かに御努力の跡はよくわかるんですけども、なかなかテンボでしか定員があえていないのであります。このふえ方とあわせて、五万二千九百十六名といふ定員は妥当なものとお考えになつておられるかどうか、ます当局の御見解を伺います。

○栗林卓司君 私がお尋ねしていることをもう少し言いかえますと、その数字が妥当かどうかといふのは、ある基準があつて結論が出る話だと思うんですね。國税職員の数が妥当かどうかと見る尺度といふのは、税務行政そのものが公平かつ公正にやられているということだと思つてますね。そこで、これが國税当局にお尋ねをいたします。

ただ、お尋ねするまでもなく、この水準でいいとはお考えにならないと思うんです。

とはいっても、そのときに必要とされる國税職員の定員を考えると、その定員をにらんでの議論がなかなかできないんだというのがお立場だらうと思うんですが、そのお立場での議論ばかり続けられておられますとこの議論が深まらないものであります。

ただ、お尋ねをしますが、実調率の現在の水準は税の負担の公平、公正という点からいっても当然やらないければいけないことだと思いますし、また国民の期待も実調率の向上にあることは間違

ないです。

したがつて、では実調率の向上に対してもこのこの増員規模というのほどの程度寄与したのか。しかもこの程度では実調率が当然向上し得ない。もしそうなつていたとする、この程度の増員規模の実調率があればいいかという問題に絡むものでありますけれども、ここはなかなか一義的に定

量的に申し上げることは難しいかと思います。

先生御指摘のよう、除斥期間との関係で、その間に必ず一度は行くべきだというようなお考えもあるうかと思いますけれども、一つには、申告水準がある程度のレベルにありますれば必ずしも調査をしないでもいいという部分もあるかもしれません。そういったようなこともございまして、私どもはその申告水準を高めるいろいろな方策を別途講じてきているところございます。例えば広報をいたしますとか、あるいは租税教育の充実を図りますとか、青色申告の普及を図りますとか、いろいろな手段を講じて課税の公平を図っていきたいというふうに考えておりまして、必ずしも一つの、これが適当だと言えるだけの実調率の水準ということをお答えするだけの用意がございません。しかしながら、やはり課税の適正といいますか、公平のために、各方面の御理解を得ましてできる限りの増員措置が行われるよう努力していくことを私ども考えている次第でございます。

○栗林卓司君 定員問題を実調率と短絡して結びつけて議論することはできない相談だと思いませんが、気持ちはまずお察しいただけると思います。

そこで、多小粗っぽい議論を続けますけれども、この十年間振り返ってみて、では税の徵収能力というものは高まってきたんだろうか、低くなつてきたんだろうか。なぜこう伺うかといいますと、実はだんだんと経験のあるペテランの国税職員がやめてくる傾向にあります。その穴埋めとするとより若い国税職員で埋めてまいりますから、全体を見ると、いわばペテランが去つて新しい職員があふえるという意味では薄まつた感じの職場になつているのかもしれません。また薄まつている感じの職場になつてあるんだらうか。その点についてはどのような感じをお持ちですか。

○政府委員(塚越則男君) 大変難しい御質問でござりますと徴税能力というのは昔に比べて徐々に薄まっていく傾向にあるんだらうか。その点についてはどのようないふうに思つてお持ちですか。

先生御指摘のように、除斥期間との関係で、その間に必ず一度は行くべきだというようなお考えもあるうかと思いますけれども、一つには、申告水準がある程度のレベルにありますれば必ずしも調査をしないでもいいという部分もあるかもしれません。そういったようなこともございまして、私どもはその申告水準を高めるいろいろな方策を別途講じてきているところございます。例えば広報をいたしますとか、あるいは租税教育の充実を図りますとか、青色申告の普及を図りますとか、いろいろな手段を講じて課税の公平を図っていきたいというふうに考えておりまして、必ずしも一つの、これが適当だと言えるだけの実調率の水準ということをお答えするだけの用意がございません。しかしながら、やはり課税の適正といいますか、公平のために、各方面の御理解を得ましてできる限りの増員措置が行われるよう努力していくことを私ども考えている次第でございます。

○栗林卓司君 定員問題を実調率と短絡して結びつけて議論することはできない相談だと思いませんが、気持ちはまずお察しいただけると思います。

そこで、多小粗っぽい議論を続けますけれども、この十年間振り返ってみて、では税の徵収能力というものは高まってきたんだろうか、低くなつてきたんだろうか。なぜこう伺うかといいますと、実はだんだんと経験のあるペテランの国税職員がやめてくる傾向にあります。その穴埋めとするとより若い国税職員で埋めてまいりますから、全体を見ると、いわばペテランが去つて新しい職員があふえるという意味では薄まつた感じの職場になつているのかもしれません。また薄まつている感じの職場になつてあるんだらうか。その点についてはどのようないふうに思つてお持ちですか。

○政府委員(塚越則男君) 大変難しい御質問でござりますと徴税能力というのは昔に比べて徐々に薄まっていく傾向にあるんだらうか。その点についてはどのようないふうに思つてお持ちですか。

ざいまして、能力がどうなつてあるかという点を正確にはかるような資料を私ども持ち合わせておません。ただ、御指摘のよう、国税の職場の中核となつて働いていただいている方々が退職年齢を迎えるという時期になつてきております。今後、豊富な専門的知識と経験を有して国税の職場のいわば多數を占めています。二三%でございますが、これに続きます四十歳代の職員が一二%と少ないという特異なものになつております。今後、豊富な専門的知識と経験を有して国税の職場のいわば中核となつて働いていただいている方々が退職年齢を迎えるという時期になつてきております。

そこで私どもいたしましては、このような事態に対応するために、從来から、大学卒を含めた資質の高い職員の確保に努めますとともに、将来の職場の中核となるべき職員に対する各種の研修でござりますとか実務指導の充実強化を図つてきましたところでございます。この点私ども非常に力を入れおりまして、新しい職員が税務署に配置されますが、指導担当者というものを決めまして、いわばマン・ツー・マンでオン・ザ・ジョブ・トレーニングをやつておるわけでございまして、今後とも職員の資質の向上、能力の充実ということに十分配慮して努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○栗林卓司君 今言われましたその教育問題も含めて、今の税の徵収体制が支えられている一つの大なる力というのは国税職員のまじめさだと思います。

○野末町平君 まず通産省に伺いますが、去年の例の豊田商事事件以来、あの手のいかがわしい悪徳商法は下火になつたかなと思つたらとんでもない話でして、相変わらずはびこつてゐるという話を聞いたり、あるいは自分でいろいろ知つたんですが、通産省として、相も変わらずいかがわしい悪徳商法がどんな形で今一般の国民をカモにしているかといふか、その辺の実情をかいつまんで本当に説明してほしい。もちろんごく短くで結構です。

○野末町平君 まず通産省に伺いますが、去年の例の豊田商事事件以来、あの手のいかがわしい悪徳商法は下火になつたかなと思つたらとんでもない話でして、相変わらずはびこつてゐるという話を聞いたり、あるいは自分でいろいろ知つたんですが、通産省として、相も変わらずいかがわしい悪徳商法がどんな形で今一般の国民をカモにしているかといふか、その辺の実情をかいつまんで本当に説明してほしい。もちろんごく短くで結構です。

○説明員(山下弘文君) 御説明申し上げます。

私はどの消費者相談窓口にいろいろ消費者の方からの相談が来ておるわけでござりますけれども、ひとつのいわゆる現物まがい商法で大変たくさんの方の件数が参つておりますけれども、最近全体としての件数は下火になつてかなり小さくなつてきておるというふうに承知しております。その中で、いろいろケースがございまして、私どものところにもいろいろな形の消費者トラブルが寄せられているわけでござりますけれども、最近新聞紙などで伝えられておりますような海外先物取引に関連したものというようなものが多くござりますし、相変わらず訪問販売に関連したトラブルというようなものも多く続いております。

ただ、現物まがい取引の関係で御説明申し上げますと、このところ件数が非常に小さくなつておらず、もちろん我々にもわからぬ。ただ、まだ自治大臣にござりますが、このところへばばちあなたも本音がありますから、いろんな市町村長さんなんかにお会いしまして、国税職員五万三千と地方税職員八万五千、ここのことろへばばちあなたも本音が出るようになつたんだな。まだ自治大臣にございませんけれども、そんな感じを率直に話しておりませんけれども、そんな感じを率直に持つて、あらゆる工夫をして進めていかなきゃならぬ。

それから、調査しますと、出先で親切な役所はなんうか、こう考えると、どうもその確信がなかなか持ち得ない。日々をまじめに仕事をしながら将来についてある不安が去らない。これまで戻し減税もそうです。理屈を別に置いて、とにかく國税職員の努力に期待をして解決をするということが何遍もあつたわけでありまして、そんなことにまたなつていくのではあるまい。だったらとにかく定員の増加割合だけは高めておいてくれないだらうかというものが今の職場の気持ちではな

対しての今どうなつてゐるかというような問い合わせをといふ。そういうような感じの案件ばかりでございま

いわゆる最近はやりの貯蓄商品の幾つかについて問題点を挙げていきたいと思うのです。

○野末陳平君

さて、大蔵省関係というよりも、いわゆる最近はやりの貯蓄商品の幾つかについて問題点を挙げていきたいと思うのです。

○野末陳平君

議員会館の私の部屋にも抵当証券のチラシが入るようになります。最近は新聞の折り込みチラシでセールスをする、あるいは自宅に直接押しかけてくる、そういうのを含めまして抵当証券といふのは、一方では人気化し、同時にいろいろ形のセールスもありますが、目立つのが抵当証券。電話でセールスをする、あるいは自宅に直接押しかけてくる、そういうのを含めまして抵当証券といふのは、一方では人気化し、同時にいろいろ形のセールスもある今はPRも非常に目立つてきた。そこで、まずこれなんですが、抵当証券に関する問い合わせ、そうですね、問い合わせですかね、広い意味で、これは通産省あるいは大蔵省にはそろそろ来ておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君)

抵当証券は抵当証券法に基づき発行される有価証券でございますが、確かに先生御指摘のように、資金需要者サードでは、中小企業を中心にして長い長期の資金調達手段として注目されております。また投資家のサードでも、御指摘のとおり、最近の金利選好の高まりを背景にいたしまして人気を呼んでいるという方が実情であろうかと思います。こうしたこと背景にいたしまして、近年その発行が急増して抵当証券会社の新設が相次いでいるというのも御指摘のとおりでございます。

○野末陳平君

このための抵当証券に関する問い合わせも投資家から出でてくるようになつております。抵当証券に関しましては、ただいま法務省所管の社団法人日本抵当証券協会、それから大手業者を中心とした任意団体である抵当証券業懇話会が設立されておりまして、後者の方には大蔵省もオブザーバーとして参加いたしまして、意見を聞いたりこちらの意見を述べたりしているような状況でございますが、これらあるいは当省に対しまして、抵当証

券会社の信用状況あるいは中途解約を行ふ場合の方法などに関する問い合わせが最近出でているといふように聞いています。

○説明員(山下弘文君)

通産省の方の窓口に参つております件数、二月までの集計でしかございませんけれども、二月末現在ではただ一件だけ照会がきたということでございます。

○野末陳平君

今の大蔵省のお答えにもあります。たけれども、抵当証券会社も急増している。それからまた一般的の需要もまたそれに見合つている。

○野末陳平君

そこで、今挙げた業界の団体に所属しているところ以外の抵当証券会社が非常に多くなりました。私などが新聞に入つてくるチラシ広告だけを集めてもみましても、その会社が非常に問題点幾つかあります。まず第一に問題なのは、紛らわしい名前がやたらにある。三井抵当証券というのがある。これは三井銀行もあつたりしますから。それが富士抵当証券というものもある。富国抵当証券、これは富國生命との関連ですね。あるいはナショナル抵当証券。いずれにしても、去年の豊田商事が、例のトヨタと豊田商事とそそつかしい人はすぐ間違えちゃうよな、ああいう紛らわしい名前の会社が特に最近ふえてるんですね。これは信用をつけるためだと私は思いますが、お客様に錯覚を与えて、今後いろいろな形で被害者が出てくるのではないかという不安を私が個人的に持つておりますので、これからいろんな形で質問をしていきます。

○野末陳平君

大臣はこの辺の実情をどうお考えでしょうか。例えば今私が挙げました幾つかの会社はそれぞれ、いわゆる三井の場合は三井銀行が迷惑をこうむった。それでわざわざ新聞広告を出して、うちとは違うと言っている。富國生命の場合は、うちとは違うので困る、こういうふうに新聞広告をわざわざ出している。つまり業者も、業者といいまづか金融機関といいますか、これも迷惑をこうむつてある実情なんですが、まずこの辺の実態は大

臣どのぐらい御存じか、それをお聞きしてから質問したいと思います。

○国務大臣(竹下登君)

「もどき社名に用心」というのを今銀行局長からもらいましたが、私もこ

の間これ見まして、いいことじゃないなと思つて

かという、私自身に結論はございません。

○野末陳平君

そこで、どういうところからアプローチしたらいいかをきょうはひとついろいろと質問をしてはつきりさせたいんです。

○野末陳平君

う立場からアプローチすることは不可能ではないかと思いますが、まず第一に問題なのは、欲も絡んではおりませんけれども、この低金利時代に利回りがいいわけですから、この抵当証券は。そうするとこの抵当証券を扱っている会社が信用がおけるかどうか、この一点ですよね。この抵当証券という会社がつくるに当たって、じゃどういうような法的な手続きが必要なのか、その初步的なところをまずはつきりさせてください。

○政府委員(吉田正輝君)

先ほど申し上げましたとおり、抵当証券は、抵当証券法に基づきまして、まず第一に、大体債務者がいる、債務者がいる、その債務者が法務局に抵当証券の発行を要請してそれを発行してもらって、その抵当証券を譲渡する。あるいはもう一つの形態としては、その抵当証券を譲渡するということですが、分割してかり証という形で投資家に販売するという形態とかかり証という形で投資家に販売するという形態と二つあると思うのでありますけれども、これは何人であつてもこれを自由に行ひ得るという形になっているわけでございます。

○野末陳平君

つまり、届け出をすれば簡単に会社はつくられる。そこまではいいんです。また抵当証券そのものも法務局が発行するわけですから。そして貸金業といふいわゆるお金を貸すというこの業については大蔵省もアプローチできているわけです。

○野末陳平君

問題は、現実には、一般投資家といいますか、お客様との関連で一番私は聞きたいわけでして、これは抵当証券を販売する、お客様からいえばこれを買うという、金を集めるというのか金を預けて利息をもらうというのを、その面の仕事に関しては

お客との関連で一番私は聞きたいわけでして、これが

法律の規制がそこにあるのか、あるいはどここの役

所がそこをチェックするのか。お客様との接点に

保貸し付けを業として行つてゐるのが通例でありますので、この点に関しましては貸金業規制法の適用を受けることになつて、同法による登録を受ける必要があるわけでございます。これはそういう意味では大蔵省所管の業者になるわけでございりますけれども、貸金需要者つまり債務者に貸しきを行わない場合、例えば抵当証券をどこかから買い取つて一般投資家に販売する場合には、貸金業規制法の登録も要しないという形になつておるわけでございます。

実態といたしましては、私どもが把握しているところでは、先ほど申しました抵当証券業懇話会の会員としての四十六社、それからこれでない会員外の者、これは悉皆調査でありませんので正確な数字ではございませんけれども、六十社あり、計百六社程度というふうに把握しているわけでございますが、前者の懇話会、これには先ほど大蔵省もオブザーバーとして参加しているというようなことを申し上げましたが、貸金業法の登録を受けているという形になつておるわけでございます。

しかし一般的に、とにかくこの抵当証券の販売を業とする者については、何人であつても自由に行われるというのが今の設立手続になつておるといふことでございます。

○野末陳平君

つまり、届け出をすれば簡単に会社はつくられる。そこまではいいんです。また抵当証券そのものも法務局が発行するわけですから。そして貸金業といふいわゆるお金を貸すというこの業については大蔵省もアプローチできているわけです。

○野末陳平君

問題は、現実には、一般投資家といいますか、お客様との関連で一番私は聞きたいわけでして、これが

買ふという、金を集めるというのか金を預けて利

息をもらうというのを、その面の仕事に関しては

つてはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君) 抵当証券法は法務省が所管しているということがまず第一にございますけれども、この抵当証券は抵当証券法に基づいて発行される有価証券でございますけれども、その販売はやはり金融取引の側面を有しているということで、しかもこの抵当証券を販売している会社は銀行等の関連会社が多いということとございまして、私ども金融当局としても、この抵当証券の取引に関心を持つて注視しているところであるといふのが実情でございまして、発行面につきましてはまさに抵当証券法による法務省の監督下にあります。まことに販売、流通面についてはまだいまのところ先ほど申しましたとおり自由な業である。

ただ、私どもとしては、銀行等の関連会社がやっている場合が非常に多く、その信用問題にもかかることでございますし、それからその金融取引の側面を持つていて、関心を持つて注視しておるという、率直に申し上げてそういう現状でございます。

○野末陳平君 ですから、注視している、関心を持つていて、どまつていいのか、もうそりゃ段階はとっくに過ぎているというのが私の指摘したいところです。

念のため、ほかに一時払い養老保険とかいろんなものと比較しながら話していただきたいんですが、何分にも最近人気化しているだけに先にこちらをやってしまいたいと思います。

ここに六種類ばかりバンフレットがあるんですね。このバンフレットは、大臣も御存じですかから今さら細かく言わなくてもいいと思うんですけど、例えば税制面で非常に有利であるあるいは馬鹿に関係なく非課税扱いになつてある法務局が発行する抵当証券だから二重の保証があると書いてあるんですね、元金、利息とも。これは法務局が保証するわけないんですけれども、こういうふうに書きますと、もう一般の人はこれだ

けで銀行や証券会社と同じく非常に信用のおけるところだと思いがちですね。現実に抵当証券の会社にも銀行や保険会社や証券会社が投資している

きちっとしたところもあるので、それとの混乱も含めまして、どうもこういう広告をチラシでばんばらまいたり電話でセールスをするといふところにも、そもそもこれは将来ほっておいたら危なくなるんじゃないかという気がしてしようがない。

そこで、法務局が発行する抵当証券というのと、元利とも保証するのは全く別なんだけれども、似たように、錯覚に陥りやすいチラシです。こういふのはやっぱり問題あるんじゃないですかね。金融業という面から関心、注視というんでなくて、ほっておけないんじゃないかと思います。

今の現実はそうなんで、幸いなことに被害者は出ないんです。出ないわけですよ、まだこく一年ぐらいですかから、フィーバーしてきたのは、しかも利息は半年ごとにくれるので、元金の償還まで行つてないですから。これからが問題だ。だから銀行局長はそれを当然お考えの上のお答えなんですね。大臣、これはやっぱりほっておけないと思いますよ。

○国務大臣(竹下登君) 結論からいいますと、必要な保護の問題あるいは金融取引の搅乱の問題等の問題があるのではないかという認識は、私どもとしても最近のいわば抵当証券フィーバーの現象を見ながら意識していないとは言えないわけでございまして、先ほど申しましたとおり、抵当証券法自体は法務省の管轄でありますけれども、その流通のあり方あるいは今後の投資家保護等については、あえて申しますれば研究課題という認識は持つておるわけでございます。

○野末陳平君 当然だと思いますね。ですから早く何らかの手を打たなきゃいかぬと思うんです。

このころは余りですか、特に金利が下がりますと、一般の人もお金が余つてますから、どこへ行こうかというのでつい判断が狂うだらうと思うんです。

何しろこのチラシを見ますと、安全、確実、有利、こういうふうに書いてあるんですね。しかも利回りがはつきり言つて非常にいいわけです、特にこの手のチラシはですよ。となりますが、これもどうなんでしょうね大臣、簡単な話ですけれども、もう結論は出ているようなものですけれども、その収支状況に基づいていわば保険料の精算とい

も、この抵当証券会社をそのまま信じて、五年物あるいは三年物というものを購入する、投資家が。そうすると会社が倒産したらどうなるか。元金返してもらえるのか、これは返してもらえない

あります。あるいはドロンしゃつたらどうなるか。あるいは金だけ集めて、利息は何となくくれるけれども、元金のいわゆる中途解約には応じない、

こういうふうになつてきたら、これはもう安全、確実、有利どころじゃなくて、こんなのが野放しでいることと自分が、これはもう大蔵省が責任問われますね。

そこで、具体的にそれでは、生命保険会社は決

算期が来ておるわけでございますが、この決算年度にどういう配当をするか、配当として積み立てますと、いうことをあらかじめお約束するから、契約をする当初に、これだけの利回りを確定いたしますと、いうことをまず申し上げておきたいわけでございます。

そして、具体的にそれは、生命保険会社は決

算期が来ておるわけでございますが、この決算年に、毎年五月に大蔵省に申請をすることになつておりまして、私どもが審査をする、こういう制度になつておるわけですが、そういうタイミングから見まして、現在各生命保険会社におきましてその内部におきまして配当率の検討を行つておるという段階でございます。その検討の過程におきまして、最近の金利低下の情勢等を背景といたしまして、保険契約後、非常に経過年数の短い契約と経過年数の長い契約とを全く同じ利差配当ということで配分をしていかどうかということが問題意識として浮かび上がつております。

私どもいたしましては、このようないい間違いのないものだと思いませんけれども、これも高利回りということで非常に人気化している。ただ、大蔵省がこれについて最近は利回りを下げたのがあります。これはもちろん生命保険会社の商品ですから大蔵省の監督下にあって、もちろん間違いのないものだと思いませんけれども、これが業界各社に起きてきますことは、こういった昨今の金利状況等から見まして大変時宜にかなつたことではないか、このように理解しております。

私がいたしましては、この一時払い養老保険について各社、業界においていろいろと研究がなされているという段階でございます。

私どもいたしましては、このようないい

理由に基づくか、その辺をひとつ説明していただきたいたいと思います。

○説明員(関野君) 先生も御承知のように、一時払い養老保険を含みます生命保険の配当といふものは、その性質は、費差配当とか利益配当とか死差配当とかいろいろ細かくなつておりますけれども、各生命保険会社の決算が確定しました後に、

その収支状況に基づいていわば保険料の精算とい

そこで通産省に、今回のいわゆる現物まがい商法の規制法案でなければ、その中に抵当証券も入れてもいいんではないかという検討があるかどうか、その辺のことから具体的に聞いていただきたいと思いますが、これはどうなんでしょうね。これは豊田商事と同じ一種のベーベー商法とは言いませんけれども、少なくも紙一枚ですから、抵当証券そのものが渡つておりますので、どちらかといふと似ているわけですが、今回の法案の中にこの抵当証券はどうなんでしょう、入るような感じですか、それとも全然これはまだ検討課題にしておりませんか、通産省。

○説明員(山下弘文君) 先般閣議決定をいたしました国会の方に御提案申し上げました特定商品等の預託等取引契約に関する法律案でございますけれども、この法律で考えておりますのは、預託等取引契約というものを定義してございまして、そこでは、細かいことはいろいろございますが、大筋だけ申し上げますと、政令で定める物品の預託を約束し、それに関連して財産上の利益を供与することを約束する、そういう契約を押さえでおるわけでございまして、平たく申し上げますと、物を預かってそれに対し利益を約束するというような形の契約を今度の法案の対象にしておるわけでございます。

そこで、先生御指摘の今の抵当証券でございますが、今申し上げました「政令で定める物品」というふうな形の言葉の中には有価証券も含み得るというふうに考えて立案をしてございます。ただ、先ほど申し上げました、この押さえております契約自身は、預かることと利益を約束すること、二つで押さえておりますので、抵当証券の発行とか分割法で法務局ですけれども、預かるとか利益を分配する、この部分で、現物まがい商法の中に政令で指定する商品、これは入り得ると思うんですね、広い意味で。厳密な定義というのは、商品となる

と物であって抵当証券は物ぢやないとか、いろいろ言うかもしませんが、現実に一枚の紙を渡しても利息を約束しながら満期を迎えて償還する、これがわしい悪徳商法の規制法案ができるんですね。もしから、今後政令で商品を定めればいいんですか

○説明員(山下弘文君) ひつづけ検討をして、早い時期に投資家保護に踏み切る方がいいんじゃないかと思うんですが、重ねてどうでしょうか。

○説明員(山下弘文君) 先ほど御説明申し上げましたように、「政令で定める物品」の物品の概念の中には証券も入り得るということでございますけれども、その契約の形といたしまして、今回この抵当証券がこのような形で問題になるのであれば当然この法律の対象にし得るということを

買いたいと思っているこの会社が果たして信用がおけるかどうか、安心なのかどうかということを早く消費者が知る手段といいますか、その方法と

いたしましたが、それもやはり金融機関を監督する大蔵省として何か方法を考えないと、業界の懇話会とか団体に聞けばいいでしよう、そういうよう

な言い方も、そこに入つてない方が今ふえてくるくらいですから、ひとつ何事もないうちにいろいろな角度からの手を打つていただきたい、その

検討を早急に始めほしいということを要望したいのですが、大臣に最後にお答えをいただいて終わりにいたします。

○國務大臣(竹下登君) やっぱり法務省とまず相談してみましょう。実際問題として、法務省といふことは、大蔵省の所は事故が起つてからでないと、どういうふうに思いますが、今申し上げた次第でございます。

○野末陳平君 それでは、発行の部分でなくて預託といふことでひとつの検討をしていただきたいと思うんですけど、これを投資家保護といふことでひとつの検討をしていただきたいと思うんです。

○青木茂君 今回の大蔵省関係の予算を拝見いたしましたと、とにかく国債費が非常に多い。何とかこれを減らさなければならぬということはこれ

はみんな同感でございます。しかし、国債費を減らさなくてはならないという意欲の方が先に立つてしまつて、そのため理屈を無視したというの

か、無理な論理をつくつていただけては我々の方は大変困るわけですね。中でも、日本の課税最低限というやつはよその国に比べて高いからこれ以上引き上げる必要はないとか、むしろ少々引き下

げてもいいのではないかとかいうような議論がちらほら見えますものですから、きょうは前半はこの課税最低限の問題に絞りまして、後半は東京湾の横断道路の問題に絡まして御質問を申し上げたいと思います。

まず一つの前提として、課税最低限を私どもが考える場合に、毎年発表はされるんですけども

も、給与所得者、つまりサラリーマンですね、サラリーマンにだけ課税最低限が発表をされて、事業所得者については全然これは公表されてないわ

けですね。どうも同じ日本人で同じ家族数、条件同じ、それで課税最低限がサラリーマンにだけあって事業所得者に課税最低限がなきごときと

いうのは、僕はちょっとなずけないんですけれども、この間の理由はどういうことでしょうか。

○政府委員(大山綱明君) 事業所得者の場合になつて、事業所得者に課税最低限がなきごときと申しますが、事業所得者の場合に

いう御質問でございますが、事業所得者の場合は、配偶者には配偶者控除が適用されるのかどうか、

これは事業専従者になつている場合もございません。それからまた家族の従業者といふような場合にはやはり専従者給付というものが払われる場合

があるということ、一概に基準控除、配偶者控除、扶養控除といふものでこの課税最低限といふのを構成するのが必ずしもその実情にそぐわない

と申しますが、さらにもう一つ申し上げます

ことは、青色申告者の場合には青色申告控除といふものもございますし、場合によつては、みなしだれば、青色申告者の場合には青色申告控除といふ

人を選択いたしますと、これは事業主本人にも給与所得控除が適用されるということになります。

こういったような事情から、ただいま申しました

ところを表面化しておりますけれども、どうやら自

治体の消費者センターの方で聞きますと、中途解

約に応じてくれないところも二、三あるやうに聞いておりますから、やはりこれは、ここまでファイ

バーして、商品そのものが大手ではもうなくなつてしまつて、そのため理屈を無視したというの

か、無理な論理をつくつていただけては我々の方

はみんな同感でございます。しかし、国債費を減らさなくてはならないという意欲の方が先に立つてしまつて、そのため理屈を無視したというの

とを発表いたしましたして、これを通常課税最低限の御質問があつた場合のお答えにしておるという実情でございます。

○青木茂君 そこ辺が私どもにとっては少々裏の理由といふのか、本当の理由が不満などころな

んですね。事業所得者はもう、青色専従者にしろ、ひどい場合においてはみなし法人にしろ、奥さんには言えないんですよ、実際問題として、奥さんに給料払つたり子供さんに報酬与えたりして、所得の分割ができる税金をぐつと安くすることができ

る。これに対して給与所得者はそういうような所

得の分割ができるものだから、高い税率でばかりくる。春闘で幾らベースアップがあつても、袋の中へ入ってくる本当の金は逆に下がっている

というような実情があるから、この所得の分割で

きるかできないか、こら辺のところは最大の事

業所得者と給与所得者の不公平の問題として今後

お考えいただきたいと思うわけでございます。

ただ、きょうは課税最低限ですからそれには深く

は立ち入りませんけれども。

課税最低限が仮に給与所得者に限るにいたしま

しても、課税最低限がアメリカやヨーロッパ諸国に比べて高いからどうだというこの国際比較を論拠にしましてとかく議論があるわけなんです。そ

このところは私、どうも税というようなものの国際比較の説得性とか論理性というものには非常に

実は疑問があるんですけども、時間の関係でヨーロッパは一応省きましたして、日本とアメリカの課

税最低限を比較をしてみたいと思うんです。何か

こう日本を無理に引き上げしちゃって、アメリカの方を無理に下げちゃって、日本の場合は課税最

低限がアメリカより高いんだ、こういう論法があるような気がして仕方がないんですね。

ここに二つ資料があるんです。一つは、大蔵省が衆議院の予算委員会へお出しになりましたB-35という資料ですね。これは課税最低限の国際比

較です。夫婦子供一人の標準ですね。これはアメ

リカで見ますと七千九百九十九ドルになつております

すね。アメリカの税法の方に課税最低限という言葉が余り見当たらぬわけなんですかれども、一

つ、今度のレーガンの税制改革の報告書にタック

ス・フリー・インカム・レベルという言葉がありまして、

〔理事矢野俊比古君退席、委員長着席〕

これがちょっと日本と課税最低限に似ています

ね。それをアメリカが計算したところによると、

現行法で見て九千五百七十五ドルという数字が出

ているんですよ。日本がアメリカの課税最低限

だと言つて出した表が七千九百九十九ドルであつ

て、アメリカ自身がこれが課税最低限ですよと言

つて、一千五百七十五ドルなんです。だから日本の方が何か意識的に下げたんじやないか、

向こうさんが九千五百七十五ドルと言つているわ

けなんですから。ここのことはどういう差なん

でしようか。

○政府委員(大山綱明君) ただいまの数字の差で

ございますが、アメリカでレーガン大統領が今度

改革をするに当たりまして、タックス・フリー・

インカム・レベルということで発表いたしました

数字として九千五百七十五ドルという数字がある

のは私ども承知いたしております。これは從来ア

メリカでも私どもが計算いたし予算委員会に御

提出いたしております七千九百九十九ドルという数

字をアメリカでも計算いたしておりますが、そ

れに今度レーガンが改革をするに当たりまして一

項目つけ加えております。それは勤労所得控除

除というのがございまして、これを加えましたと

違います。そういう点の違いで今御指摘のよ

を使つておりますが、レーガンの今度の改革提案の中で今御指摘のようないわゆる課税最低限といふ数字をはじきます際には、どこいら辺の収入のレベルを超えたところから税金がかかる私ども承知いたしておりますが、それは今申します理由からそれがつけ加わつておるということをご存じます。

○青木茂君 レーガンさんの税制改正案が通つたらこうなるというんじゃない、現行法によつて九千五百七十五ドル、こうきたわけですね。

そうすると、今おつしやいましたのは例のアーノド・インカム・タックス・クレジット、あれですか。給与所得者のちょっとと税額控除に近いようなもの、あれをおつしやつているんですか。

○政府委員(大山綱明君) 勤労所得控除と私ども証しておりますが、これは十年ほど前に、一九七五年だったと思いますが、そのときに、特にこれは低所得者に対するいわば社会保障税の負担の増加を軽減するためということで導入された制度でございます。これをレーガンが今度の発表に当たつて数字の上で計算上加えたということございます。

從来財務省などが課税最低限、タックス・フリー・インカム・レベルということで発表しておりますが、私は加えられておりませんでした。

○青木茂君 何だかレーガンさんが無理にやつたような感じがするんですけどもね。

○青木茂君 何だかレーガンさんは日本も入れる、日本が入るといふような気がしますね。だから、アメリカで入れてあればこれは日本も入れる、日本が入るならアメリカも入れるといふのでないと、課税最低限の国際比較というの僕はちょっとおかしいような気がします。

○青木茂君 日米の比較ということになりますと、アメリカで入れてないんだから日本も切つた方がいい。何かやはりアメリカを下げて日本を上げるといふような気がしますね。だから、アメリカで計算をしておる。ですから、国際比較においては、ある一つの基準を私どもつくり、その一貫性は保つてあります。

○青木茂君 日本の比較ということになりますと、アメリカで入れてないんだから日本も切つた方がいい。何かやはりアメリカを下げて日本を上げるといふような気がしますね。だから、アメリカで計算をしておる。ですから、国際比較においては、ある一つの基準を私どもつくり、その一貫性は保つてあります。

○青木茂君 どうぞそこでもつけてアーノド・インカム・レベルというとおりでございます。

○政府委員(大山綱明君) 私ども課税最低限といふことでは数字をはじきます際には、どこいら辺の

うことで数字をはじきますが、それで計算をいたしております。

ただいま御指摘の資料に即して申しますならば、アメリカの場合にはそういうものが考慮され、例えば西ドイツとかフランスのあたりの計算の仕方をごらんいただきますと、その辺も加えて

計算をしておる。ですから、国際比較においては、ある一つの基準を私どもつくり、その一貫性は保つてあります。

○青木茂君 どうぞそこでもつけてアーノド・インカム・レベルというとおりでございます。

んど一緒になつちゃうんですよ。そうなりますと、日本はアメリカに比べて課税最低限が高いんだよ

だからもういいよいよ、課税最低限を引き上げる必要はないんだよ、下げてもいいんだよといふような議論は私はおかしい。

ここまで議論をお聞きになつていて、大臣いかがでしょうか、御見解は。つまり、国際比較と

いうもので日本の税金の高い安いだというものの物差しにしてもらっては困るというのが私の主張なんですよ。

○國務大臣(竹下登君) いろんな統計でも今OECDで比較的整備されて、それでいろんな意味に

おいて国際比較を使われておる。したがつて、国際比較といふのも私は議論の外に置くべき問題じやなかろう。もちろん主権国家でござりますか

ら、それは独自の税制があつてしかるべきでございますけれども、およそ今いろんな問題で先進国

間の政策調整と言われるようなときに、やっぱり国際比較といふのを必ずしも外に置いて議論すべ

きではないじやないか、税制も大きな経済政策の一つの分野であるとすれば、そんな印象を持って今承つております。

○青木茂君 ただ、例えばアメリカがアメリカの税法を考える場合に、税制改正を考える場合に、

日本はどうなつてゐるかと余り日本に調査に来ませんね。ヨーロッパでもそうですね。ヨーロッパが税金考へる場合、一体ひとつ日本はどうなつて

いるんだということを考慮の余地に余りりしないですよ。ところが日本の場合は何でも、外国どうなつて、いる、こうなつて、いるということで、何か

外国のあり方がすべての物差しになつてしまふよ

うな印象がある。これは私は日本の民族性だとか風土、習慣、歴史によつて完全に違つていいはず

の税法ですね。税法を余り外国の物差しに当つては

めてしまふと非常に大きな我々は誤りを犯すんではないかということを考えます。ですから課税最

低限の国際比較表をお出しになる場合はそこら辺を十分注意して、絶対の物差し、こんなものは一  
種の参考であるといふぐらいにお考へいただきた

いんです。

実は、さつき言つたフリンジベネフィットといふ問題に関しまして、扶養控除の大きさ、アメリカが例えれば従業員の扶養家族の援助プラン、日本で言えれば家族手当に相当するものなのかな、そ

うなもので手当を出した場合、このフリンジベネ

フィットを入れてしまつて課税の外へ外してしま

うわけですね。そういうようなこともあるんで

すから、そうすると単に表向き配偶者控除、扶養

控除の大きさを、日本の三十三万円とアメリカの一千八十万円を比較して高いだ安いだということは

私はちょっとと言ひにくく、だから、税法というものは国によってそんなに違うんだから、とにかく

国際比較を余り重要視され過ぎるととんでもない

間違ひを起こすということを申し上げて、時間が

あれですから後半の問題に入ります。

後半の問題は、例の東京湾の橋をかけたり海の底に穴を掘つたりする問題なんだけれども、特

に内需拡大が盛んに言われておりますときに、こ

れは一兆一千五百億円ですか、それと十年ぐらい

の長い期間をかけてやることであります。これは一

体今正面緊急に問題になつてゐる内需拡大になる

んでしようか。少なくとも即効性といふものはあるんでしようか。そのところちょっと大臣の御見解伺いたいんです。

○國務大臣(竹下登君) 即効性ということになり

ますと、まだこれから漁業補償からかかっていか

なきやいけませんから、今言われてゐる短期間の中の即効性ということは私も必ずしも期待できな

いといふふうに思つております。西戸山でも長い議論してやつと始まるわけでござりますから、そ

れがそれは即効性はあるといふふうに思ひます。

○青木茂君 だから私は、こういうものが果たさ

うたという代物では必ずしもない。むしろ明石の方があつても計画が立つておるわけですから、この方

気がしないでないんですよ。これは政令でいけるから法文にはないかも知れぬけれども、これは特別公共事業債、割引債的なものである程度の金を調達しようというわけなんですね。この割引債というのはとにかく六%の源泉分離で済んでしまうんだから、これはかなり高所得者であるとか企業の格好の投資対象になりますと、何ゆえ割引債まで発行してこの建設を進めなければならないのか、大変その意味において疑問な点があるということなんですけれども、この割引債発行ということについて大蔵当局の、これは大臣の御感想でいいですか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) やつぱり民間資金の活用という意味において、貯蓄性向の高い日本であるから可能な限り個人貯蓄を対象にしようという発想から、最初、それは先生御存じのとおり、いわゆる無税国債からずつと議論したわけでございますけれども、結局私どもが踏み切ったのは、過剰流動性じやありませんが、個人貯蓄の吸収には一番近い制度、こういうふうな考え方で踏み切ったということです。

○青木茂君 個人貯蓄の吸収が、とにかく税法の、節税法というのか、脱税じゃないんですねけれども、一つでも例外を認めると、どんどん僕は課税ベースというのは狹くなつてしまつて收拾のつかないことになつてしまふんではないか。そういう意味において、どうもこの東京湾に限つて割引債を出すということは超優遇ですな。超優遇に対しても大変疑問があるということ。

それから第三に、これは期間大体十年以上だと言つてゐるんですけども、もしこの間に、十年ですから、金利であるとか財政事情の変化といふことはこれは十分考へられますが、そのとき

に、当初のプランより金利負担が仮に増加したと

いうふうなことが出た場合には、建設費の回収のため通行料金が上がるんじやないかとか、ある

いは利用状態が悪くなるんじやないか。もし赤字になつた場合は道路公団引き受けける、道路公団引き受けた場合は結局回り回つて税金のむだ遣いに私は通すると思うんですよね。

我々は、税金のむだ遣いという表現がいいか悪い

かが別問題として、青函トンネルの例を見ていく

うわけですか。あれだけのことをやって一休日本斐で言つてあります。それで、横断道路の採算が、これは実は大蔵省に

聞くべきことじやございませんけれども、どうか

どううかという他山の石を見ておりますのだけれども、横断道路の採算が、これは

經濟にどれだけのメリットがこれから出てくるん

だらうかという他山の石を見ておりますのだけれども、横断道路の採算が、これは

大蔵省のあれだけで結構です。

○政府委員(小堀正巳君) ただいま東京湾横断道

路の採算性ということのお尋ねでございます。

御案内のように、東京湾横断道路は日本道路公

団が所有をいたすことになつておりますので、分

類的に申しますと日本道路公団の一般有料道路と

いう扱いでございます。今お尋ねのようには、これ

から建設期間も十年という長期間でございます

から、現在のところは、これも御案内と存じます

けれども、建設をいたしましたして当初供用をいた

ます。道路として使つてもらいまして、そのとき

の現段階における予測は、交通量が一日約三万台、

それからこれは五十七年度価格でございますが、

一応そのような要素を前提にして、おむね六%

程度の資金コストを確保いたしますと、総事業費

一兆一千五百億円、三十年程度で償還が可能とい

う前提でございます。

ただ、お尋ねのようには、諸要素が大きく変わりまして採算が悪化するという、これは私どもそうしたことになりましめた場合に、これはやはり所有者である道路公団が対応することになります。道路公団は、御存じのように、日本全体で、例えば一般有料道路にいたしました現段階で約五十路線の一般有料道路を所有、運営をしております。これはそれぞれ個別路線ごとに採算を考えることにしておりますけれども、仮に悪化路線がございま

すと収益改善策を講ずるわけでございますが、どうにもならないというような場合がもしあるといいますと、これは実は道路公団の経営のやり方でございますが、料金収入の一五%を損失補てん引当金として積んでおります。これがいわば収益悪化路線に対する対応のためのファンドでございます。

したがいまして、お尋ねのように、それが少なうとも直ちに国家財政に直接影響をもたらすものではございません。もちろん道路公団は国の機関でございますから、回り回ってというそういう御懸念ももちろんそれは全く皆無ではないと思いますが、今のところ私どもはこの道路は十分採算性ありと、こういうふうに考えておられる次第でござります。

○青木茂君 あと四分しかございませんから、質問というより意見を述べさせていただきます。これは環境省関係ですけれども、とにかく東京湾について、都民がこれだけ便益を受けている東京湾が、横断道路ができ、それから羽田空港の沖合の展開だとか、みなとみらい21だとか、何か各省政府がいろんな開発計画をやっている。つまり縦割り行政の各省が東京湾の利用を競い合っている。そういう中で東京湾の環境は完全に破壊されますよ。そういう状況に対して総合調整官庁であるところの環境庁は手をこまねいているのか。この前も言つたように、ウサギとカメで、ウサギは突っ走つておるのに環境庁というカメは寝ちゃつておる。ウサギが寝てくれれば後から追っかけることができるけれども、ウサギが突っ走っちゃつてカメが寝ているから、総合調整官庁としての環境庁がそんなことばかりやって眠つておつたら、僕はやっぱり、公害防止事業団だけじゃなしに環境庁そのものが行政改革のターゲットにされると、うふうに考へています。それは、あした環境委員会ありますからそこで詳しくやります。あと一つだけ企画庁にお願いしたいんですけれども、今お話をあつたように、東京湾に橋かけるやつ、穴掘るやつ、これは内需拡大について即効性

はないんですよ、実際問題として。しかし、今の

内需拡大というのは即効性があるものを早くやらなければならぬわけです。それには一番我々の主張からいえば減税がいいですよ。減税がいいけれども、税金のことばかり私は二年間言い続けてきたから、本当はアメリカがやつていてるよう住宅ローンに対する利子の全額控除だと、あるいは家賃の控除とか教育費の控除とか、そういうことをやるのが僕は内需拡大に一番いいと思うけれども、それは一応おきます。

経済企画庁として、この前通産省が二月に発表しました完全週休二日制の実施ですね。完全週休二日制を実施した場合、何か三兆円ぐらいの内需拡大効果があるというような話を聞いているんですけども、もしそうだとするならば、どうですか、今度の企画庁がお出しになる白書でひとつ完結休一日制の実施の大々PRをやつていただけませんかな。

○説明員(吉川淳君) お答えいたします。  
週休一日制の問題につきましては、去年十月の内需拡大対策のもとで取り上げまして、一応政府としての方針を出しておるわけでございます。それは、いろんな労働時間短縮に関する目的がございまますけれども、その中で一番とりつきやすいと聞いておるところでございます。五年間で十日ぐらいいふことで休日数の増加ということを取りかかっておるところでございます。現在の日本の水準がほぼ歐米並みになるとということで、まず最初それを目指したいということで決めたところでございます。

○青木茂君 終わります。

○委員長(山本富雄君) これをもって、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行予算についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案を議題とし、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を

場が国際金融センターとして発展していくことへの内外の要請が高まっております。かかる要請になつたら、それが内需を突き上げるように、増税なき財政再建より増税なき減税という方向を今このところだけ伺つて終わります。

○國務大臣(竹下登君) 税調は今ゆがみ、ひづみ、痛みがどこにあるか、こういうところからやつていただいておつて、それでペニュー・ニュートラルな形で、增收も目的とするわけじやなく、減を目的とするだけでなく、抜本的審議していただいておるというところでございますので、レベニュード・ニュートラルということを頭に置いて御審議は進んでおるというふうに理解しております。

○青木茂君 終わります。

○委員長(山本富雄君) これをもって、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行予算についての委嘱審査は終了いたしました。

第一に、外國為替公認銀行は、大蔵大臣の承認を得て、非居住者との間で行う一定の預金、金銭の貸借を区分経理するため特別国際金融取引勘定、いわゆるオフショア勘定を設けることができることとしております。

第二に、外國為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借は、現在、届け出を要することとされておりますが、これを特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届け出を要しないこととしております。

以上のほか、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠と

して村沢牧君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより直ちに質疑に入ります。

○竹田四郎君 オフショア市場をつくりますといふのは、今度初めての試みです。なかなか国民にも理解しにくい問題が非常にたくさんあるわけでありますけれども、今日の世界の通貨状況、こういう点から考えて、このオフショア市場というものをつくる必要性といふんです。それはポイントはどういうところにあるのかというところからまず御説明いただきたいと思います。

○政府委員(行天豊雄君) 確かにこのオフショア市場という問題はなかなかおわかりにくい問題でございまして、私ども非常に恐縮をしてるのでございますが、こういった市場をつくる必要があると私どもが考えるに至りましたのは、先ほど大臣の趣旨説明の中にもございましたが、やはり日本金融市場といふものをできるだけ国際化していきたい、それからまた、日本の通貨でございます円というものを国際化していくといふの二点にあらうかと思うわけでございます。

御高承のとおり、我が国の経済が今日のような大きな規模に達しておりますために、日本が金融の面でもそいつた経済規模にふさわしいわゆる世界的な貢献をしてほしいという要望は非常に高まっておりますし、また我が国といいたしましてもそういうふうな努力をすることが我が国経済の将来に役立つと思っております。日本の金融・資本市場の国際化と申しますのは、でけるだけ日本の市場が日本の居住者のみなはず海外の機関あるいは人々にとりましても使いやすい魅力のある市場になるということでございますし、それからまた円の国際化といふのは、日本の通貨でございます円が、あるいは決済通貨として、あるいは資産保有の手段としてやはり使いやす

すい通貨になるということであろうかと思いま

す。このオフショア市場をつくりますといふのは、まさにそういうことができるだけ使いやすい市場をつく

るために、税制上であるとか金融上であるとかのさまざまな規制をできるだけ少なくしてそういう

た場を提供したいということでございます。現に、ただいまでもロンドン等を中心といたしますいわゆるユーロ市場といふものがございます。

その中では円もだんだんと大規模に利用されておるわけでござりますけれども、何せこれは遠いヨーロッパの話でございます。そこで、そういうた

いやすい、規制の少ない市場というものを日本に設けたらどうか。しかもその場合に、日本固有の税制の問題であるとか金融上のいろいろな仕組み、伝統がございますから、そういったものに混乱を生ずることなく、片一方ではそういう自由な市場をつくる、自由な通貨がそこで取り扱われるようになります。こういうねらいを持つてお

りございます。

そういう意味で、なかなかこれは、片一方では国内の規制あるいは制度に悪影響を及ぼさないよういう要請がござりますし、片一方ではできるだけ自由にかつできるだけ使いやすいようにと

いう問題でございますが、私どもいたしましては、何とかこの両方の要請のぎりぎりの接点のところを満たすような制度をつくりさせていただきました

いということで今回の法律案の改正をお願いした次第でございます。

○竹田四郎君 円の国際化なり、それの裏といふんです。しかし、表になるといいますか、金融の自由化の問題といふのは、ここ数年来非常に国民もそ

のつりになってきたし、大蔵省の方も国際化、自由化に対していろいろ努力をしていることは私ども認めます。その方面は必ずしも十分に私進んでいるとは思っておりませんが、

オフショア市場をつくることによつて円とい

つて世界じゅうの人たちに円というもののへないみをつけてもらう、そのことによって円の世界における取引の規模というものが広がっていく。例えは諸外国が外貨準備として持つ通貨の中にも円

といふものがもつと持たれるようになることも期待されますし、貿易取引におきましても円建てで行われる部分があえてくるんじゃないいか、そういうことを期待しておるわけでございます。

特に、円というのは日本の通貨でございますから、何しろそいつた日本の通貨である円の自由な取引が日本の内で行われるようになるというこ

とはやはりこれは私ども大事なことじゃないかと思うておりますので、その意味で日本にこういうオフショア市場のようなものをつくり、その中で

は円もちょうど今ユーロ市場で行われていると同じように自由に取引が行われるということが大事でなからうかと思いませんので、私ども期待といつたままでは、このオフショア市場が発展いたしましては、それが日本に対する国際的な信頼と申しますれば、まさに円に対する国際的な信頼と申しますが、その便利さへの認識というものが高まつてしまつて、円の国際性といふものが全部円建て

であります。仮に日本の貿易といふものが全部円建てで行われるとすれば、この円相場の動

きというのは、今日ほど敏感に日本の個々の企業あるいは経済全体に影響を及ぼすということもないわけでございます。つまりそれだけいわゆる為替リスクといふものが減るわけでございますから。その意味で私ども何とかこの円の利用といふのを国際的に広めたいとかねがね思つておるわけでございますが、何せこれは相手のある話でございますから、我々だけが、日本だけが円を使つてほしいと言つてもそうならない。やはりそのためには、まさに円といふものは非常に価値も安定しておるし、使つて便利だよということを世界じゅうの人が納得してくれなければならないわけでござります。

実は、このオフショア市場をお願いしておりますのもまさにそういう意味で、こういう市場へ行くべき円といふものがいろいろな規制なしに自由に使える、運用できるという市場をつくることによ

ばまた円が東京市場で取引をされるというような

ことも少なくなるだらう。こう思うわけですけれども、それにはかなり急速に東京市場を大きくしていくということを考えてみなくちゃいかぬし、しかし余り急激に大きくしていくといふと、今度は国内との摩擦といふのも恐らく出てくる可能性も全然ないとは私は思わぬわけでありますけれども、大体いつごろにどのくらいの市場をつくるうというふうに目標を立てていらっしゃるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) 東京オフショア市場の規模がどのくらいになるかという御質問でござりますが、率直に申しましてこれはなかなか見通しが難しいことではございます。ただ、私どもこのオフショア市場がかなり着実、急速に発展できるんじやないかという期待をしておりますのは幾つか理由があるわけでございますが、一つは、何と申しましても、日本という市場が世界の中でも非常に成長力の高いわゆるアジア・太平洋地域との中心に位しておりますし、また、たまたま、時差の関係から申しましても、現在の国際金融の中心でございますニューヨークとロンドンというものの時差の間に、ちょうどその空白を埋めるような地理的な位置に東京があるという便利さもございます。

それからまた、金融・資本市場にとりましては、何と申しましても、その国の経済的、政治的な安定度といふのが非常に大事になってくるわけでございますけれども、日本の場合、これは申すまでもなく世界的に見ましてその意味での安定性が非常に高いといふことでございますので、一たん設立をお認めいただければ、この市場はかなりの速度で拡大をしていくんではないか、いずれはニューヨーク、ロンドンに匹敵をする世界の三大金融センターといふふうになっていくんじやないかと思つておるわけでございます。

具体的に大体どのくらいかという御質問でございましたので、私ども余り自信を持って申し上げるわけではございませんけれども、例えば、現在

日本の銀行が非居住者向けに運用しております外貨建ての運用残高というのは約七百億ドル相当であります。それから、同じように、非居住者が日本にある銀行に持つておる円預金の残高は百三十億ドル程度現在でも既にあるわけでございます。ですから、オフショア市場ができまして、こういった非居住者向けの貸し付けであるとかあるいは非居住者の預金というようなものがこのオフショア市場の勘定の方に移るという想定をいたしますと、出発の時点において、この両方を足しましたもの、さらにいろいろとほかのものもございましょうが、ドル換算をいたしまして八百億ドルあるいは八百五十億ドルぐらいというところが当時の規模になるという計算もできるんじやないかなというふうに考えておるわけでございまます。

ちなんに、これは御高承のとおりと想いますけれども、ニューヨークと同じようなオフショア市場が一九八一年、昭和五十六年の十二月に設立されたわけでございますが、その後約四年間にこのニューヨークのオフショア市場の規模は二千六百億ドルといふように拡大をいたしております。それからやはり同じようなオフショア市場でござりますシンガポールの例をとつてみると、こちらは大分歴史が古うございまして一九六八年から既にあるわけでございますが、このシンガポールのオフショア市場の規模が今大体五千五百億ドルぐらいたと推定をされております。

したがいまして、東京のオフショア市場につきましても、当初の出発の時点での規模はさつき申しましたような程度かと思ひますけれども、恐らく、いろいろと日本の市場の長所を考えますと、十分にあるんじやないかといふふうに考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 大体シンガポール程度の規模といございます。

りまして、ただ、こういう国際金融市场は、こういう形で取引が行われるということもそうでありますけれども、どちらかといふとタックスヘーブン的な形で发展をしてきてる。そこへ持つていけば何とももつと有利な取引ができる、有利なもうけが出るというところが基本にあると思うんですね。ありますから、もちろん金額だけで物を言うわけにはいきませんし、そこで一体どういう待遇を受けるか、要するに金利はどれだけ高くなるか、どれだけ自由な取引ができるかというところが発展の一一番基本になるんだろうと私は思うわけであります。

そういうことを考えてみると、日本の金融というものが自由化だ、国際化だと言われたのはごく最近であるわけでして、どうもまだ国民自体も金融というものについてそんなに自由に物を考えているという時代ではないと思うんですね。したがって、この市場に対し一体どんなことを政府が特権を与えるといいますか、国内の金融市场と違ったどんな形を与えることによって育てていくのかいかないかということはある程度決まってくるんじやないだらうか、こういうふうに思うわけであります。大蔵大臣の認可承認を得られれば外國為替公認銀行といふのはできるわけでありまして、日本の銀行が恐らくもちろん主体になるであります。大蔵大臣の認可承認を得られれば外國の支店といいますか、出張所といいますか、あるいは営業所といいますか、そういうようなものが出てくるだらうと思うんですが、そういうところには国内の金融機関と同じような形の業務を認めいく、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) 委員御指摘のとおりでございます。

りまして、ただ、こういう国際金融市场は、こういう形で取引が行われるということもそうでありますけれども、どちらかといふとタックスヘーブン的な形で发展をしてきてる。そこへ持つていけば何とももつと有利な取引ができる、有利なもうけが出るというところが基本にあると思うんですね。ありますから、もちろん金額だけで物を言うわけにはいきませんし、そこで一体どういう待遇を受けるか、要するに金利はどれだけ高くなるか、どれだけ自由な取引ができるかというところが発展の一一番基本になるんだろうと私は思うわけであります。

そういうことを考えてみると、日本の金融というものが自由化だ、国際化だと言われたのはごく最近であるわけでして、どうもまだ国民自体も金融というものについてそんなに自由に物を考えているという時代ではないと思うんですね。したがって、この市場に対し一体どんなことを政府が特権を与えるといいますか、国内の金融市场と違ったどんな形を与えることによって育てていくのかいかないかということはある程度決まってくるんじやないだらうか、こういうふうに思うわけであります。大蔵大臣の認可承認を得られれば外國の支店といいますか、出張所といいますか、あるいは営業所といいますか、そういうようなものが出てくるだらうと思うんですが、そういうところには国内の金融機関と同じような形の業務を認めいく、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○竹田四郎君 それから、国内の外國為替公認銀行等の中では一体このオフショア市場にどういうものが出ていくかですけれども、例えば本店あるいは支店というような形のものがあるわけですが、それは支店だけでなければ参加できないというのか、あるいはもし支店が参加するというときには、そ

いわけでございます。ロンドンとかニューヨークではそれぞれ三百行以上の外国の金融機関、銀行が進出しておりますし、シンガポールや香港でも百行以上の外国の銀行が既に活動をしております。そのうちの一つとして、委員御指摘のように、確かに今まで我が国の金融慣習あるいは金融規制というものが、ロンドンとかニューヨークに比べると相対的にきつかったというようなことがあります。そのうちの一つとして、委員御指摘のかなか商売がしにくくというような感じがあつたということもあります。

今回このオフショア市場をお認めいただけます場合には、外國為替銀行として大蔵大臣の認可を受けております銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けております銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けておりますので、その点につきましては、日本の銀行であつても、あるいは既に外國銀行として得れば、こういったオフショア勘定といふものを自分に譲ることができるということができる次第でございます。

○政府委員(行天豊雄君) 委員御指摘のとおりでございます。

まず、我が国には現在外國の銀行が約七十行、普通銀行あるいは信託銀行の合弁銀行といふよう

いわけでございます。ロンドンとかニューヨークではそれぞれ三百行以上の外国の金融機関、銀行が進出しておりますし、シンガポールや香港でも百行以上の外国の銀行が既に活動をしております。そのうちの一つとして、委員御指摘のかなか商売がしにくくというような感じがあつたということがあります。そのうちの一つとして、委員御指摘のように、確かに今まで我が国の金融慣習あるいは金融規制というものが、ロンドンとかニューヨークに比べると相対的にきつかったというようなことがあります。そのうちの一つとして、委員御指摘のかなか商売がしにくくというような感じがあつたということもあります。

今回このオフショア市場をお認めいただけます場合には、外國為替銀行として大蔵大臣の認可を受けます銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けております銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けておりますので、その点につきましては、日本の銀行であつても、あるいは既に外國銀行として得れば、こういったオフショア勘定といふものを自分に譲ることができるということができる次第でございます。

○竹田四郎君 それから、国内の外國為替公認銀行等の中では一体このオフショア市場にどういうものが出ていくかですけれども、例えば本店あるいは支店というような形のものがあるわけですが、それは支店だけでなければ参加できないというのか、あるいはもし支店が参加するというときには、そ

いわけでございます。ロンドンとかニューヨークではそれぞれ三百行以上の外国の金融機関、銀行が進出しておりますし、シンガポールや香港でも百行以上の外国の銀行が既に活動をしております。そのうちの一つとして、委員御指摘のかなか商売がしにくくというような感じがあつたということがあります。そのうちの一つとして、委員御指摘のように、確かに今まで我が国の金融慣習あるいは金融規制といふものが、ロンドンとかニューヨークに比べると相対的にきつかったというようなことがあります。そのうちの一つとして、委員御指摘のかなか商売がしにくくというような感じがあつたということもあります。

今回このオフショア市場をお認めいただけます場合には、外國為替銀行として大蔵大臣の認可を受けます銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けております銀行、それはもちろん日本の銀行であつても外國の銀行であつても同じでございまが、そういった銀行が新たに大蔵大臣の承認を受けておりますので、その点につきましては、日本の銀行であつても、あるいは既に外國銀行として得れば、こういったオフショア勘定といふものを自分に譲ることができるということができる次第でございます。

○政府委員(行天豊雄君) このオフショア市場に参加するためには、大蔵大臣の御承認を得てオフショア勘定を設けるということになるわけでござ

いますが、この大蔵大臣の承認は銀行ごとではなくて支店ごとに行いたいというふうに考えております。これは現在の外國為替公認銀行という制度が、やはり銀行ごとではなくてそれぞれの支店ごとに用われておるということと平仄を合わせると、いうことでございますが、問題は、そのオフショア勘定という勘定を置くということでございます。

ただ、実際問題といたしますと、例えば一つの銀行が本店にもオフショア勘定を置く、支店にもオフショア勘定を置く、というふうにした方がよろしいというふうに思うわけでございます。

ただ、実際問題といたしますと、例えば一つの銀行が本店にあっても支店にあっても、この勘定が本店に対しても、その承認の対象としているわけでございますから、その承認の対象としてはやはり支店ごとというふうにした方がよろしいといふふうに思うわけでございます。

ただ、実際問題といたしますと、例えば一つの銀行が本店にもオフショア勘定を置く、支店にもオフショア勘定を置く、というふうにした方がよろしいことになるんじゃないかと思います。と申しますのは、このオフショア勘定は御承知のとおり外一外取引でございますので、外からの預金を受け入れ、これをまた外に貸すというようなことでござりますので、例えば本店に一つそういう勘定を置いておけば、いかなる取引であってもその本店のその勘定に記帳すれば足りるというわけでござりますから、実際問題としてその一つの支店にこの勘定を置くという必要は事実上は全くないのではないかというふうに思つております。

ただ、御承知のとおり、我が国の場合、地方銀行、相互銀行、信用金庫といった幅広い金融機関が外國為替公認銀行としての認可を受けておりますし、こういった金融機関も恐らく、今度大臣の承認を得てオフショア取引に参加したいという希望を持つだらうと思ひます。その場合に、例えば地方に本店がある金融機関の場合に、本店に置くかあるいはほかの東京とか大阪にある支店に置くかということは、これはもう全くその金融機関の判断に任せてよろしいというふうに思つておりますので、承認の仕方としては支店単位であるけれども、恐らくは一つの銀行が本店あるいは支店の一方所にオフショア勘定の承認を得るといふことに相なるのではないかというふうに考えております。

おります。

○竹田四郎君 このオフショア市場のそうした金

融機関に対して税金、特に預金等の源泉所得税は

これが免除するということになりますが、そのほ

ども、ほかの国のオフショア市場につきましては場合によってそれ以上に、例えばニューヨークの場

中では、今委員御指摘の非居住者に対して支払われることにはどんな特権といいますか、特典といいますか、利益になるようなものをどんなふうに与える

か、利益になるようなものをどうも通貨の調達、運用だけでやつ

んですか。

○政府委員(行天豊雄君) ただいまお願ひを申し上げておりますこのオフショア市場のスキームの

上に、従来届け出を要することになつております非

居住者に対する貸付行為のようなものについての届け出の義務の免除といふことも一つでございますから、それから金融上の規制の不適用といふことは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税は、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであろうかと思ひます。

○竹田四郎君 今でも外一外取引等については税金を取りないというようなことをかなり現実にやっているんじやないですか。そういたしますと、オフショア市場をつくらなくともそういうような取引というのをどんどん進めていけばいいんじやないか、こういう説があるわけですね。ですから、何もオフショア市場をつくつてそこでうまくいくかどうかわからぬというような中で、オフシ

ョア市場が思うように発展をしない、下手をすればタックスヘーブン的なものにさせられてしまふ。そういうことがあるんだから、何もオフショア市場をつくらなくてもっと円の国際化なり金融の自由化などをまだ進める点はあるわけですから、そういうものをずっと進めたらどうだらうか。

これは、この法律にも書いてござりますよう

に、従来届け出を要することになつております非

居住者に対する貸付行為のようなものについての

届け出の義務の免除といふことも一つでございま

すし、それから、現在、御承知のとおり我が

国におきましては金利につきましては臨時金利調

整法に基づきます金利の規制がござります。それからまた、預金につきましては預金準備率といふものが課されておりますし、それから同じく預金

につきまして預金保険制度といふものがあるわけ

でございますけれども、このオフショア勘定を経由いたします取引というのは、そもそもが言ふな

れば金融機関、まあプロ同士の取引がほとんどな

なると思いますし、それからまた、相手が非居住者でござりますから、こういった金利規制である

とか預金準備率あるいは預金保険といつたような

制度の枠組みに入れる必要もないということで、

金融上のこういった措置についても適用免除といふことを考へておる次第でございます。

ちなみに、ニューヨークその他の諸外国のオフ

シヨア市場を見てみると、それそれがやはり税

通貨の調達と運用だけですね。有価証券とかある

いは株式とか、そういうようなものはここで扱

わないと、いう形ですね。これはニューヨークでも扱っていないから恐らく扱わないということだろ

うと私は思ひますが、しかし、ニューヨークの市

場が先ほどもおっしゃられましたように二千六百

億ドルの規模だということは、日本の場合とは私

のところは一つの理想的な姿ではあろうかと思いま

ます。それから利子に対する源泉徴収をしないと、いうことも全くこれは同じでございますけれども、ほかの国のオフショア市場につきましては場合によってそれ以上に、例えばニューヨークの場合は、今委員御指摘の非居住者に対して支払われる利子に関する源泉徴収の免除という、これはこれであります。それでそれで私はいいと思うんですが、日本においてそれ以上に、例えば香港、シンガポール等々につきましては、その法人税に対しまして若干の軽減措置がとられておるということもございます。それは何か印紙税の免除というような措置をとつておるところもございます。

それぞれの市場によりましてこの優遇措置の範囲は違つておりますが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであろうかと思ひます。

○竹田四郎君 今でも外一外取引等については税金の免除といふことのところが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであるが、それで私はいいと思うんですが、日本においてそれ以上に、例えば香港、シンガポール等々につきましては、その法人税に対しまして若干の軽減措置がとられておるということもございます。それは何か印紙税の免除というような措置をとつておるところもございます。

それぞれの市場によりましてこの優遇措置の範囲は違つておりますが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであるが、それで私はいいと思うんですが、日本においてそれ以上に、例えば香港、シンガポール等々につきましては、その法人税に対しまして若干の軽減措置がとられておるということもございます。それは何か印紙税の免除というような措置をとつておるところもございます。

それぞれの市場によりましてこの優遇措置の範囲は違つておりますが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであるが、それで私はいいと思うんですが、日本においてそれ以上に、例えば香港、シンガポール等々につきましては、その法人税に対しまして若干の軽減措置がとられておるということもございます。それは何か印紙税の免除というような措置をとつておるところもございます。

それぞれの市場によりましてこの優遇措置の範囲は違つておりますが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の不適用といふところであるが、それで私はいいと思うんですが、日本においてそれ以上に、例えば香港、シンガポール等々につきましては、その法人税に対しまして若干の軽減措置がとられておるということもございます。それは何か印紙税の免除というような措置をとつておるところもございます。

す。ただ、その点になりますと、やはりそれぞれの市場が過去において発展してまいりました長い歴史と申しますか、というものが影響をするわけでございまして、御高承のとおり、我が国の場合近代的な金融制度というのは百年の歴史を持つておりますけれども、その中で我が國の場合ほかの市場と比べますと非常に特色のある制度が確立され、それはそれなりに從来非常に有効に機能してきたことも事実でございます。最近の金融自由化、国際化というものは、まさにそういう日本なりの過去の伝統を保ちながら、同時に、国際的な経済の相互依存の中에서도うだけ金融の面でも自由な交流ができるよう最大限の自由をふやしていく必要がある、そういう意味ではほかの市場と同じような制度、慣行を導入する必要がある、こういうことで自由化が進んでおるわけでございます。

ただ、そうは申しましても、なかなか日本古来

の制度といふものは法律的な問題も含めまして一

朝一夕に変えられるものでもございませんし、ま

た何が何でも全部ロンドン型にすることが望まし

いかどうかということも、やはりこれは検討を要

する問題であろうかと思ひます。

したがいまして、現実の問題といたしましては、冒頭にも申し上げましたが、そういう日本の

金融制度のよさといふものはやはり維持してい

く必要があるだらうし、また変化が必要な場合で

も、激変を緩和するという意味からも、ステップ

・バイ・ステップと申しますか、必要な時間をか

けて措置をとつていく必要があるという非常に大ききな要請が片方にあるわけでございますので、こ

の市場の国際化、円の国際化という要請とそういう

市場とそいつた外への市場といふものをはつきりと分けて、それぞれの二つの仕組みとして併

思つておるわけでございます。

長い将来の話になりますと、御指摘のとおり、これから日本の国内の市場の国際化、自由化も着実に進んでまいり思ひますので、長い将来の課題としてはあるいはロンドン型というようなことでもそれは考へられないことじやないと思ひますけれども、少なくとも当面の現実といたしましては、国内の秩序をも十分配慮するという意味でニューヨーク型の内外分離というのが最も現実的かつ望ましいやり方ではないかなというふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 日本の場合には、国内勘定とそれからオフショア勘定をびしつと遮断をするといふのですが、日本人というのはどうも、何といま

りますが、外為銀行としての認可を得た銀行ということ

でございますので、そこで相当資格要件が整つておるものだけがまずそもそも対象になつておると

いうことはございます。それから、特にオフショア勘定をつくつてオフショア取引をするというこ

とになりますと何が必要かと申しますと、まずは

そういうふうに国内の勘定と分けた勘定をきつち

りと区分経理できる。もちろんそのためには、こ

ういう非常に機械化の時代でございますので、相

当コンピューター関係の設備なりあるいはソフト

ウェアみたいなものも整つていいきやならないと

いうことでございますし、またそいつた特別な

勘定を十分こちやこちやしないように区分経理を

できるようなそういう人材と申しますか、専門的な知識、経験を持った職員が必要であるというこ

ともあらうかと思います。

したがいまして、私どもできるだけ、オフショア勘定の創設につきます大蔵大臣の御承認につき

ましては、前向きにかつ自由にやっていきたいと思つておりますけれども、少なくとも今申しまし

たような最低限の資格と申しますか、能力といふ

ものはチェックをしなきやいかぬだらう。それから

また、私ども、銀行法に基づきます検査あるいは外為法に基づきます検査をやつておりますもの

は非常に難しかろうと思うんですが、その辺は大

蔵省はどういう遮断をしているのか。いやうまい

ぐあいにごまかしているのか。あるいは合法的に

外の現地法人を使って国内の資金がそつちの方に移つていくといふようなこともこれはあり得ると思ひます。

現実に、今まで完全に初めから終わりまで遮断

のできた市場といふのは恐らくないだらうと思ひますね。ニューヨークの市場だってなかなか遮断

ができないいろいろな事件を起こしているよう

でありますし、シンガポールでもそういう事件が

できたところは恐らくないだらうと思うんです。

○政府委員(行天豊雄君) 外国の銀行が日本に店

を出そりということがありますと、まず、当然でございますけれども、銀行法によりまして銀行業

の免許を受ける必要がございますし、さらに、外

国為替業務を行いたいということでおられますと

今度は外為法の認可が必要になるわけでございま

す。

○竹田四郎君 このオフショア市場の日本の場合

に一番重要なのは、オフショア勘定と国内勘定と

を遮断をするというこのところが一番重要だらう

と思うんですね、一つの装置として。この遮断が

できなかつたならば東京市場の意味は余りない

し、それこそ金もうけの材料に、そういう場所に

されてしまうということになるだらうと思うんで

すが、その遮断ということ是非常に私は難しかる

と思うんですねが、この辺はどんな形で遮断をす

るのか。

今おっしゃられたように、非常に勘定のよくわ

かる、遮断もできるというようなことが条件のよ

うですが、そういうことがわかつている人は余計

なりと区分経理できる。もちろんそのためには、こ

ういう非常に機械化の時代でございますので、相

おもなきにしもあるらうだと思ひますがね。外国の銀行が来るといつてもどのくらい来るのかわか

りませんけれども、本当に成長するということになりますと、ニューヨーク、ロンドンという形の

金融機関が来るのが恐らく市場としての発展性があ

るということになると思うんです。

先ほどの提案説明でも伺つてたわけですが、國

「大蔵大臣の承認を得て」ということです。が、國

内の場合には割合いいですけれども、外國から來

る銀行の場合、「承認を得て」というこの条件

ですね、どういう条件があれば承認をするのか。

その辺は何かはつきしたものがあるわけです。

その辺は何かはつきしたものがあるわけですか。

ア勘定の創設につきます大蔵大臣の御承認につき

ましては、前向きにかつ自由にやっていきたいと

思つておりますけれども、少なくとも今申しまし

たような最低限の資格と申しますか、能力といふ

ものはチェックをしなきやいかぬだらう。それから

また、私ども、銀行法に基づきます検査あるいは

外為法に基づきます検査をやつておりますもの

は非常に難しかろうと思うんですが、その辺は大

蔵省はどういう遮断をしているのか。いやうまい

ぐあいにごまかしているのか。あるいは合法的に

外の現地法人を使って国内の資金がそつちの方に

移つていくといふようなこともこれはあり得ると思ひます。

現実に、今まで完全に初めから終わりまで遮断

のできた市場といふのは恐らくないだらうと思ひ

ますね。ニューヨークの市場だってなかなか遮断

ができないいろいろな事件を起こしているよう

でありますし、シンガポールでもそういう事件が

できたところは恐らくないだらうと思うんです。

ね。いろいろなオランダ市場についての、ニューヨークの市場についてのものを読んでも、おおむね遮断ができるという程度のもので、完全に遮断ができるということは恐らくあり得ないだろうと思うんです。その辺は大蔵省はどういうふうに監視をし監督をするのか。現実に余裕の資金といふのは出ることがあり得ると思うんですね。それを運用したくなるということになると、どうも垣根が邪魔になってくるというようなことが私はあります。確かに垣根が邪魔にならうと思うんですが、その辺は一体どうなさるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) まさに御指摘の点が、

このオランダの問題につきまして私どもが一番

頭を悩ました点でございます。つまり、一つは利

子に対する源泉徴収の免除という税制上の特権が

あるわけでござりますし、金融上のいろいろの優遇

措置もござりますから、やはりこういう優遇措置

を与える以上、この勘定とそれから国内との間が

全く野放しで金が出て入ったりするということ

になりますと、これはまさに御指摘のとおり、居

住者がこれを悪用して脱税を図るとか、あるいは

国内のマネーパライを管理する上でぐあいが悪

くなるとかいう心配があるわけでござります。そ

こで私ども、省内、主税局その他あるいはまた日

本銀行等ともいろいろ相当時間をかけましてこの

点につきましては議論をし知恵を絞りました結果、いろいろな手だてを実は設けようと思つてお

るわけでござります。

簡単にちょっとその点を申し上げますと、ま

ず、さつき申しましたように、そもそもこういつたオランダ市場というものに参加できるものの

資格を限定をしよう。つまり、さつき申しました

ように、外為銀行の中でも大蔵大臣の承認を新たに

受けたものだけ、それからそれに加えましては、

取引の相手方となるのは外国の政府であるとか国

際機関であるとか、あるいは外国の法人といふ

うな、その非居住者であるということが明白であ

るというものだけに限ろう、こういうことでござ

ります。特に、銀行がこのオランダ勘定を使つ

て取引をいたします場合には、相手が確かにこれに向かつて貸し出しをするわけでございますけれども、その場合も、その貸し出された金がまた日本へ戻ってきて国内で使われているということでは、これは御指摘のとおり遮断にならないわけでござりますから、こういった場合は、貸し出した金はこれは日本の国内では使わないと、いわば確認書を貸した相手から微求をするといふようなことを

それから、銀行がオランダ勘定から非居住者に向かつて貸し出しをするわけでございますけれども、その場合も、その貸し出された金がまた日本へ戻ってきて国内で使われているということでは、これは御指摘のとおり遮断にならないわけでござりますから、こういった場合は、貸し出した金はこれは日本の国内では使わないと、いわば確認書を貸した相手から微求をするといふようなことを

それからまた、受け入れた預金、借入金等につきまして、どんな預金でもいいということになりますと、例えば当座預金のようなものができますので、自由に小切手が切られてだれの手に渡るかわかりぬというようなことにも相なるものでござりますから、この預金につきましても、種類、特徴等、自由に使いやすい市場にしたいという要請とともにいわゆる最低預入期間、つまり余り短期のものは認めないということも考えております。

それから取引の単位につきましては、これは余り何円、何百円でもいいということになりますとまた管理がなかなか難しくなるものでござりますから、当面、金融機関を除きましては一億円といふような最低の取引単位というものを設けさせていただかたいというふうにも思つております。

それからさらに、御指摘になりました大事な点

につけて銀行の経営に非常に悪影響が及ぶといふような、そういう金融上の摩擦が起るおそれもござりますから、そういう摩擦回避という最も範囲までしかそういう振替を認めないと、あるいは月間を通して平残をとりまして、オランダ勘定とそれから国内の勘定には貸し借りがない限りは細かいかつ技術的な遮断措置をとらなければなりませんから、その内は、要するにチャラであるといふうな、いろいろな勘定とそれから国内の勘定との間での振替を認めよう。

ただしその場合も、例えばオランダ勘定の残高、この数字はまだこれから勉強させていただきたいと思うのでございますけれども、最大限何%の範囲までしかそういう振替を認めないと、あるいは月間を通して平残をとりまして、オランダ勘定とそれから国内の勘定には貸し借りがない限りは細かいかつ技術的な遮断措置をとらなければなりませんから、その内は、要するにチャラであるといふうな、いろいろな勘定とそれから国内の勘定との間での振替を認めよう。

私ども、これも冒頭に申し上げたことでござりますけれども、片一方では、できるだけこの市場は自由で使いやすい市場にしたいという要請と、今お話しの内外遮断という実を上げなきやならぬからぬというようなことも相なるものでござりますから、この預金につきましても、種類、特徴等、自由で使いやすい市場にしたいという要請と、これには細かいかつ技術的な遮断措置をとらなければなりませんから、その内は、要するにチャラであるといふうな、いろいろな勘定とそれから国内の勘定との間での振替を認めよう。

私ども、これも冒頭に申し上げたことでござりますから、この預金につきましても、種類、特徴等、自由で使いやすい市場にしたいという要請と、これには細かいかつ技術的な遮断措置をとらなければなりませんから、その内は、要するにチャラであるといふうな、いろいろな勘定とそれから国内の勘定との間での振替を認めよう。

それからまた、受け入れた預金、借入金等につきまして、どんな預金でもいいということになりますとまた管理がなかなか難しくなるものでござりますから、当面、金融機関を除きましては一億円といふような最低の取引単位というものを設けさせていただかたいというふうにも思つております。

それからさらに、御指摘になりました大事な点

につけて銀行の経営に非常に悪影響が及ぶといふような、そういう金融上の摩擦が起るおそれもござりますから、そういう摩擦回避という最も範囲までしかそういう振替を認めないと、あるいは月間を通して平残をとりまして、オランダ勘定とそれから国内の勘定には貸し借りがない限りは細かいかつ技術的な遮断措置をとらなければなりませんから、その内は、要するにチャラであるといふうな、いろいろな勘定とそれから国内の勘定との間での振替を認めよう。

ういうことも私は大いにあり得るんじゃないかな、こう思うんですが、その辺の調和というものを一体どう考えているのか。あるいは、先ほどもちょっとお話しがありましたら、国内のマネーサプライあるいは金融政策との関連などもこれは関連していくる問題だらうと思うんですが、その辺の、嚴しくするのには結構なんですが、厳しくすると今度は大きくなりにくいという問題が、私はそれはトレードオフの関係にあるんではないだらうか、こう思ふんです。

○政府委員(行天豊雄君) 確かに非常に大事な問題でございますが、先ほども申しましたように、私どもいたしましては、内外遮断という実効を上げ得るような措置を十分講じてまいりたいと思っております。

具体的に申しますと、オフショア勘定とそれから国内の勘定の間の毎日毎日の摩擦回避のための振替の限度でございますけれども、これはまだ実は最終的にかためておりませんけれども、オフショア勘定におきます負債残高の数%以下、まあ四%とか五%とかいうくらいの限度が適当ではないか。つまり一日一日を見てもそれ以上のぶれがあつてはいけない。それから月間を通します平残ではこれは一切借方超過になつてはいけないというふうに考えております。ですから、一日ベースで見ると五%ぐらいのぶれはあるけれども、月を通して見るところはこれには必ずチャラになつて、要するにオフショア勘定と国内勘定の間ではネットの資金の動きは全くなかつたということを確保したいと

いうふうに考えておるわけでござります。

○竹田四郎君 そういう意図はよくわかるんですよ。意図はよくわかるんですが、それを実行される手段といふのはどういうことなんですか。恐らく毎日毎日そういう日計といふのは上がつてくるんだらうと思いますね。それに対してどこかが、おまえのところはこれじゃだめだと指導をしなければ、日本の銀行が大蔵省の言うことを守ると同じように世界の銀行が大蔵省の言うことを守るかというと、日本の銀行だって守らぬところがあ

るんですから、世界の銀行じやなお私は守らぬだろうと思うんですけれども、その辺は大蔵省も毎日毎日その日報を見ながら指導をするんですね。

○政府委員(行天豊雄君) これはもちろん毎日毎日の日計表をそれぞれオフショア勘定を持っております銀行は提出することを義務づけられるわけでございます。それを私どもあるいは日本銀行等がチェックをいたしまして、今お話ししましたように、ルールが決まりますればそのルールに従つて経理が行われておるということを確認をいたすわけでございます。

現在でも、例えれば外国為替銀行の場合持ち高規制という指導がございまして、これは外國為替につきまして資産、負債の残高の差がある限度を超えてはいけないというルールがあるわけでございまして、このルールの確認を行つておるわけでございまして、このルールが決まりますけれども、これにつきましても同じようにそれが銀行から経理の報告がなされておりまして、このルールの確認を行つておるわけでございまして、この問題につきましても私どもうまく作用しておると思つておりますので、このオフショア勘定につきましての経理処理も、まあ確かに事務的には負担になるわけでございます。これは双方にとりまして、銀行の方にとりましてもまた私どもにとりまして新しい負担にはなるわけでございませんけれども、技術的に可能なことではありますけれども、技術的に可能なことではありません。

○竹田四郎君 そのことだけ議論しているわけにはいきませんけれども、私はそこのところが非常に重要だという気がするんですね。余りそういうふうに言つてやかましく言えば、何も東京市場なんかでそんな取引やることはない、香港だってシンガポールだから、これはかなり時間的な問題も同時にあります。

だから、これはかなり時間的な問題も同時にありますけれども、円はどこへ行つたつて通用するじゃないか、こういう議論がありまして、僕も、いやしかし残念なことにまだ、ボンドは昔基軸通貨だったから一ポンドは何ドルだと、こう言つけれども、日本は一円は〇・〇〇五ドルだといふようなことは言わぬぢやないかとか。それから、そうは言つてもペトナムから逃げていく人で円を持って逃げる人はいないぢやないか、やつぱりドルを持って逃げるぢやないか。まあそんな議論をしたことから思いますと、このところは現としては適当でないかも知れませんが、そんな気がいたしたことも事実でございます。

○政府委員(行天豊雄君) 今大臣の御答弁に補足させていただくわけでございますが、先ほど委員御質問のとおり、遮断の実効ある措置というの

が確かに技術的ななかなか容易ならざることでござります。

ただ、一ついい面と申しますか、御承知のとおり、最近銀行経理のコンピューター化が非常に進んでおりまして、恐らくこの経理処理も相当程度機械化が可能であらうと思いますし、その場合かなり複雑な処理もコンピューターの利用によりまして割と簡単にできる。したがつてまた、それを監督する立場にとりまして、一枚一枚帳簿なり伝票を繰るということじやなくて、効果的な監督ができるような時代にはなつておるよう

ニユーヨークの中間にあるという、その時期にやつぱり取引をしたいという時期の問題があるから出たときに、ある会合で、ユーロ円つてどんな札

金ばかりとは限つたことはないと思つんですね。ですから、余り厳しくやつてしまえばせつからくつたオフショア市場がちつとも伸びない。したがつて、円の国際化あるいは円の世界における利

用度といふんですか、そういうものが進んでいかないんじやないか。これからやることでありますから、今までこれがいいか悪いかということはちょっと日本の場合は実績がないから言えないんですけども、どうもその辺がかなり難しいだらうなあというふうに思つます。

これはどうですか、ちょうどそれがうまく作用するところは竹下総理大臣ということになつてゐるだろうと私は思つんですけれども、その辺の問題は竹下さんどういうふうにお考へでしようか。

○国務大臣(竹下登君) 実務的なことをお答え

ます

かと聞かれたこともございました。私もその辺ユーモアを心得ておりまして、聖徳太子さんのところがギリストがかいてあるんじやないかとか、こんな話をしたことがございました。それから、近

実はこの制度は、仮にお認めいただきましても、実際に動き出しますまではしばらく時間がかかると思うのでござりますけれども、そのうち非常に大きな部分はまさにコンピューター化の部分でございまして、それぞれの金融機関が必要なコンピューターを導入し、新しいソフトウエアを開発するというために二、三ヶ月あるいは四ヵ月の時間がかかるというのが非常に大きな要素なのでございます。それだけ時間をかけますれば、私は監督上からもかなり有効なシステムといふものは構築できるんじやないかというふうに考えていることを付言させていただきたいと思います。

○竹田四郎君 何も円とドルだけを扱う市場じゃないものには構築できるんじやないかというふうに考えていることを付言させていただきたいと思います。

○竹田四郎君 何も円とドルだけを扱う市場じゃないものには構築できるんじやないかというふうに考えていることを付言させていただきたいと思います。

○竹田四郎君 何も円とドルだけを扱う市場じゃないものには構築できるんじやないかというふうに考えていることを付言させていただきたいと思います。

○政府委員(行天豊雄君) 現段階はこの法律の御審議をお願いしております段階でござりますので、まだ政令、省令、告示というような下位の段階の準備は銳意進行中でござりますけれども、完了しません。したがいまして今御指摘の経理基準のようなものも日下作業中とてございませんが、これは単に私どもだけじやございませんで、実際にこういう勘定を持ちます民間金融機関の意見も聞かなければなりません。まだ多少時間はかかるのではないかというふうに思っております。

それから地方税の問題につきましては、御指摘のとおりこれはそれぞれの地方公共団体の方で御検討を願う話でございますが、現在のところは特

に御報告申し上げるような事態はございません。

○竹田四郎君 もう時間もありませんが、これは金融そのものではないに、オフショア市場ができるということで、全体の金融環境といいますか、金融じやなくて都市環境と言つたらしいと思う

ですが、そういうことがやがて私は問題になるだろうという気がするんですよ。

と申しますのは、どこへ来ても、今の時代でありますから電話一本でどうにでもなるわけですけれども、現実には、日本は先ほどもお話をありましたように外国銀行がせいぜい七十七くらいといふお話がありますけれども、これがやっぱりondon、ニューヨークあるいはシンガポールにしても日本の倍から三倍、四倍という外国の支店、営業所というのが来ているわけでありますから、日本にも恐らくそういうものが私は来るだろうと思うとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持ってくるということになりますと、今の東京あたりの非常に高いよ

うな環境にあるのかどうなのかという感じもしま

す。それからまたもう一つは、そういうふうになつてまいりますと人間の往来というのも私は当然出

てくるだらうと思うんですね、激しく。そうなつてきますと、人間がどう来て、どうそういう金融センターや周辺に、まあ自分の事務所に来るのかといふようなアクセスの問題というのも私は非常に

重要になつてくるだらうと思うんですね。今ようやく、自分がたまに何としても規制緩和を強

めて、都市再開発に民間活力を生かしていくかな

て、そこで、最近、江崎特命大臣が中心になりますが、これがたまに何としても規制緩和を強

められると、その辺のこともこの問題と一緒に

考えてみないといけないんじゃないでしょうか。これは金融プロパーの問題じゃありませんけれども、全体としてはそういうことを考えないと市場

も大きくなつていかないんじゃないだろうか、こ

んな気がするんですが、その辺は、局長の答弁の範囲じゃなくて、むしろ大臣の答弁あるいは次官の答弁、まあ次官は運輸関係の専門家でありますから、そういう意味では次官の御説明の方がいいかも知れませんけれども。

そういう意味では、アクセスの問題、それからそういうものが入るスペースというのも、おまえら勝手にしろというわけにもいかぬだらうといふような気もしますが、その辺はどうなんでしょうか。

そういうものが入るスペースというのも、おまえら勝手にしろというわけにもいかぬだらうといふような気もしますが、その辺はどうなんでしょうか。

空港のアクセスの問題、それも議論されております。少なくともヘリポートが、その大ビルディングの上にあればそこへ着けるようになりますから、そういう議論もなさ

れておりますし、それからコミュニケーションの大ビルディングの上にあればそこへ着けるよ

う議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそちらの方へいっている

けれども、それでも、どつかに事務所をつく

るとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持つておって、そして我々としても可

能なことはしなきゃいかぬという気持ちを十分に

持たしていただいております。

空港のアクセスの問題、それも議論されております。少なくともヘリポートが、その大ビルディングの上にあればそこへ着けるようになりますから、そういう議論もなさ

れておりますし、それからコミュニケーションの大ビルディングの上にあればそこへ着けるよ

う議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそちらの方へいっている

けれども、それでも、どつかに事務所をつく

るとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持つておって、そして我々としても可

能なことはしなきゃいかぬという気持ちを十分に

持たしていただいております。

空港のアクセスの問題、それも議論されており

ます。少なくともヘリポートが、その大ビルディングの上にあればそこへ着けるよ

う議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそちらの方へいっている

けれども、それでも、どつかに事務所をつく

るとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持つておって、そして我々としても可

能なことはしなきゃいかぬという気持ちを十分に

持たしていただいております。

空港のアクセスの問題、それも議論されており

ます。少なくともヘリポートが、その大ビルディングの上にあればそこへ着けるよ

う議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそちらの方へいっている

けれども、それでも、どつかに事務所をつく

るとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持つておって、そして我々としても可

能なことはしなきゃいかぬという気持ちを十分に

持たしていただいております。

空港のアクセスの問題、それも議論されており

ます。少なくともヘリポートが、その大ビルディングの上にあればそこへ着けるよ

う議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそちらの方へいっている

けれども、それでも、どつかに事務所をつく

るとなれば、やっぱりできる限り金融センター的

なところにそういうものを持つておって、そして我々としても可

### 〔参考〕

昭和六十一年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

昭和六十一年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算についてつきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、五十四兆八百八十六億四千三百万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆五千八百九十億円の増加となつております。

以下、歳入予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙收入は、四十兆五千六百億円

円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、二兆百億円の増加となつております。

この予算額は、現行法による租税及び印紙收入

見込額四十兆二千四百二十億円に、昭和六十一年

度の税制改正による増収見込額三千百八十八億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、住宅減税による減収見込額三百七十億円を差し引いて、十六兆八千百九十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するための所要の改正及び租税特別措置の整理合理化等による増減収見込額を調整して、十二兆七千六十億円を計上いたしました。

たゞこの消費税につきましては、従量税率の引上げ等による増収見込額千二百億円を加えて、九千八百六十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆千三百二十億円、酒税一兆九千七百四十億円、揮発油税一兆五千七百二十億円、物品税一兆六千二百四十億円、關稅五千五百三十億円、印紙收入一兆四千六百二十億円及びその他の各税目を加え、租税及印紙收入の合計額は、四十兆五千六百億円となつております。

第二に、雑收入は、一兆四千二百四十四億八千七百万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、三千七十三億四千七百万円の増加となつております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金一兆二千三億円、日本中央競馬会納付金千九百二千二億七百万円、特別会計受入金三千四百十億二千八億七千八百万円、補助貨幣回収準備資金受入四千三百九十九億円、公債金は、十兆九千四百六十億円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、七千三百四十億円の減少となつております。この公債金のうち、五兆七千億円は、建設公債

の発行によることとし、残余の五兆一千四百六十億円は、特例公債の発行によることと致しております。

「昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

最後に、前年度剩余金受入は、七億八千九百万円となつております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、十二兆五千九百七十八億八千百万円であります。これを二十八億九千九百五十万円であります。

これは、国債費が一兆九百五十三億六千万円増加いたしましたこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきましては、歳入、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、十一兆三千九十五億千八百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債の償還、国債及び借入金の利子等の支払並びにこれら事務の取扱いに必要な経費の財源を、國債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

なお、普通国債の償還財源につきましては、先ほど申し述べました「昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」に基づき、昭和六十一年度において、前年度首国債総額の百分の一・六に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額の繰入は行わないこととしております。

このほか、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じます。

まず、国民金融公庫におきましては、収入四千五百十二億二千万円、支出四千二百二十七億千七百万円、差引き七十四億九千七百万円の支出超過となつております。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第三に、経済協力費につきましては、六百五十億円は、发展途上国に対する食糧増産援助等に必

要なものであります。

第四に、国民金融公庫補給金につきましては、三百三億八千九百万円を計上いたしておりますが、この経費は、国民金融公庫の業務の円滑な運

営に資するために必要なものであります。

最後に、子供費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしました。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも七千百八十億千五百万円となつております。

次に、印刷局特別会計におきましては、歳入八百六十億円、歳出七百二十九億七千三百万円、差引き七十六億三千七百万円の歳入超過となつております。

以上申し述べました各特別会計のほか、資金運用部、国債整理基金、外国為替資金、産業投資、地震再保険及び特定国有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、国民金融公庫におきましては、収入四千五百十二億二千万円、支出四千二百二十七億千七

百万円、差引き七十四億九千七百万円の支出超過となつております。

このほか、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じま

よろしく御審議のほどお願い申上げます。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百一十八号）の一部を次のようになります。

第二十条第一号中「第四号」の下に「及び第二十二条第一項」を加える。

第二十二条第一項中「第二十四条第一項」を「第一号に掲げる資本取引のうち、本邦にある外國為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引で当該外國為替公認銀行における該取引に係る資金の運用又は調達に関する經理が特別國際金融取引勘定において同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項に規定する特別國際金融取引勘定（以下この項において「特別國際金融取引勘定」といふ）とその他の勘定との間に於ける資金の振替その他の特別國際金融取引勘定の經理に関する事項及び特別國際金融取引勘定において經理される取引又は行為に關し當該取引又は行為の相手方が非居住者であるとの確認その他必要な事項については、政令で定める。

第二十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の「特別國際金融取引勘定」とは、本邦に

ある外國為替公認銀行が、非居住者（外國法令

2 2 第二十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 2 第二十二条第一項の次に次の二項を加える。



浦田忠夫 外二万八千八百五十  
三名  
紹介議員 小西 博行君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二七号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 東京都日野市南平七ノ二一ノ一四  
高橋輝男 外二万四千三百九十

紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二八号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(三十一通)

請願者 神戸市須磨区友が丘七ノ五九  
田康之 外一万四千五百三十五名

紹介議員 関 嘉彦君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二九号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(三十一通)

請願者 愛知県岡崎市島坂町鳥山三一  
垣光俊 外三万二百二十六名

紹介議員 田渕 哲也君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三〇号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 神奈川県平塚市東八幡一ノ一〇  
一四 小松正男 外二万八千九百

紹介議員 田渕 哲也君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三一号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十七通)

請願者 東京都練馬区谷原一ノ一四ノ一七  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

紹介議員 中村 錠一君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三二号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十七通)

請願者 東京都練馬区谷原一ノ一四ノ一七  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

榎本光男 外二万五千九十八名  
紹介議員 抜山 映子君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三三号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 幸 外二万六千六百六十二名  
紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三四号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 幸 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 柳澤 錬造君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三五号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三六号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(八通)

請願者 滝賀県彦根市京町一ノ六ノ一六  
池田一雄 外千五百九十九名  
紹介議員 中村 錠一君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三七号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(八通)

請願者 長崎市稻佐町一ノ一ニ一  
浦川孝  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三八号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三九号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四〇号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四一号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四二号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四三号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願(二十九通)

請願者 弘 外二万九千九百九十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

紹介議員 稲山 篤君

最低限の引上げによること。

昭和六十一年度予算は財政再建の名のもとに一般歳出は四年間連続伸び率零となり、防衛費は六・五八ペーセント増である反面、医療・福祉・教育

・住宅など暮らしに關係する予算是きん少な引上げにとどまっている。また、中曾根内閣総理大臣は、第一回国会で直間比率の是正など戦後の税制を抜本的に改革する考えを明らかにした。いま、国民が求める公平な税制とは、同じ所得の人には同じ負担をし、また、勤労所得に軽く、不労所得に重く課税する。更に、勤労者の生活費を保障

するために生活費に課税しないことが原則である。しかし、現在の税制は、これらの原則を保障する累進課税や綜合課税などを骨抜きにし、大企業・大資産家優遇の租税特別措置をはじめとする特權的な運用をしている。これを改めるため、応能負担原則に反する一切の不公平な税制の是正と不要不急の歳出を削減すれば大型簡接税などの新税の創設をしないでも、所得税・住民税等の大額減税と財政再建が可能である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

1 総収入申告制度の強化等による所得捕捉率の引上げと脱税防止のための制度・運用の見直しをすること。

2 医師優遇税制（社会保険診療報酬に対する特例措置）を廢止すること。

3 非課税貯蓄制度の存続を前提に、限度額管理を徹底するための有効な措置を講ずること。

4 異常な赤字法人増加に対応するため、外形標準課税の導入などの措置を講ずること。

5 事業所得における専従者給与・みなし法人における事業主報酬に対する適正基準を定め、これの乱用による所得分散を規制すること。

6 租税特別措置を厳しく見直し、政策効果の薄いものや特定業種に対する措置等は撤廃すること。

7 税務執行体制の充実と徵稅事務の効率化をすること。

8 所得税減税は、次の内容を重点として実施すること。

9 (1) 給与所得控除、人的三控除の改訂により課税最低限引き上げること。

(2) 中堅所得層を中心とした税率構造の見直しをすること。

(3) 住宅取得費用を軽減するための住宅減税を実施すること。

(4) 子女教育費負担を軽減するための教育費減税を実施すること。

(5) 退職後の生活安定のための退職所得減税を実施すること。

(6) 住民税減税は、人的三控除を改訂し、課税

3 第六四五号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願

請願者 田代富士男君  
国分利一 外六千五百八十五名  
紹介議員 田代富士男君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

4 第六四六号 昭和六十一年三月十四日受理  
税制改革・減税に関する請願

請願者 宮城県仙台市通町二ノ三ノ二二  
一外六千五百八十五名  
紹介議員 田代富士男君  
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四六号 昭和六十一年三月十四日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 大阪府豊中市東豊中町一ノ二六〇 藤城浩二 外九百九十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六四七号 昭和六十一年三月十四日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 京都市上京区立売通室町西入 戸川健史 外九百六十九名 紹介議員 稲村 総夫君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
第六四八号 昭和六十一年三月十四日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 兵庫県姫路市上大野三ノ八ノ三九 松原行弘 外三千二百八十九名 紹介議員 上野 雄文君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
第六四九号 昭和六十一年三月十四日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 安達克之 外七百二十九名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
第六五六号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願(四通) 請願者 広島市西区己斐上三ノ四三ノ一〇 新居利恵 外四千四百九十九名 紹介議員 中野 鉄造君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六五八号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 岡山県倉敷市田ノ上六四七ノ四 浅野立夫 外八百九十九名 紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六五九号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願(六通) 請願者 千葉市高浜五ノ二ノ七 北原一則 紹介議員 峯山 昭範君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六〇号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 長野県岡谷市長地四、二九七ノ一 武井英一 外七百十八名 紹介議員 村沢 牧君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六一号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県多紀郡丹南町大沢 下園いそ子 外九百九十九名 紹介議員 稲村 総夫君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
第六六二号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 大阪府寝屋川市堀溝三ノ九ノ一六 平尾良一 外九百九十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六三号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 新潟市幸西三ノ二ノ二九 長沼博 外四千九百九十九名 紹介議員 本岡 昭次君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六五六号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 大阪府泉南郡岬町深日一、六一六 新田雅昭 外一万九千九百九十九名 紹介議員 飯田 忠雄君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六四号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 東京都中央区佃三ノ七ノ一 萩原克恵 外四千三百四十名 紹介議員 太田 淳夫君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六五号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 横浜市戸塚区矢部町一、五四一 木戸修 外千九百四十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六六号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 愛知県豊田市桝塚西町若宮四五三 里勉 外九百四十九名 紹介議員 寺田 熊雄君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六七号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市千僧四ノ二二三 宮第六六八号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘八ノ二ノ五 紹介議員 峯山 昭範君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六六九号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(三通) 請願者 兵庫県伊丹市千僧四ノ二二三 宮第六七〇号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 川秀幸 外九百九十九名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七一号 昭和六十一年三月十五日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 兵庫県多紀郡丹南町大沢 下園いそ子 外九百九十九名 紹介議員 稲村 総夫君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七二号 昭和六十一年三月十五日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 兵庫県多紀郡丹南町大沢 下園いそ子 外九百九十九名 紹介議員 稲村 総夫君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七三号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 愛知県豊田市桝塚西町若宮四五三 里勉 外九百四十九名 紹介議員 寺田 熊雄君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七四号 昭和六十一年三月十五日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市千僧四ノ二二三 宮第六七五号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(二十通) 請願者 楠木県真岡市台町三、〇一〇ノ一 紹介議員 峯山 昭範君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七六号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 神奈川県藤沢市羽鳥一ノ三ノ二ノ一〇 一〇一 鹿野正生 外二千九百九十九名 紹介議員 中村 哲君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七七号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 川秀幸 外九百九十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七八号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 横浜市戸塚区矢部町一、五四一 木戸修 外千九百四十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六七九号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市千僧四ノ二二三 宮第六八〇号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘八ノ二ノ五 紹介議員 峯山 昭範君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六八〇号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘八ノ二ノ五 紹介議員 峯山 昭範君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

横井安子 外三千五十六名	紹介議員 秋山 長造君	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
第六八一号 昭和六十一年三月十七日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する 請願	紹介議員 松本たみ子 外九百六十一名	第六八一号 昭和六十一年三月十七日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する 請願
請願者 神戸市長田区四番町三ノ二〇九 紹介議員 久保田真苗君	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	請願者 神戸市長田区四番町三ノ二〇九 紹介議員 久保田真苗君
第六九一号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(二十二通)	紹介議員 桑名 義治君	第六九五号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願
請願者 神奈川県秦野市春日町五ノ六 紹介議員 野田 哲君	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 京都府福知山市岡ノ六六 浦松清 紹介議員 桑名 義治君
第六九二号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(六通)	紹介議員 沢裕 外二万五千九百九十九名	第六九六号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(十通)
請願者 東京都三鷹市大沢一ノ一ノ五〇 紹介議員 新沢敏昭 外一千六百四十九名	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 宮城県仙台市八本松一ノ一三ノ一 紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六九三号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(五通)	紹介議員 服部 信吾君	第六九七号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願
請願者 岩手県大船渡市大船渡町茶屋前六〇ノ六 十九名	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 東京都足立区栗原三ノ二一ノ一八 紹介議員 角田和作 外三千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六九四号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(二十通)	紹介議員 藤原 房雄君	第七〇一号 昭和六十一年三月十七日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する 請願
請願者 静岡県浜松市吳松町一、三九一 藤野利昭 外一万四千二百四十九	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 神戸市灘区琵琶町一ノ七ノ三 阪 紹介議員 本美智子 外千六十六名
第六九五号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(二十四通)	紹介議員 片山 基市君	第七〇二号 昭和六十一年三月十七日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する 請願
請願者 山内きよ子 外一万九千九百九 十九名	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	請願者 広島県尾道市向東町一二、六三六 紹介議員 平林道次 外一万九千九百九 九名
紹介議員 本岡 昭次君	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	紹介議員 伏見 康治君
第六九六号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(五通)	紹介議員 藤原 房雄君	第七一一号 昭和六十一年三月十七日受理 国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 岩手県大船渡市大船渡町茶屋前六〇ノ六 川戸裕民 外四千九百九	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 東京都青梅市東青梅三ノ九ノ一多 摩西部民主商工会内 山崎昭利
第六九七号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願	紹介議員 片山 基市君	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第六九八号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願	紹介議員 片山 基市君	第七一二号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願
請願者 東京都下池袋九ノ一ノ一 二ノ一〇三 杉本裕志 外千九百九 九十九名	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	請願者 東京都下池袋九ノ一ノ一 二ノ一〇三 杉本裕志 外千九百九 九十九名
紹介議員 本岡 昭次君	この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	紹介議員 内藤 功君
第六九九号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(一通)	紹介議員 菅野 久光君	第七一二号 昭和六十一年三月十八日受理 大型間接税の導入を取りやめ所得税の大額減税実 現等に関する請願
請願者 滋賀県彦根市平田町一〇〇ノ六 藤野利昭 外一万四千二百四十九	この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	請願者 東京都練馬区高野台五ノ一〇ノ一 八 清水協子 外四十一名
第七〇〇号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願(一通)	紹介議員 大木 正吾君	紹介議員 大木 正吾君
第七〇一号 昭和六十一年三月十七日受理 税制改革・減税に関する請願	中曾根内閣総理大臣は、第百二回国会で、直間比率の是正など抜本的な税制改革に取り組む考え方を明らかにした。いま、すすめるべきことは、応能	第七〇〇号 昭和六十一年三月十七日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する 請願

負担の原則に反するいつさいの不公平な税制の是正、特に、大企業・大資産家優遇措置をはじめとする特權的な減免税を改めるとともに、不要不必要な歳出を削減することである。このようにすれば大型間接税などの新税の創設をしないでも、所得税・住民税等の大額減税と財政再建が可能である。ついては、次の事項について実現を図られたい。	
一、いかなる大型間接税も導入しないこと。	
二、課税最低限(人的控除)の引上げによる大幅減税すること。	
三、不公平税制を改めること。	
第七二八号 昭和六十一年三月十八日受理 大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願 請願者 橋敏昭 外四千七百八十九名 紹介議員 大木 正吾君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	第七二九号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市本町二ノ七一 高橋 富貴子 外四千九百九十九名 紹介議員 松前 達郎君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七一九号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 山梨県中巨摩郡若草町鏡中条三、倉 紹介議員 二宮 文造君 名 七〇〇 有賀知則 外八百九十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	第七七五号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(五通) 請願者 東京都西多摩郡日の出町平井二、一九六 岡田隆右 外四千九百九十九名 紹介議員 本岡 昭次君 十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七一〇号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(一通) 請願者 福岡県宗像市稻元一、一五二ノ二 紹介議員 原田 立君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	第七七六号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(三通) 請願者 岡山県倉敷市福江一、二〇〇ノ三 明石幸一 外二千九百九十九名 紹介議員 安永 英雄君 名 吉武豊晴 外千二百九十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七二一号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(四通)	第七七七号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(三通) 請願者 鹿児島県加世田市川畑一、八四三 片野範行 外二千九百九十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七九〇号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 岡山県倉敷市中島二、七七〇ノ一 板谷秀樹 外五百九十九名 紹介議員 峰山 昭範君 子外千二百六十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	第七九一号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 神奈川県藤沢市葛浦沢一〇六ノ七 雲丹亀勇 外九百九十九名 紹介議員 白木義一郎君 村上武男 外二千九十九名 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七九二号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 滋賀県大津市伊香立南庄一、四 九八ノ一 野田秀一 外五百八十三名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。	第七九三号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願(十九通) 請願者 大阪府堺市神野町三丁二ノ一六 小野木康雄 外一万千三百四十九 紹介議員 大川 清幸君 名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
第七九四号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 神戸市東灘区本山南町七ノ八ノ六 ノ五〇三 東堤俊人 外二千六百 功外二千四百六十九名 この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	第七九〇号 昭和六十一年三月十八日受理 税制改革・減税に関する請願 請願者 滋賀県志苦 裕君 この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

紹介議員 太田 淳夫君	八十八名
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第七九五号 昭和六十一年三月十八日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ六三ノ七 井上公司 外九百九十九名	紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第七九六号 昭和六十一年三月十八日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 茨城県日立市助川町一ノ三ノ六 増子ゆり子 外三千八百九十九名	紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八〇一号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 広島県呉市焼山町政畠一ノ二ノ一 ○ 小南俊之 外七百九十九名	紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八〇二号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 广島県福山市津之郷町加屋六七 一八 阿部野和彦 外八百九十九名	紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八〇八号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市八坂東二丁目 磐本 孝夫 外千二百九十九名	紹介議員 多田 淳夫君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八〇八号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 佐賀県神埼市立石町新田二四 小	紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八五七号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 神戸市西区平野町福中二ノ六ノ一	紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八〇九号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願(三通)
請願者 静岡県浜松市庄和町一、八三七 二 石塚俊三 外二千九百九十九	紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八五三号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 名古屋市名東区藤里町一、二〇一 本江和夫 外二千四百四十九名	紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八五四号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 東京都江戸川区東瑞江二ノ三八 細野謙一郎 外四千九百九十九名	紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八五五号 昭和六十一年三月十九日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 岐阜県八束郡鹿島町佐陀宮内三 三崎朋宏 外九百九十五名	紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八六〇号 昭和六十一年三月十九日受理	国民本位の税制改革等に関する請願(二通)
請願者 神戸市長田区源平町一〇ノ二 恒夫 外一万百十三名	紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八六一號 昭和六十一年三月十九日受理	国民本位の税制改革等に関する請願(二通)
請願者 上田耕一郎君	紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。	
第八六八号 昭和六十一年三月二十日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市乾町六〇ノ三 木秋男 外二万九百九十九名	紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八七二号 昭和六十一年三月二十日受理	税制改革・減税に関する請願(二十一通)
請願者 岩手県大船渡市大船渡一 田一男 外九百九十五名	紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八七三号 昭和六十一年三月二十日受理	税制改革・減税に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市井手一、五八二 吉	紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	
第八七四号 昭和六十一年三月二十日受理	税制改革・減税に関する請願(五通)
請願者 長野県小諸市甲一、一七一 忠地 義雄 外四千七十名	紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。	

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八七九号 昭和六十一年三月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田一三八 飛

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八八〇号 昭和六十一年三月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 東京都立川市羽衣町二二九一

一立川民主工会内 鈴木亮平

外二千五百五十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八八一号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 茨城県日立市多賀町三ノ一ノ二一

細谷ふみ江 外七百九十九名

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八二号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都八王子市四谷町七三二ノ六

三浦和夫 外九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八三号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 香川県高松市太田上町六三三ノ一

清遠敬一 外五千二百三十七名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八四号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市築瀬町一五ノ一六

大森祥子 外八百九十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八五号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 長崎市深堀町一ノ一四五ノ四 内

野幸代 外四千九百九十九名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八六号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(二十通)

請願者 茨城県日立市日高町三ノ一七ノ一

一菊地健治 外一万千九百九十九名

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八七号 昭和六十一年三月二十日受理

大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太一ノ一三ノ三一

池田允俊 外二千四百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八八号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区北千束一ノ四五ノ二

東急大岡山清和寮 嶋山多喜子

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八九号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 北海道釧路市益浦一ノ一二ノ三

藤岡正人 外一千二百五十九名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に對して有価証券の価値を営む者について登録制度を実施し、その事業に對し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「投資顧問業」とは、当事者の一方が相手方に對して有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断をいう。以下同じ。)に關し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として發行されるもので、不特定多数の者により隨時に購入可能なもの)を除く。その他の方法により助言を行ふことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことをする契約をいう。

第三条 この法律において「投資顧問業者」とは、顧客に対する投資顧問契約に基づく助言を行ふ營業を行う者をいう。

第四条 この法律において「投資一任契約」とは、投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

第五条 この法律において「有価証券」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第十五号)第一条第一項及び第二項に規定する有価証券(同法第八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。)をいう。

第六条 この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 登録(第四条—第十条)
- 第三章 業務(第十一条—第十三条)
- 第四章 投資一任契約に係る業務(第二十四条—第三十三条)
- 第五章 監督(第三十四条—第四十一条)
- 第六章 証券投資顧問業協会(第四十二条—第四十八条)
- 第七章 雜則(第四十九条—第五十三条)
- 第八章 償則(第五十四条—第六十一条)
- 附則



第十条 投資顧問業者は、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、主たる営業所及びその他の営業所ごとに、投資顧問業者の営業の実情及び投資者の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 投資顧問業者は、政令で定めるところにより、当該投資顧問業者のために所要の営業保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてある金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 投資顧問業者は、第一項の営業保証金について供託第三項の契約の締結を含む。を行ひ、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、投資顧問業（投資顧問業の開始後新たに営業所を設置したことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、当該営業所に係る投資顧問業）を開始してはならない。

6 投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に關し、当該投資顧問業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。第十項において同じ。が第二項の政令で定める。

8 投資顧問業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省

令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第五十六条第一号において同じ。）を行い、その旨を逓滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、前条第一項各号に該当する第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の営業所に係る投資顧問業の廃止その他理由により営業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令により戻すことができる。

11 前項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定められたる。第三章 業務

### （標識の掲示）

第十一條 投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。（名義貸しの禁止）

（標識の掲示）

第十二条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならない。

（広告等の規制）

第十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

2 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言の実績その他大蔵省令で定める事項

（契約締結前の書面の交付）

第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 報酬に関する事項

三 第十八条から第二十条までの規定に関する事項

（契約締結時の書面の交付）

### 第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、逓滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 助言の内容及び方法

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）

六 賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（契約締結前の書面の交付）

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結

項について、著しく事實に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより大蔵大臣が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行う助言の内容について保証しているかのように人を誤認させるような表示をしてはならない。

4 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（書面による解除）

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりそ

の契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行つてその書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合において、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

（証券取引行為の禁止）

第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止）

第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者と

している顧客に対し、大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無

二 前号の場合において、売買を行つた事実が

あるときは、その売買の別

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（書面による解除）

して政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価

証券を預託させなければならない。

(金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止)

第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十一条 投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一、投資顧問契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。  
二、特定の有価証券に関し、助言を受けた顧客の売買に基づく価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

第二十三条 投資顧問業者又はその代理人、使用者その他の従業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一、顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。  
二、顧客を勧誘するに際し、顧客に対し、特別の利益を提供することを約すること。  
三、その他投資者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為。

(認可) 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を得る。

第五章 投資一任契約に係る業務

可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社にて、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)でなければならぬ。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者に対し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登録に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十五条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができます。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一、商号及び住所  
二、資本の額  
三、取締役及び監査役の氏名  
四、営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第二十七条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一、認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二、認可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであることを。

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合には、

大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当する

こととなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(認可の条件)

第二十五条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができます。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一、投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。  
二、第三十一条ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

(取締役の兼職の制限)

第二十七条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に從事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にあらざる者を除く。))は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に從事し、又は事業を営んではならない。

(兼業の制限)

第二十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投

資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことができない。た

だし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むこと、ができない。た

められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(報告書の交付)

第二十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投

資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合には、

められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(報告書の交付)

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投

資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、三月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十

八条から第二十三条までの規定は、投資顧問業者が第二十四条第一項の認可を受けた投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項中「自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「投資判断」と、

あるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」とあるのは「投資の範囲及び投資の実行に関する事項」とあるのは「第十九条及び第二十条」と、第十五条第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」と、同条第五号中「事項」(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む)とあるのは「事項」と、第十六条中「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第四十九条に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」と、第二十二条第一号中「助言を受けた顧客の売買」とあるのは「投資顧問業者

が顧客から「任されて行つた投資」と、「助言を行つ」とあるのは「投資判断に基づく投資を行ふ」と読み替えるものとする。

### 第五章 監督

#### (業務に関する帳簿書類)

第三十四条 投資顧問業者は、太蔵省令で定めるところにより、有価証券の価値又は有価証券の

価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

#### (営業報告書の提出及び総覧)

第三十五条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、太蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、太蔵省令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護が必要と認められる部分を公衆の総覧に供しなければならない。

(立入検査等)  
第三十六条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (業務改善命令)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者の業務の

運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方針の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることがで

きる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、太蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

#### (登録の取消し等)

第三十八条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)のいずれかに該当することができる。  
二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

#### 三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 大蔵大臣は、投資顧問業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は投資顧問業の所在

(法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該投資顧問業者から申出がないときは、当該投資顧問業者の登録を取り消すことができる。

4 第一条第一項の規定による認可による求めがあつたときは、正當な理由がないのに、これを拒んではならない。

#### (登録等の抹消)

第四十条 大蔵大臣は、第九条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録が抹消しなければならない。

2 大蔵大臣は、第二十九条第二項若しくは前条第二項の規定により認可がその効力を失つたとき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四条第三項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

#### (監督処分の公告)

第四十一条 大蔵大臣は、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

#### 第六章 証券投資顧問業協会

##### (証券投資顧問業協会)

第四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図るために、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、証券投資顧問業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法

に該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第二十五条第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

2 第二十四条第一項の認可を取り消したとき。

2 第二十五条第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令) 第四十七条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

2 第三十七条第一項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(全国証券投資顧問業協会連合会) 第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的として、全国を単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会でない者は、全国証券投資顧問業協会連合会といふ名称を用いてはならない。

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

(第七章 雜則)  
(外国法人等に対する特例等) 第四十九条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合において、当該法人又は個人に対する第三十五条第一項に規定する營業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国で投資顧問業を営む者の駐在員事務所の設置の届出等) 第五十一条 外国で投資顧問業を営む者(投資顧問

業者を除く。以下この条において同じ。)は、有価証券の市場に関する情報の収集及び提供その他のを行いうため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行いう施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、外国で投資顧問業を営む者に対して、前項の施設において行う同項に規定する業務に関し報告又は資料の提出を求めることがで

3 不正の手段により第四条の登録を受けた者

2 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十二条

2 第二十四条第一項の認可を受けないで投資第一任契約に係る業務を行った者

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(権限の委任) 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、証券取引行為を行つた者

3 第十九条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

4 第二十一条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

5 第二十五条第一項の規定により付した条件に違反した者

6 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者

7 第三十二条第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

8 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投

金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該人のため投資を行うことを営業とした者

2 第四条の登録を受けないで投資顧問業を営んだ者

2 第十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業を営む者

3 不正の手段により第四条の登録を受けた者

2 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者

4 第十三条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

5 第十三条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

6 第十四条、第十五条又は第十六条(第三十

七 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

8 第三十三条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれら

9 第三十四条の規定に違反して、報告書若しくは三十万円以下の罰金に処する。

10 第五条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

11 第八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 第十一条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んだ者

2 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

2 第十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませた者

3 不正の手段により第四条の登録を受けた者

2 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十二条

2 第二十四条第一項の認可を受けないで投資第一任契約に係る業務を行つた者

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(権限の委任) 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、証券取引行為を行つた者

3 第十九条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

4 第二十一条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

5 第二十五条第一項の規定により付した条件に違反した者

6 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者

7 第三十二条第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書類に虚偽の記載をして提出した者

8 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投

四 第十一条第一項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二十六条第一項の認可申請書又は同条第一項の書類に虚偽の記載をして出した者

六 第三十条の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

七 第三十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

八 第三十五条第一項の規定による營業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした營業報告書を提出した者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項（第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに第四十二条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

二 第四十七条第一項（第四十八条第四項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第六十条 第十条第四項の規定による命令に違反して供託しなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条第一項又は第四十八条第三項の規定に違反して、証券投資顧問業協会又は全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いた者

三 第五十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる者（普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間（次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第十九条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。）

第三条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間（次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。）

第四条 この法律の施行の際現に第五十条第一項に規定する施設を設置している者は、この法律の施行の日から三月以内に当該施設について同一項目に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は同項の規定によりされた届出とみなす。

（登録免許税法の一部改正）  
第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

一 前項の規定により引き続き投資顧問業を営む場合においては、当該信託業務を

二 第四十七条第一項（第四十八条第四項にお

いて、当該信託業務を営む銀行に対しても第十二条、第十二条、第十三条第二項、第十四条（第三号を除く。）、第十五条、第十七条、第二十二条、第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項の規定（こ

とができる場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

二 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、その者を投資顧問業者とみなして、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三まで、第三十四条から第三十七まで並びに第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項（第二号を除く。）を、当該委託会社に対しては第十二条、第十二条、第十三条第二項及び第二項、第十四条から第二十三まで、第三十三条まで、第三十四条から第三十七まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項の規定（これら

における罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

三 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

四 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた信託業務を営む銀行又は委託会社を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

五 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

六 条、第十二条、第十三条第二項、第十四条（第三号を除く。）、第十五条、第十七条、第二十二条、第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項（第二号を除く。）

七条まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項（第二号を除く。）

(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十年法律第号)第四条(登録)の規定による 投資顧問業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十年法律第号)第一項(認可)の規定による 投資一任契約に係る業務の認可	認可件数	一件につき十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号の次に次の一号を加える。

七十九の二 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第二号)に規定する投資顧問業をいふ。次条第四十五条の二において同じ)を営む者の登録及び監督に、関するこ

と。

第四条第八十号の次に次の一号を加える。

八十九の二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の監督に関するこ

と。

第五条第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、これを監督すること。

八十九の二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の監督に関するこ

と。

第五条第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、これを監督すること。

七 不動産の信託の受益権

第九条の三第三項中「第三十一条の四第三項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の四及び第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一

項を「浮さん橋」を「浮桟橋」と、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の一号を加える。

七 不動産の信託の受益権

第九条の三第三項中「第三十一条の四第三項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の四及び第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一

項を「浮さん橋」を「浮桟橋」と、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の一号を加える。

七 不動産の信託の受益権

第九条の三第三項中「第三十一条の四第三項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の四及び第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一

一項の次に次の一項を加える。

二 中央審議会は、前項に規定するもののほか、第一十八条の二第二項及び第二十八条の四の規定により諸問題される事項を調査審議する。

三 第十四条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第十八条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加え、「一むね」を「一棟」に改める。

五 第二十条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

六 第十八条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

七 第二十八条の次に次の四条を加える。

八 第二十九条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

九 普通財産である土地(その土地の定着物を含む)を信託しようとするとき。

十 第二十九条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加え、「一むね」を「一棟」に改める。

十一 第二十九条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

十二 第二十九条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

十三 第二十九条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

十四 第二十九条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

十五 第二十九条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

十六 第二十九条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

十七 第二十九条第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

十八 第二十九条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同

項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くほか」に改める。

すると見込まれる利益が、当該土地の貸付け又は売払いをすることにより国の通常享受する利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

2 各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

4 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

5 その他政令で定める事項

6 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

7 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

8 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

9 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

10 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

11 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

12 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

13 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

14 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

15 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

16 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

17 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

18 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

19 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

20 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

21 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

22 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

23 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

24 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

25 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

26 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

27 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

昭和六十一年四月二十二日印刷

昭和六十一年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局